山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀　要

第５号

目　　次

論　文

ウェーブレット変換を用いた心拍変動解析の基礎的検討
——計算課題による精神的負荷時のパワースペクトルについて——……本多　薫　1

死と再生のバルカローラ
——黒澤明の映画『生きる』における『ゴンドラの唄』をめぐる断章——　……相沢直樹　15

フェノロサのガードナー夫人宛書簡
——マリオン・クロフォードへの批判をいかに解釈すべきか——……伊藤　豊　37

研究ノート

フランスにおける郷土圏（Le pays）……北川忠明　49

社会文化システム研究科彙報（2007 年度）……71

投稿規程……75

平成 20 年 8 月

ウェーブレット変換を用いた心拍変動解析の基礎的検討
－計算課題による精神的負荷時のパワースペクトルについて－

本　多　　薫
（文化システム専攻心理・情報領域担当）

１．はじめに

生体反応には，主に自律神経系の反応と中枢神経系の反応がある[1)]。自律神経系の反応としては心拍数や血圧に代表される循環器系反応，手掌の発汗等の皮膚電気活動および瞳孔反応等があり，精神的・身体的な負担がかかると自律神経系の活動が活発になり，心拍数の上昇や血圧の変動などの現象が現れる。また，中枢神経系の反応としては自発脳波の波形変化や誘発電位の発生等がある。人間工学などの分野においては，生体反応を用いた生体負担の評価に心拍変動（心拍のＲ－Ｒ間隔の変動）を取り上げ，その変動から自律神経活動を計測する試みが行われている[2) 3)]。心拍変動に関する先行研究としては，1973 年に Sayers[4)] が心拍変動のスペクトル解析を行い複数の変動成分が存在することを示した。その後，医学や生理学の分野でも検討がなされ，心拍変動には呼吸性洞性不整脈成分である高周波数成分（HF 成分：0.25Hz）と血圧の Mayer wave に関連した洞性不整脈である低周波数成分（LF 成分：0.1Hz）があり，HF 成分は副交感神経活動を示し，LF 成分は交感神経と副交感神経の両方の支配を受けているが，主に交感神経活動を示すことが明らかにされている[5) 6) 7)]。

心拍変動解析は，心電図からＲ波とＲ波の発生間隔の時間（以下，Ｒ－Ｒ間隔という）を抽出し，Ｒ－Ｒ間隔の変動から自律神経活動を捉えるものである。これまでの研究では，Ｒ－Ｒ間隔を自己回帰モデルやフーリエ変換によるパワースペクトル解析を行い周波数と振幅（パワー）を抽出する方法が用いられることが多かった。しかし，人間の自律神経の活動は時々刻々変化しており，それに呼応してＲ－Ｒ間隔が非定常に変動するため，従来の解析方法では時間的な変化を捉えることは難しい。そのため，自律神経活動の時間的な変化を捉えるために短時間フーリエ変換によるパワースペクトル解析などの導入が試みられているが，スペクトルが時間と共に大きく変化する場合には，時間軸での局所性が悪くなることが知られており[8)]，急激に信号が変化する非定常信号を解析することには限界があった。このような非定常信号である時系列の時間－周波数解析手法にウェーブレット変換（wavelet transform）があり，心拍変動解析にも応用されてきている[9) 10) 11)]。精神的・身体的な負担がかかるとＲ－Ｒ間隔が変動する。特に運動などによる身体的な負荷がかかると，運動中枢の興奮による自律神経活動よりＲ－Ｒ間隔が大きく変動する[12)]が，それに比較して精神的な負荷ではＲ－Ｒ間隔の変動は小さく，数秒の短時間で変化した場合には自律神経活動を捉えることが難しいと思われる。しかし，これまでのウェーブレット変換を用いた心拍変動解析の研究では，精神的な負荷が与えられた場合の自律神経活動を秒単位で捉えることができるのかは明確に示されていない。

そこで，本研究では計算課題による精神的負荷時のＲ－Ｒ間隔を測定する。そのＲ－Ｒ間隔をウェーブレット変換によるパワースペクトル解析を行い，計算課題開始時のＲ－Ｒ間隔が変化した場合のパワースペクトルから自律神経活動を捉えることができるのかを検討する。

２．ウェーブレット変換による心拍変動解析

心拍の時系列データ（Ｒ－Ｒ間隔）は非定常な信号であり，これまでのフーリエ変換を用いた解

析では，時間軸に沿ったある対象区間の平均としてのスペクトルが得られるため，時間的情報が失われる。そのため，短時間フーリエ変換などが提案されているが，周波数分解能の低下などの問題点があり，この欠点を補う手法にウェーブレット変換がある[13]。ウェーブレット変換による時系列データの解析は，フーリエ変換を用いる解析に比べると周波数特性が時間の関数として与えられることになり，時間軸，周波数軸，パワー強度の3次元情報として得られる利点があるため，非定常な生体信号の時間的変化を解析するのに有効な手法であると考えられる。

本研究における心拍変動の解析は，R－R間隔のデータに対してウェーブレット変換（基底関数：ガボール）によるパワースペクトル解析を行い，0.05～0.15Hz付近に中心周波数をもつ低周波数成分（LF）と0.20～0.40Hz付近に中心周波数をもつ高周波数成分（HF）を抽出した。0.1Hzの周期を含むLF成分は血圧変動に関連したものであり，交感・副交感神経活動の反映を示し，0.25Hzの周期を含むHF成分は呼吸変動に関連したもので，副交感神経活動を反映していると言われている[4)5)14)]。よって，0.05Hz以下を除く0.05Hz～0.15Hzのパワーの総和をLF成分，0.15Hz以上～0.475HzのパワーのHF成分とした。

生体に精神的または身体的な負荷がかかると，交感神経活動が活発になり，副交感神経活動が抑制されることは多くの研究から明らかとなっている[15)16)]。そのため，心拍変動の解析では，LF成分とHF成分の比率から交感神経活動と副交感神経活動のバランスを分析することが一般的である。LF／HFの増加は交感神経活動と副交感神経活動とのバランスが交感神経側に傾いていることを示し，LF／HFの低下はその逆を示すと考えられている[15)]。また，ウェーブレット変換によるR－R間隔のパワースペクトル解析により，LF／HFを秒単位で抽出し，自律神経活動を評価している研究もある[17)]。よって，本研究ではR－R間隔をウェーブレット変換によるパワースペクトル解析を行い，LF／HFを秒単位で抽出することとした。なお，本研究ではR－R間隔をウェーブレット変換によるパワースペクトル解析を行い，秒単位で各周波数のパワーを出力することができる心拍変動解析システムを開発した。

本研究で開発したウェーブレット変換による心拍変動解析システムが，入力信号を的確に処理できているのかを確認するために，心拍変動のスペ

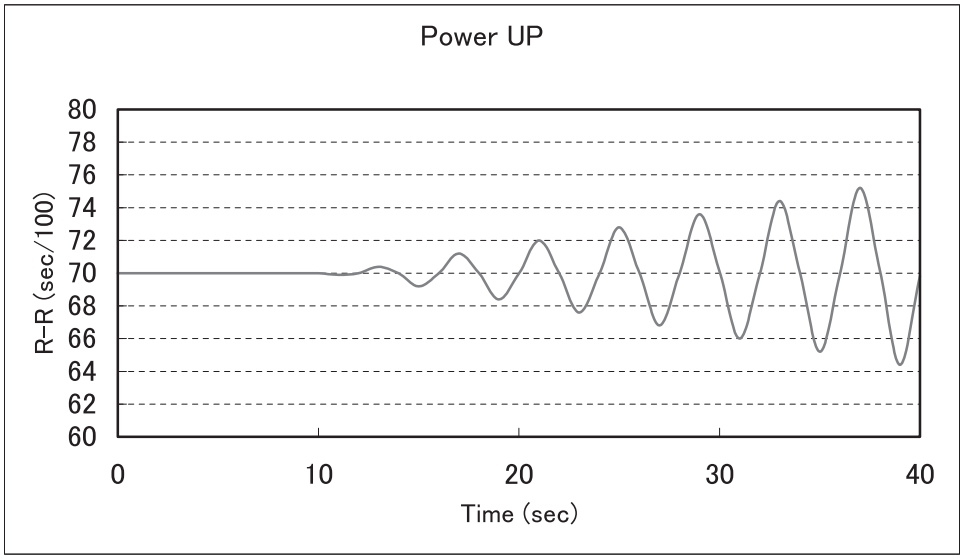

図1　入力信号（疑似データ）

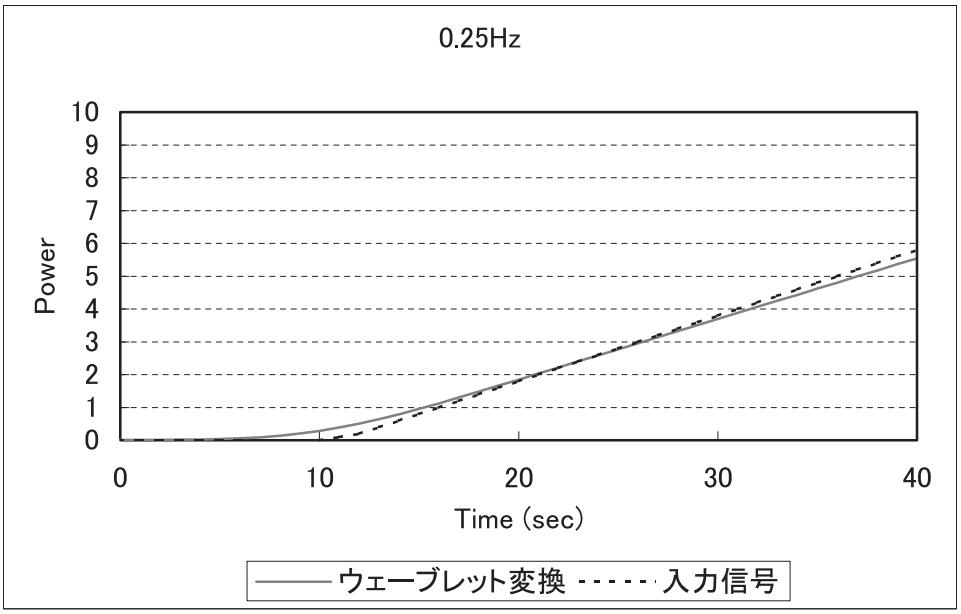

図２　入力信号（疑似データ）とウェーブレット変換の結果

クトル成分[5]を考慮し，１秒間隔で振幅が 0.2 づつ増加する疑似データ（R－R 間隔が 70 sec/100 で 0.25Hz の変動成分を含む信号）を用いて検討を行った。図１に入力信号（疑似データ）の波形を示す。0 秒から 10 秒までは R－R 間隔が 70 sec/100 で振幅が一定であり，11 秒から１秒間隔で振幅が 0.2 づつ増加する入力信号とした。図２に疑似データとウェーブレット変換の結果を示す。疑似データのウェーブレット変換後のパワーと時間との関係を見ると，ウェーブレット変換の出力では，７秒過ぎから信号の立ち上がりが見られるが，その後は時間の経過とともにパワーが直線的に増加していることが確認できる。疑似データと１秒間隔で出力されたウェーブレット変換の周波数，パワーの誤差を算出したところ，周波数では 3.64%，パワーでは 4.68%以下であった。時間の経過とともにパワーが直線的に増加していることから，開発したウェーブレット変換による心拍変動解析システムは，周波数とパワーの変化を的確に処理していることが確認できる。

３．実験内容

3.1　被験者および R－R 間隔の測定

被験者は 20 歳から 27 歳の健康な男性３名である。実験前に循環機能が過去および現在において正常であることを確認した。また，カフェインやニコチン等が心拍に影響を与えると言われている[12]ことから，実験開始前に食事，喫煙をしないように指示した。実験では暗算による計算作業を取り上げ，計算課題による精神的負荷時の R－R 間隔を測定した。R－R 間隔の測定は，心拍測定装置（T.K.K.1876a，竹井機器工業）を使用し，２個の正電極を被験者の胸部に装着し，もう一方の負電極を下肋部に装着する３電極の CM_5 誘導法を用いた。また，実験中のコンピュータ・ディスプレイをデジタルビデオカメラで撮影し，心拍測定装置のカテゴリの切り換え信号をトリガーとして，心拍の R－R 間隔とビデオ映像（計算課題の提示）を同期させた。

3.2　実験方法

被験者に心拍測定装置を装着し，図３に示すように椅子に座り楽な姿勢を取らせた。実験内容を

図３　実験風景

被験者に説明した後，５分間の座位安静を取った。その後，５分が経過した時点で被験者が落ち着いていることを確認し，実験を開始した。実験中は座位の姿勢を維持させ，動かないように指示した。被験者に緊張などを与えないように，実験開始と同時に実験者は実験室から退室し，ドアを閉め実験室内は被験者のみとした。また，ディスプレイの画面に照明器具からの光線が直接当たらないように調整し，窓のブラインドを閉めた。なお，室温は 22± 1 ℃，湿度 45± 1 %，照度はキーボード上の中心位置で 610± 5 lx であった。

3.3　計算課題と提示方法

これまでの精神的負荷が生体に与える影響に関する研究では，精神作業として計算作業[18) 19)]，記憶作業[20)]，探索作業[21)]などを課題として取り上げている。この中でも，計算作業を課題として取り上げているものが多い。よって本研究では，精神的負荷として計算作業を取り上げ，計算課題は 2 桁× 1 桁のかけ算とした。計算課題の解答を筆記やキーボード入力などで行わせた場合には，動作に伴う身体的な負荷がかかることが考えられるため，暗算で行わせ，解答は口頭とした。なお，被験者の解答は，デジタルビデオカメラに音声として記録した。パーソナル・コンピュータ（DELL Vostro 1400）の 14.1 インチ TFT 液晶 14.1 インチワイドスクリーンのディスプレイ上に計算問題を提示した。図 4 に示すように最初に画面 1 を 10 秒間提示し，続いて画面 2 のマスキング画面（白色）を 60 秒間提示した。そして，画面 3 の計算課題を 10 秒間提示した。続けて画面 4，画面 5，画面 6 の順番で画面を自動で切り換えて提示させた。計算課題の画面 3 と画面 5 ともに，文字は白色，背景は青色とした。なお，ディスプレイ上の輝度は，白色部分で 194 cd/m^2，青色部分で 78 cd/m^{2}であった。

4．実験結果

4.1　心拍の R－R 間隔について

図 5 に計算課題を提示した前後の全被験者の R－R 間隔の測定結果を示す。図 5 のグラフ内の↓印の位置が計算課題を提示した時点を示している。グラフ内の記号①が最初のマスキング画面，記号②が計算課題提示（１回目）からマスキング画面，記号③が計算課題提示（２回目）からマスキング画面を示している。なお，心拍測定装置のカテゴリの切り換え信号のトリガーを基準（０秒）にしているため，被験者により横軸の目盛り範囲および計算問題を提示した時点が異なっている。

被験者 A では，最初のマスキング画面（①）の R－R 間隔は，計算課題を提示する直前では 100 sec/100 前後で変動している。しかし，計算課題（１回目）が提示された直後（②）に R－R 間隔が急激に短くなり 80 sec/100 前後となっている。また，２回目の計算課題の提示された直後（③）は R－R 間隔が増加した後，直ぐに 80 sec/100 前後まで短くなっている。次に被験者 B では，最初のマスキング画面（①）の R－R 間隔が 70～85 sec/100 前後まで大きく変動している。しかし，計算課題（１回目）が提示された直後（②）に R－R 間隔が 95 sec/100 前後に長くなり，直ぐに 85 sec/100 前後に低下している。また，２回目の計算課題の提示された直後（③）は R－R 間隔が 87 sec/100 前後まで長くなってから 70 sec/100 近くまで短くなっている。最後に被験者 C では，最初のマスキング画面（①）

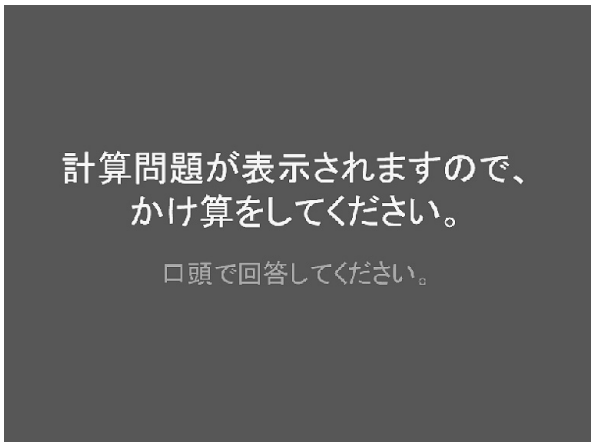

画面 1　スタート（10 秒間）

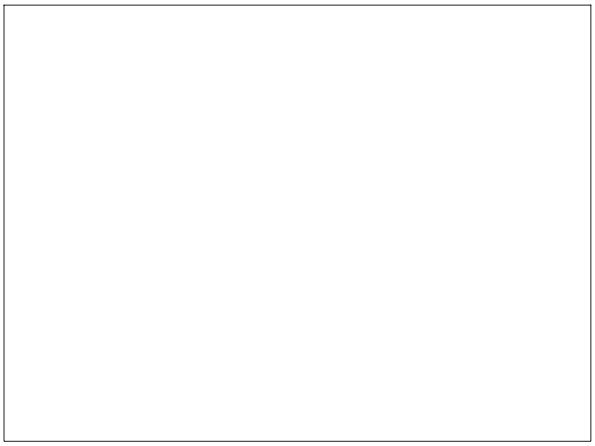

画面 2　マスキング画面（60 秒間）

画面 3　計算課題　1 回目（10 秒間）

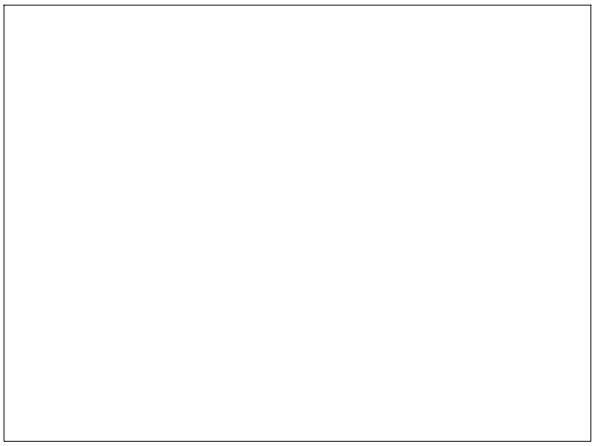

画面 4　マスキング画面（60 秒間）

画面 5　計算課題　2 回目（10 秒間）

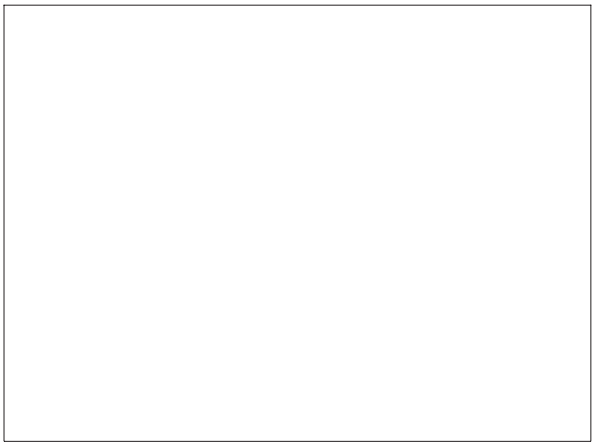

画面 6　マスキング画面（60 秒間）

図 4　実験画面と提示順序

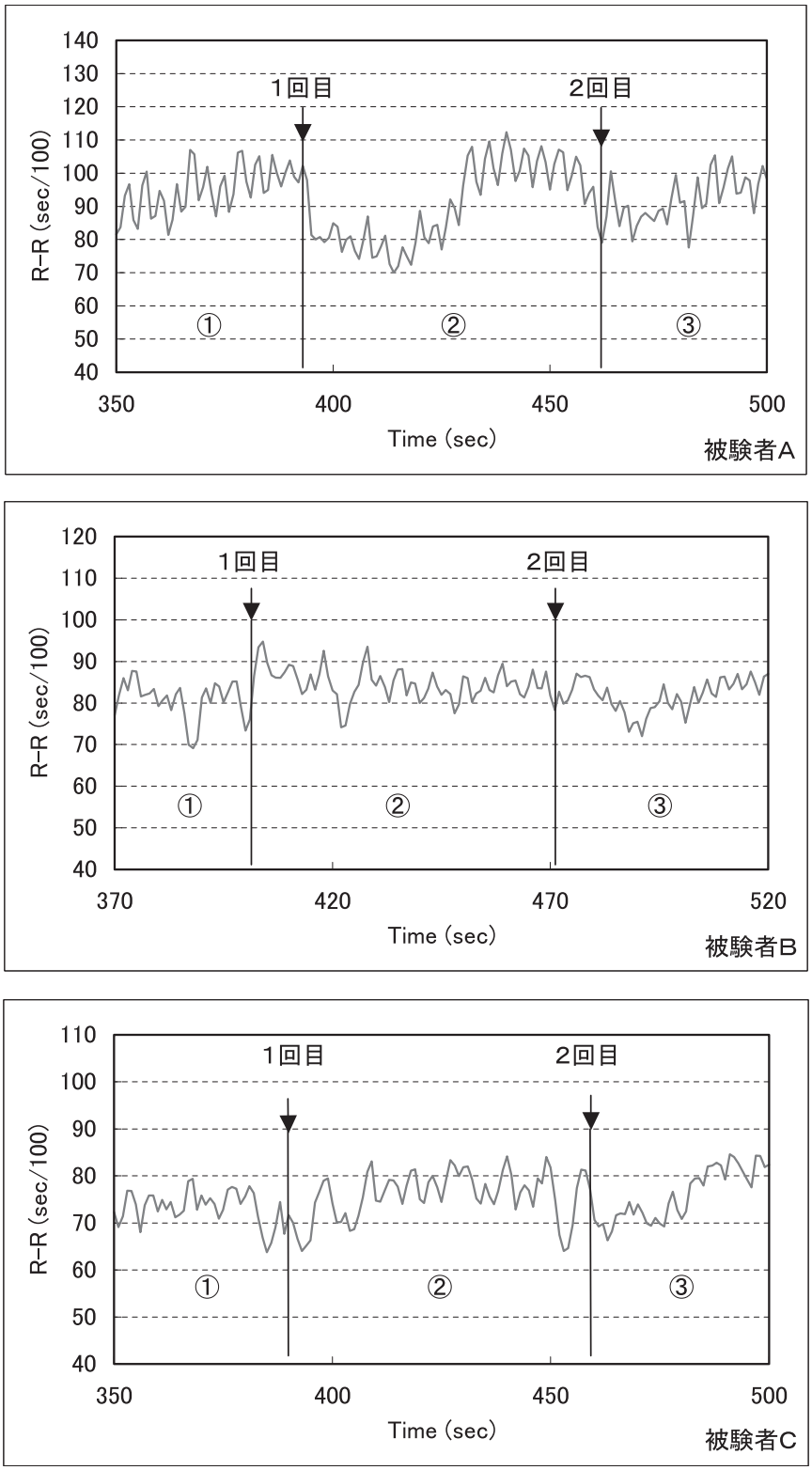

図５　計算課題提示前後のＲ－Ｒ間隔の変化

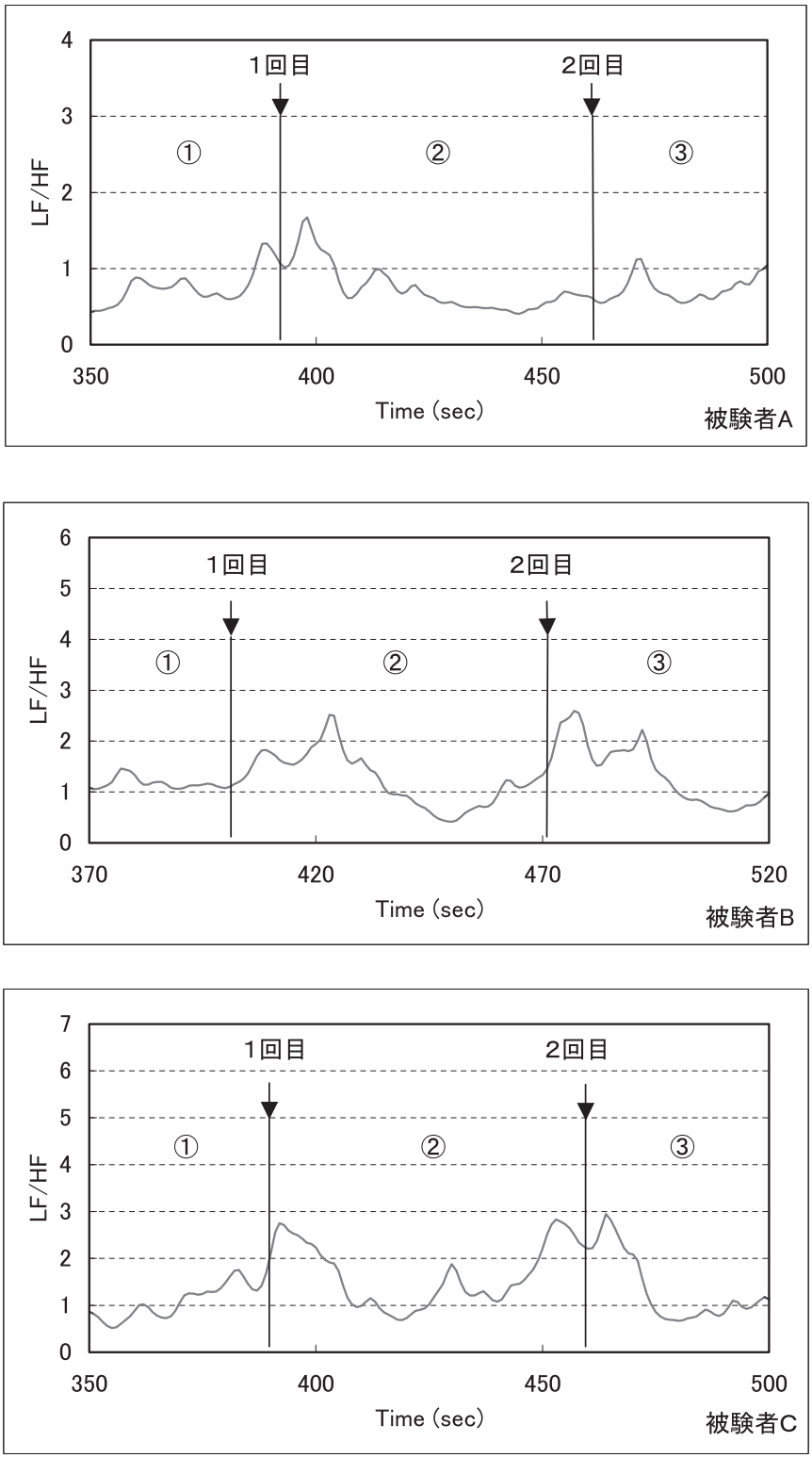

図６　計算課題提示前後の心拍変動（LF/HF）の変化

での問題課題の提示直前では，R－R 間隔が 63～80 sec/100 の範囲で変動しているが，計算課題（1 回目）が提示された直後（②）に R－R 間隔が 64 sec/100 前後に短くなっている。また，2 回目では，計算課題の提示された直後（③）は R－R 間隔が 67 sec/100 前後まで短くなっている。

以上，3 名の被験者における R－R 間隔の変化を見てきたが，計算課題が提示された直後の R－R 間隔の変化には，2 つのパターンが見られる。1 つ目のパターンは，計算課題が提示された直後に，R－R 間隔が短くなる（低下する），2 つのパターンは，計算課題が提示された直後に，R－R 間隔が長くなった後（増加する），急激に R－R 間隔が短くなる（低下する）。また，被験者 A の 1 回目を除き，計算課題が提示された後の R－R 間隔の変化量は，10～15 sec/100 程度である。しかし，最初のマスキング画面（①）の R－R 間隔においても不規則な変動があり，計算課題が提示された直後の R－R 間隔は一定の傾向が見られるが，その変化量はそれほど大きなものではない。

4.2　心拍変動（LF/HF）について

図 6 に各被験者の R－R 間隔のデータをウェーブレット変換した後の LF/HF を示す。図 6 のグラフでの↓印の位置が計算課題を提示した時点を示している。グラフ内の記号①が最初のマスキング画面，記号②が計算課題提示（1 回目）からマスキング画面，記号③が計算課題提示（2 回目）からマスキング画面を示している。

被験者 A では，最初のマスキング画面（①）の LF/HF は 0.6～1.3 で変動しており，計算課題提示時点では 1.1 程度である。しかし，計算課題（1 回目）が提示された直後（②）に LF/HF が 1.7 程度まで急激に増加している。また，1 回目と同様に 2 回目の計算課題の提示された直後（③）も LF/HF の増加が見られる。次に被験者 B では，最初のマスキング画面（①）の LF/HF は 1.1～1.4 で変動している。しかし，計算課題（1 回目）が提示された直後（②）に LF/HF が 1.8 程度まで急激に増加している。また，1 回目と同様に 2 回目の計算課題の提示された直後（③）も LF/HF の増加が見られる。最後に被験者 C では，最初のマスキング画面（①）の LF/HF は 0.7～1.8 で変動している。しかし，計算課題（1 回目）が提示された直後（②）に LF/HF が 2.1 程度まで増加している。また，2 回目の計算課題の提示された直後（③）にも LF/HF の増加が見られる。しかし，2 回目の計算課題の提示された直前（②）にも LF/HF の増加が見られる。

表 1　計算課題提示による LF/HF の増加比

（1 回目）

被験者	計算課題提示開始時点	最初の最頂点	最頂点までの時間（秒）	増加比
A	1.069968	1.674648	6	1.57
B	1.101218	1.829533	8	1.66
C	2.089723	2.753423	2	1.32
平　均	－	－	－	1.51

（2 回目）

被験者	計算課題提示開始時点	最初の最頂点	最頂点までの時間（秒）	増加比
A	0.573320	1.126066	10	1.96
B	1.452448	2.596201	6	1.79
C	2.209083	2.947261	4	1.33
平　均	－	－	－	1.70

表１に全被験者の計算課題提示開始時点のLF/HF 値と計算課題提示した後の最初の最頂点でのLF/HF 値を示す。表１より，計算課題提示開始時点からのLF/HF 値の増加比（最初の最頂点のLF/HF 値÷計算課題提示開始時点のLF/HF 値）は，１回目で1.32～1.66 倍，２回目で1.33～1.96 倍である。また，最初の最頂点までの時間は，２秒～10 秒とばらつきが大きいが，各被験者ともに10 秒以内にLF/HF 値の最頂点が見られる。

以上から，計算課題が提示された直後にLF/HF が増加する。その増加比は，計算課題提示開始時点のLF/HF 値の1.32 倍から1.96 倍であった。また，各被験者ともに10 秒以内にLF/HF 値の最頂点が見られる。

５．考察

本研究では計算作業による精神的負荷を取り上げ，計算課題の提示開始前後のＲ－Ｒ間隔を測定した。精神的負荷が生体に与えられると，心拍数が上昇することは多くの研究で報告されている[1) 12)]。心臓の洞結節には交感神経と副交感神経（迷走神経）の自律神経が入り込んでおり，この二つの神経は相互に拮抗的に働き，交感神経は心臓の活動を高め，副交感神経は抑制的に作用することによって心臓の動きを調整している。計算作業という精神的負荷を与えると，感覚器（視覚）から末梢神経を経て，大脳皮質（中枢神経系）に伝わり処理が行われた後，自律機能の調節を行う視床下部に伝達され，さらに延髄血管運動中枢（心臓血管運動中枢）への刺激が与えられる。延髄血管運動中枢の外側には昇圧野（血管収縮中枢），内側には降圧野（血管拡張中枢）があり，ここから発生する信号が心臓血管系支配の交感神経に興奮性および抑制性の刺激を与える。興奮性の刺激が増強されると心拍数の増加が起こると考えられる。これまでの研究からも，計算作業を行わせた場合には，心拍数の増加が認められると報告されている[22) 23)]。今回の実験結果においても，計算課題（暗算）が提示された直後のＲ－Ｒ間隔の変化には，２つのパターンが見られたが，全ての被験者において計算課題が提示された後に，Ｒ－Ｒ間隔が短くなること（心拍数の上昇）が認められた。このことから，計算課題による精神的負荷が与えられたことにより，心臓血管系支配の交感神経が興奮したことにより，Ｒ－Ｒ間隔が短くなった（心拍数の増加した）ものと推察される。

Ｒ－Ｒ間隔の変化で計算課題が提示された直後にＲ－Ｒ間隔が一度長くなった後に，短くなるパターンが見られた。人間は作業や動作開始時には，生体を緊張させ呼吸を一時的に止めることがある。また，止息によって心拍数が低下する（Ｒ－Ｒ間隔が長くなる）と言われている[28)]。計算課題が提示された直後に，生体が緊張することにより一時的に呼吸が止まり，Ｒ－Ｒ間隔が長くなったものと推察されるが，さらに検討を要する。また，計算課題が提示された後のＲ－Ｒ間隔の変化量は，10～15 sec/100 程度であった。座位姿勢の安静時においても，Ｒ－Ｒ間隔10 sec/100 前後変動し，ゆっくりと歩行を開始した場合ではＲ－Ｒ間隔30 sec/100 以上増加する[24)]。それと比較しても計算課題による精神的負荷時のＲ－Ｒ間隔は，多くとも15 sec/100 程度増加であり，変化量は小さい。そのため，精神的負荷時のＲ－Ｒ間隔の変化を見た場合には，精神的負荷によるＲ－Ｒ間隔の変化であるのか，Ｒ－Ｒ間隔の定常的な変動によるものなのかを判断できない場合もあると思われる。

今回の実験結果では，計算作業による精神的負荷を生体に与えると，全ての被験者において計算課題が提示された後にLF/HF の増加が認められた。これまでの研究により，LF 成分は血圧変動に関連したものであり，交感・副交感神経活動の反映を示し，HF 成分は呼吸変動に関連したもので，副交感神経活動を反映していると言われている[5) 14) 25)]。また，LF/HF の増加は交感神経系と副交感神経系とのバランスが交感神経側に傾いていることを示し，LF/HF の低下はその逆のこと

を示すと言われている[15]。また，LF/HF が増加すれば，心理評定の「快－不快」の評点も低くなる（不快になる）[26]，時々刻々変化する交通環境による精神的負担の差違を測定できる[27]との報告もある。このことから，計算作業を行うことにより精神的負担が増加すると，交感神経活動が活発になり，副交感神経活動が抑制され，LF/HF が増加したものと考えられる。また，今回の実験結果では，計算課題が提示した後の LF/HF の増加量は，計算課題提示開始時点の LF/HF 値の 1.32 倍から 1.96 倍であり，10 秒以内に LF/HF 値の最頂点が見られた。これまでの研究によれば，不快音（ランダム発生音）の暴露時[29]では LF/HF（PSB：安静時からの LF/HF の増加比）が 1.3～2.8 倍，快適性を対象とした研究での温水入浴中[30]では LF/HF が 1.7 倍（170%）程度になると報告されている。

今回の研究では，ウェーブレット変換により 1 秒単位で LF 成分と HF 成分を抽出し，LF/HF を算出した。心拍変動のウェーブレット変換を用いた先行研究では，秒単位で LF/HF を算出することにより，姿勢変換のわずかな差異を捉えることができる[17]，自律神経活動を数秒から数十秒の短時間の変化を評価できる[31]との報告がある。従来のフーリエ変換によるパワースペクトル解析では，データの窓（切り出し区間）の平均パワーとして得られるために，急激に変化するパワーを捉えられない。しかし，今回のウェーブレット変換によるパワースペクトル解析では，計算課題が提示した直後から LF/HF の増加を捉えており，R－R 間隔の急激な変化時のパワーを適切に処理しているものと思われる。すなわち，今回の実験結果のような，精神的負荷時の心拍数（R－R 間隔）の変化量が小さく，かつ，計算課題を提示してから 10 秒以内に LF/HF 値の最頂点が見られるようなデータについては，従来のフーリエ変換によるパワースペクトル解析では的確に処理はできない。

以上より，これまでのフーリエ変換を用いたパワースペクトル解析では時間的情報が失われるため，R－R 間隔の変化が小さく，かつ，急激に R－R 間隔が変化する心拍変動の時間的変化を解析することができなかった。しかし，R－R 間隔をウェーブレット変換し，HF 成分と LF 成分の変化を秒単位で抽出することより，精神的負荷時の自律神経活動を捉えることができると考えられる。人間工学などの分野では，心拍変動解析から自律神経活動を捉え，精神的・身体的な負担（生体負担）を測定することが行われているが，ウェーブレット変換により秒単位の LF 成分と HF 成分を抽出し，LF/HF を算出することにより，時々刻々と変化する精神的な負担を測定できると考えられる。

6．まとめ

本研究では計算課題による精神的負荷を取り上げ，計算作業開始前後の R－R 間隔をウェーブレット変換によるパワースペクトル解析を行った。その結果，計算作業という精神的負荷を生体に与えると，全ての被験者において計算課題が提示された直後に LF/HF の増加が認められた。精神的負荷時による R－R 間隔が変化が小さい場合でも，ウェーブレット変換により HF 成分と LF 成分の変化を秒単位で抽出し，LF/HF を算出することより，自律神経活動を捉えられることを示した。

今後も，被験者数を増やすなど実験データの蓄積を図るとともに，課題（作業）の種類やその難易度（精神的負荷強度）の違いなど，ウェーブレット変換を用いた心拍変動解析による検討を行い，精神的負担の評価に役立てたいと考えている。

参考文献

１）真島英信: 生理学 改訂第 17 版，文光堂，1978.

２）村田厚生：心拍変動性指標によるメンタルワークロードの測定，人間工学，第 28 巻第 2 号，91-

98，1992.
３）西川向一，平澤由美，長町三生：温熱環境が心拍変動に与える影響，人間工学，第 33 巻第 2 号，105-112，1997.
４）Sayers B. McA.: Analysis of heart rate variability, Ergonomics, Vol.16 No.1 , 17-32, 1973.
５）早野順一郎：心拍変動の自己回帰スペクトル分析による自律神経機能の評価－RR 間隔変動係数（CV－RR）との比較，自律神経，第 25 巻第 3 号，334-343，1988.
６）後藤貴文，松浦弘毅，村本健一郎：心拍変動解析による自律神経機能の推定，電子情報通信学会技術研究報告，MBE2002-76，13-16，2002.
７）大塚邦明：時間医学（chronome）とヤヌス（Janus）医学―時間生物学とエコロジーの立場からみた心拍変動と血圧変動，メディカルレビュー社，大阪，1998.
８）榊原進：ウェーブレットビギナーズガイド，東京電機大学出版局，東京，1995.
９）横山清子，大見直史，森本陽子，水野康文，高田和之：心拍変動時系列のウェーブレット変換による車軸運転時生体負担評価，電気学会論文誌，第 122-C 巻第 1 号，36-41，2002.
10）島津幹夫：自律神経機能評価のためのウェーブレット変換による心拍変動の時間周波数解析，第 13 回生体・生理工学シンポジウム論文集，311-314，1998.
11）大谷和則，木竜徹，斉藤義明：時間周波数解析による周期運動時心拍変動の自律神経系成分の抽出，電子情報通信学会論文誌，D-II，J81-D-2(2)，429-436，1998.
12）山地啓司：運動処方のための心拍数の科学，大修館書店，東京，1981.
13）ヘルナンデス・ワイズ：ウェーブレット変換，科学技術出版，2000.
14）Pomerantz B., Macaulay R. J., Caudill M.A. et al.: Assessment of autonomic function in human by heart rate spectral analysis, American Journal of Physiology, Vol.17 No.4 , H151-H153, 1985.
15）安藤真一，竹下彰：心拍数のパワースペクトル，綜合臨牀，第 39 巻第 9 号，2222-2226，1990.
16）Pagani M., Lombardi F., Guzzetti S. et al. : Power spectral analysis of heart rate and arterial pressure variabilities as a maker of sympatho-vagal interaction in man and conscious dog. Circulation Research, Vol.59 No.2, 178-193, 1986.
17）森本陽子，大見直史，横山清子，茂吉雅典，高田和之：ウェーブレット変換による姿勢変換時の自律神経機能評価，大同工業大学紀要，第 34 号，81-87，1998.
18）三澤哲夫，相川浩幸，重田定義：精神作業の作業遂行能力に及ぼすアルコールの影響，産業医学，第 25 巻，406-414，1983.
19）辻村壮平，山田由紀子：脳波を用いた精神作業時の音の妨害感に関する基礎的研究，日本建築学会環境系論文集，第 608 号，67-74，2006.
20）佐伯徹郎，藤井健生，山口静馬，加藤裕一：短期記憶作業時における騒音の影賢：うるささの心理的印象と作業成績，日本音響学会誌，第 59 巻第 4 号，209-214，2003.
21）村田厚生：情報検索作業における精神的な作業負担の測定，電子情報通信学会論文誌（A 基礎・境界），第 74 巻第 4 号，706-714，1991.
22）山本温，木村研一，坂口俊二，若山育郎，吉田宗平：暗算負荷による心血管系反応と神門穴への鍼刺激の効果，関西鍼灸大学紀要，第 3 号，14-19，2006.
23）Zwaga H.J.G.: Psychophysiological reactions to mental tasks: Effort or stress?, Ergonomics, Vol.16 No.1, 61-67, 1973.
24）本多薫，若井正一：ウェーブレット変換による心拍変動解析に関する検討－R-R 間隔の急激な変化時のパワースペクトルについて－，山形大学大学院社会文化システム研究科紀要，第 3 号，35～43，2006.

25）森本陽子，横山清子，茂吉雅典，高田和之：生体負担度が小さい自律神経機能評価法の検討，大同工業大学紀要，第 33 号，71-76，1997.
26）武中美佳子，岡井沙智子，小原依子，井上健：心拍を基準としたテンポのリズム聴取による生理反応に関する研究，臨床教育心理学研究，第 31 巻第 1 号，43-55，2005.
27）水野康文，横山清子，森本陽子，高田和之：ウェーブレット変換を用いた生体信号の時間－周波数解析法の検討，電子情報通信学会技術研究報告，MBE-672，139-144，1999.
28）山地啓司：心臓とスポーツ－心拍数による健康法－，共立出版，東京，1982.
29）本多薫：ランダム発生音の暴露による負担に関する実験的検討，人間工学，第 34 巻第 4 号，203-206，1998.
30）長谷川貴之，横山清子：心拍変動による温泡バスの快適性・生体負担度の評価，電子情報通信学会技術研究報告，MBE2002-136，29-32，2003.
31）Akay M., Akey Y.M., Landesberg G. et al.: Time-frequency analysis of heart rate fluctuations during carotid surgery using the short term Fourier and fast wavelet transformation, BME, Vol.11 No.1, 24-33, 1997.

An Analysis of Heart Rate Variability Using Wavelet Transformation：Power Spectrum When a Psychological Load is Applied Through a Calculation Task

HONDA Kaoru

（Associate Professor, Psychology & Information, Cultural Systems Course）

Heart rates were measured when a psychological load was applied through a calculation task. For heart rate R-R intervals before and after the start of the calculation task, a power spectrum analysis using wavelet transformation was performed. As a result, all subjects showed an increase in LF/HF immediately after the calculation task was presented. It will be shown that autonomic nervous activity can be captured by extracting by wavelet transformation, in units of seconds, alterations in HF and LF components and calculating the LF/HF, even when R-R intervals change due to psychological load.

Keywords: heart rate variability, wavelet transformation, R-R intervals, power spectrum

山形大学大学院社会文化システム研究科紀要　第５号（2008）15－36

死と再生のバルカローラ
－黒澤明の映画『生きる』における『ゴンドラの唄』をめぐる断章－

相　沢　直　樹
（文化システム専攻欧米文化領域担当）

はじめに

黒澤明が映画『生きる』（1952）を撮ったのは今から半世紀以上も前のことだが，この作品は今日でも衰えることのない人気を誇り，監督の最高傑作のひとつに数えられている。

その魅力として，人間の生き甲斐とは何かを真剣に訴えるヒューマニズムをまず初めに挙げる人もあれば，冒頭いきなり主人公の胃のレントゲン写真を見せつけ，彼が公園作りに奔走しはじめた直後に通夜の場面に飛ぶ斬新な展開（語り口）を挙げる人，パンフォーカスや矩形の構図を用いた力強い画面構成を挙げる人など様々あろうが，大正時代の流行歌『ゴンドラの唄』が効果的に用いられていることも忘れてはならないポイントである。

主人公がカフェーで大粒の涙をこぼしながらこの唄を歌う場面と，粉雪の舞う深夜の公園でひとりブランコを揺すりながら歌う場面はきわめて印象深く，わけても後者は日本映画史上屈指の名場面と見なされるに至っている。

勘所を敏感に感じ取ってか，映画のポスターにも『ゴンドラの唄』の冒頭の文句がキャッチフレーズのように顔を覗かせている。たとえば，昭和27年（1952）の初公開時に作られた，主人公渡辺やとよの顔などの写真から構成されたポスターの右肩には，次のような口上が記されている。

いのち短かし　恋せよ乙女‥‥‥‥‥‥
紅褪(あ)せた黄昏(たそがれ)の心を揺(ゆす)る古き恋歌　この
甘く哀しい感傷こそ人生に注ぐ愛の涙か[1]

また，それから20年あまり経った昭和49年（1974）のリバイバル・ロードショーのプログラムには，映画の中の様々な場面が見開き２頁に寄せ集められているが，画面中程には以下の文句が見える。

いのち短かし
恋せよ乙女……
生きることの喜びと悲しみを
しみじみと問いかけて
いま甦る　不朽の名作！[2]

さらに，これまで指摘されて来なかったようだが，映画の冒頭と最後にこの曲を管弦用にアレンジしたメロディーがテーマ曲のように流れることも見逃すことはできない。

このように，『ゴンドラの唄』は歌詞・メロディーともに『生きる』の主題や構成と密接に関わるところがあるように見えるのに，映画の中でこの歌が歌われていることの紹介や背景説明にとどまらず，『ゴンドラの唄』の働きそのものについて掘り下げた研究を寡聞にして知らない。

映画の中で『ゴンドラの唄』がどのように現れ，どのような役割を果たしているか，他の要素と相俟ってどのような世界を形成しているか ―― 以上を詳かにすることが本稿の第一の目的である。あわせて，知られざるエピソードやこの作品のドラマ化についても紹介し，『ゴンドラの唄』を軸

(1)　都築政昭『黒澤明と『生きる』』朝日ソノラマ，2003年，巻頭の口絵参照。映画雑誌に載った広告にも似たような口上があった：「生命短かし恋せよ乙女‥‥／かつての生ける形骸、い／まや生の限界を知った渡／辺が老いの眼に泪さえ浮／かべて口ずさむ古き恋歌／鬼才黒沢が畢生の感慨を／こめて描くたそがれの詩」（「映画ファン」昭和27年（1952）11月号）。
(2)　本稿末の図を参照。

にして名高い映画の世界に様々な角度から光を当ててみたい。

1．物語と語り口

1.1　限界状況の物語

主人公の渡辺勘治は書類に判を押すだけが仕事のような市民課課長で，役所の煩雑な機構に埋もれて生ける屍のようになり，三十年近い無欠勤の日々を事なかれ主義で過ごして来たが，ある時自分が胃癌で余命いくばくもないことを悟る。男手ひとつで育て上げた息子に打ち明けようとするが，自己中心的な息子夫婦の態度に傷つき，疎外感を味わう。

孤独と絶望のうちに渡辺は二十数年来の禁酒を破り，メフィストフェレスを自称する作家に案内されて，バー，ダンスホール，カフェー（ここで『ゴンドラの唄』を歌って人々を気味悪がらせる），ストリップ，キャバレー…と夜の歓楽街を夢遊病者のように彷徨する。彼は役所をはじめて無断欠勤し，貯金も下ろしていたので，同僚は首をかしげ，息子夫婦は心配する。

そんなことが続いたある日，派手な帽子をかぶって朝帰りする渡辺を部下の若い女子職員のとよが，役所の生活は退屈で耐えきれないので退職したいと訪ねてきた。その日から渡辺はとよを連れてあちこちに出かけたが，小さな町工場でゼンマイ仕掛けの兎を作っている彼女の姿は溌剌として，渡辺には眩しかった。どうしたら彼女のようになれるのかと問われたとよは「課長さんもなにかつくって見たら…」と答え，渡辺は役所では何も出来ないと途方に暮れるが，すぐに「いや…遅くはない…あすこでも…やれば出来る」「私にも…なにか出来る」と謎めいた微笑を浮かべ，出て行く。

翌朝久しぶりに出勤した渡辺は，机上に堆く積まれた未決書類の山から，これまでたらい回しにされて放置されていた，下水溜まりを埋め立てて児童公園にしてほしいという陳情書を握りしめる。渡辺は役所内の縄張り意識を物ともせず，土地の利権をめぐる政治的圧力やヤクザの脅迫にも動じず，案件の実現のため人が変わったように奔走した。五ヶ月後，完成なった公園で夜更けに静かに粉雪の舞う中，ひとりブランコを漕いで楽しそうに『ゴンドラの唄』を口ずさみながら渡辺は昇天した。

通夜の席で役所の上司や同僚たちは，公園作りに賭けた渡辺のただならぬ意気込みを話題にし，彼の豹変の原因についてあれこれ詮索したり，酔いも手伝って，しどろもどろの自己弁護やらヒステリックな自己批判やら渡辺に対する誇張された讃辞やらで大いに盛り上がり，自分たちも渡辺に続けとばかり気勢を上げる。しかし，翌朝の市民課はまた元の事なかれ主義が支配しており，最も渡辺に共感している木村の抵抗も不発に終わる。

渡辺が作り上げた公園では夢中になって遊ぶ子どもたちの歓声がこだましていた。夕飯に帰る子どもが降りたブランコが大きく揺れ，それを橋の上から見ていた木村が立ち去る姿が夕焼け空を背景に遠く見える。

1.2　語り口と多層的時制の冒険

以上は映画の骨格となる出来事を時系列順に並べたものだが，この映画は様々な時間を行き来しながら，斬新な語り口で展開する。

映画の冒頭，市役所の場面に先立って，われわれはいきなり胃のレントゲン写真を見せられ，「これは，この物語の主人公の胃袋である。幽門部に胃癌の徴候が見えるが，本人はまだそれを知らない」という宣告的ナレーションによって映画の世界にぐいと引き込まれる。

病院から帰った渡辺が病気のことを息子に打ち明けそこねている場面では，妻を早く亡くしてから男手ひとつで息子を育て上げてきた過去の回想が何度かに分けて挿入される（このフラッシュバックのシーンは時系列順なので，比較的分かりやすい）。

この映画の展開上（語り口）の最大の特徴は，主人公が児童公園を作るために行動しはじめようとする場面の直後に渡辺の遺影が現れ，「それか

ら五か月。この物語の主人公は死んだ。」というナレーションとともに，突如として主人公の通夜の場面に飛ぶことである。児童公園完成までの渡辺の奮闘ぶりはすべて，市役所の同僚など通夜に現れた客の口を通して，回想の形で提示されている（完成した公園のブランコで『ゴンドラの唄』を歌う場面も，通夜に途中から現れた巡査による回想という形で挿入されたものである）。

貴田庄はこの飛躍によって，渡辺の妻の葬式や息子の成長をフラッシュ・バックで見せたシーンが「過去の過去，大過去」になり，その結果，「この物語全体が，突然，多層な時制を持つことになる」ことを指摘している[3]。

シナリオの中でのこの飛躍について，黒澤自身は，「主人公の渡辺勘治が仕事を始めてから完成するまでをちゃんと書いていっても，どうしても盛り上がってこない」ので，四五日みなと考えていた時，むかし山本嘉次郎監督から聞いたある学者の随筆（寺田寅彦の『どんぐり』）を思い出し，お通夜のシーンに飛ぶことを思いついたとしているが[4]，この構想は功を奏したようだ。この飛躍が物語を目に余る美談から救い出し，主人公の行動を受け入れやすくしている，というのが公開当時からの大方の見方である[5]。

2．主題歌・主題曲としての『ゴンドラの唄』

2.1　有限性の自覚

新しい映画に着手するにあたって，黒澤は共同シナリオ執筆者の橋本忍にまず「後，七十五日しか生きられない男」の物語という課題を与えたという[6]。「死に直面した人間，という実存的なキイ・ノート[7]」で書かれたシナリオは，主人公を極限の状況に追い込み，いささかドタバタした人生探求を通して，孤独の中で彼を目覚めさせる。

勘治の覚醒のきっかけは，不治の病に冒されて自分が余命幾ばくもないことを知ったことによる，自己の生の有限性の自覚にほかならない。人間が死すべき存在（mortal）であることはすべての人に等しく割り当てられた事実であるが，ふだん私たちはそのことを忘れているか，あるいは思い出さないようにして生きている。渡辺の自覚はスクリーンのこちら側にいる私たちにも他人事ではない。渡辺の通夜で木村が言う通り，「しかし，我々だって何時ぽっくり死ぬか……」ということに私たちも思いを致さねばならないのである。

他方，「〽いのち短し　恋せよ　おとめ」と歌い出す『ゴンドラの唄』は，文字通り人間の生の有限性を歌っている。歌の冒頭の文句には“memento mori”（死を忘るなかれ）と“carpe diem”（この日を捕らえよ → 現在を楽しめ）という，人間の時間に対するふたつの態度が凝縮しており，直接的間接的かはたまた反語的かはさておき，この映画の主題や追求しているものと通底するところがある[8]。

---

(3)　貴田庄「『生きる』論」（岩本憲児（編）『黒澤明をめぐる 12 人の狂詩曲』早稲田大学出版部，2004 年）92 頁。貴田によれば，『生きる』の前に作られた『羅生門』や晩年の『夢』も現在と過去の間を行き来したり，現実の時間からかけ離れた世界を扱ったりしているが，「リアリズムで物語が展開しながら，多層な時制を見せてくれる作品は『生きる』以外にない」（同書，91 頁）。

(4)　黒澤明『悪魔のように細心に！　天使のように大胆に！』東宝，1975 年，116 頁。

(5)　ただし，渡辺の行為を美談として受け入れるのに抵抗を感じている貴田庄はこの点を留保し，むしろ黒澤好みの「映像の展開」が見る者に「技巧や冒険を感じさせない」，すなわち，「『生きる』における映像の連なりは，たとえば，映像が過去へ飛躍しても，そうとは感じさせないほど，渡辺やその息子のことを語るのに熱心なため，観客はついついそれに引き込まれてしまう」のだとして主人公の視覚的な魅力や存在感を強調している（貴田庄，前掲書，93-94 頁）。

(6)　橋本忍『複眼の映像 —— 私と黒澤明』文藝春秋，2007 年，81 頁。

(7)　多田通太郎「解説」：『日本シナリオ文学全集・3（黒澤明集）』理論社，1955 年，216 頁。たしかに，この映画の設定は「生きられた時間」（ミンコフスキー）だとか，「限界状況」（ヤスパース）といった，かつての実存主義好みの言葉を思い起こさせる。

(8)　『ゴンドラの唄』の内包する“memento mori”的要素と“carpe diem”的要素については，拙稿「『ゴンドラの唄』考」（山形大学紀要（人文科学）第 16 巻第 3 号，2008 年，1-31 頁）参照（特に 15-22 頁）。

2.2　『ゴンドラの唄』の現れ方

映画の中で『ゴンドラの唄』が現れるのは次の4カ所である。

- 冒頭：タイトルからスタッフ・配役
  ……バックに流れる
- カフェー（シーン67）　……主人公が歌う
- 雪の降る夜更けの公園（シーン139）
  ……主人公が歌う
- 終幕：公園（シーン144）～タイトルエンド
  ……バックに流れる

このうち，主人公自身が『ゴンドラの唄』を歌うカフェーの場面（シーン67）と雪の降る夜更けの公園の場面（シーン139）については，次節で詳しく検討することにし，ここでは映画の冒頭と終幕に現れる『ゴンドラの唄』のメロディーについて見ておきたい。

@冒頭（タイトルからスタッフ・配役）

「東宝」のマークとともに風雲急を告げる風の管楽器中心の音楽が現れ，「東宝創立20周年記念映画」，続いて「昭和27年藝術祭参加作品」と出ていったん画面が真っ暗になった後，「生きる」の題字（毛筆体の横書き）が出るのよりわずかに早く，木琴様の楽器（おそらくマリンバ）の前奏から始まって，スタッフ，配役のバックに『ゴンドラの唄』をアレンジした柔らかな感じのメロディーが管弦と打楽器の演奏で流れ，やがて冒頭の音楽に戻る。

@ラストシーン（シーン144）

この映画の終幕近く，渡辺が作り上げた（と言ってよかろう）児童公園で子どもたちが思う存分遊んでいる。母親から夕飯に呼ばれた子どもたちが2台のブランコから飛び降りて走り出すと，ブランコの揺れる背景に『ゴンドラの唄』のメロディーが流れ出す。まずフルートが主旋律を奏で，フルオーケストラで「終」の字になる。

ちなみにこの場面でシナリオはいつになく舌が滑らかである：「何処からともなく笛の音が聞えて来る。／それは、渡辺が雪の日に、このブランコに乗って唄っていた、あの唄である。／それが、もっと……もっと澄み切った高い調子で聞えて来る。／何処から？……多分……あの夕焼けの空の上から[9]」。

このように映画の冒頭と終幕に現れる『ゴンドラの唄』のメロディーは，『生きる』のテーマ音楽の役割を果たしていると言えよう。

2.3　饒舌な音楽たちの中で

映画『生きる』の中ではたくさんの音楽が使われているが，ただ一曲の例外である『ゴンドラの唄』を除いて，すべて外国曲であることは特記しておかなければならない。

この映画の中の外国曲の特徴について西村雄一郎は，「巷の歓楽街，喫茶店，ラジオなどからの音楽が，ヴィヴィッドに流れる」手法の復活と「曲の題名や内容に，映像に対する一つの注釈やその逆の反語的意味をもたせている」ことを指摘している。すなわち，これらの曲はただの飾りや伊達に現れるのではなく，どれもたいへん饒舌で，その英語の歌詞は説明好きである。

> 主人公・渡辺勘治（志村喬）の息子（金子信雄）夫婦がベッドでたわむれる時，ラジオからは「トゥー・ヤング」が鳴るし，メフィストフェレスのような小説家（伊藤雄之介）が渡辺を次々と歓楽街に連れて行く時，品のいいマダム（丹阿弥谷津子）のいるバーでは，ジョセフィン・ベーカーの歌う「二つの愛」が聞こえてくる。そしてタクシーの中で，娼婦たちは景気づけに「カム・オン・ア・マイ・ハウス（家へおいでよ）」を歌う。また渡辺が，とよ（小田切みき）の生き方に触発され，もう一度生きてみようと思って喫茶店の階段

(9)『全集黒澤明』第3巻，岩波書店，1988年，201頁。

を降りていこうとする時に，その再生を祝福するかのように，そのすぐ横で若者たちが「ハッピー・バースデイ・トゥー・ユー」を歌っている演出も忘れられない。これらは，曲の題名や内容に，映像に対する一つの注釈やその逆の反語的意味をもたせているのが大きな特徴である。こうした外国曲十六曲が，『生きる』のなかには収められているのだ。[10]

こうした音楽の中にあって，『ゴンドラの唄』はこの映画に現れる唯一の和製の曲として，否応なく際だってくる。日本人の観客にはその日本語の歌詞が無意識のうちに力強いメッセージとなって届き，他方外国人の観客は異様な状況下で主人公が歌う歌詞の特異な意味を字幕を通して意識させられることで強烈な印象を抱いたに違いない。

以上のことから，『ゴンドラの唄』が映画『生きる』の音楽の中で特別な扱いを受けていることは明らかである。内容（歌詞）が映画を象徴する曲であるというのみならず，音楽的（形式的）にもまさにテーマ音楽の役割を果たしている。かくして，『ゴンドラの唄』は名実ともに映画『生きる』の主題曲となっていると言うことができるのである。

3．嘆きの歌から人生讃歌へ

ここでは，まずはじめに主人公が『ゴンドラの唄』を歌う二つの場面のシナリオを紹介し，次に両者の比較を通して，歌の性格の変化について考える。

3.1　カフェーで

67　カフェー

流しの楽士達の音楽。

女給が一人、渡辺の帽子をかぶって、物凄く乱暴に踊っている。

その帽子を追っかけている渡辺。

音楽が終るのと一緒に、女給と渡辺もつれ合ったまま、どさんと、椅子に倒れる。

拍手。

「旦那、何か一曲……」

うつらうつらしていた例の男、モーローとした顔を上げて手を振る。

渡辺、その手を払い除けるようにして、

「生命短かし……」

楽士「？」

渡辺「生命短かし、恋せよ乙女」

楽士「（やっと思い出す）O・K……大正時代のラヴ・ソング」

楽士達、演奏をはじめる。

渡辺、膝の上に女を乗せたまま、異様に真剣な顔で唄い出す。

〰\生命短し　恋せよ乙女
　紅きくちびる　あせぬ間に
　あつき血潮の　冷えぬ間に
（渡辺の膝の上のダンサー、恐ろしそうに立ってゆく）
　明日という日の　ないものを
〰\生命短し　恋せよ乙女
　黒髪の色　あせぬ間に
　心のほのお　消えぬ間に
　今日はふたたび　来ぬものを

男も女給も、他の客も、その切々たる歌声に、何か鬼気を感じてシンとする。

男「（立ち上がって叫ぶ）そうだ!!　その意気!!」

と、渡辺の腕をとって二人よろめきながら、男「生命短かし、恋せよ親爺、だッ!!」

と、出て行く。　（WIPE）[11]

(10)　西村雄一郎『黒澤明　音と映像』立風書房，1998年，144-145頁。

(11)　シナリオの当初テクスト（『全集黒澤明』第3巻，168頁）に後の改訂（同書360-361頁）を反映させて示した。

シナリオが改訂された（網掛けしてある）のは以下の3箇所：1）当初「〰\生命短かし／恋せよ乙女」だけだっ

（画面の補足説明）

最初ピアノが華麗に『ゴンドラの唄』のイントロを奏で，楽団の甘美な演奏に合わせて客と女給たちがダンスを始めるが，すぐに渡辺が絞り出すような低い声で歌い出す。それを聞いて一同気味悪がって踊りをやめ，渡辺を遠巻きにする。

『ゴンドラの唄』を歌う場面は当初のシナリオでは「〽生命短かし／恋せよ乙女」だけだったが，一番と四番を丸々歌うまでに拡充された。このことは，『生きる』におけるこの歌の重要性を改めて物語っていよう。

渡辺は帽子をかぶり，コートにマフラーをつけて腰掛けたまま歌うが，四番を歌うところでは正面から見た渡辺の顔が画面いっぱいのアップになる。彼は両目に涙をため，「心のほのお」を歌うあたりで大粒の涙がハラハラとこぼれ落ちる。またこの辺りではピアノ伴奏からかなり外れて来ている。

この場面での渡辺の歌い方は，自分の生をはかなみ，運命を嘆き，女給や踊り子たちに若さを無駄にするなと諭すかのよう。

なお，メフィストフェレスを自認する作家が主人公を外へ連れ出すとき，シナリオでは「生命短かし、恋せよ親爺、だッ!!」と叫ぶことになっているが，今日 DVD[12]の映像を見るかぎり「生命短かし」と口ずさむところまでしか聞こえない（ワイプですぐ次のシーンに移る）。

3.2　夜更けの公園の回想シーン

通夜の席ですっかり酔っ払った同僚たちは渡辺が公園建設に尽力したのにまったく報われていないのではないかという話で盛り上がり，ひとりが「公園でひとり淋しく死んで行くときの……渡辺さんの気持ち……どんなだったろう」と涙ぐんで一同しんみりしたところに呼び鈴がなり，家政婦が渡辺の帽子を届けに巡査が訪れたことを告げる。

若い巡査は焼香した後，実は前夜公園のブランコで渡辺を見かけたが，酔っぱらいかと思って何もしなかったと申し訳なさそうに話す。しかし，公園の渡辺があんまり「楽しそうだったから」と言うのを耳にして，同僚たちも息子夫婦も驚き入る。渡辺が「心の奥のほうまでシミ渡る声で」，「シミジミと」歌を唄っていたという巡査の言葉にすぐ続けて，カメラはブランコを揺らす渡辺の姿をジャングルジム越しに映し出す。

> **139　公園**
>
> 闇の中に、ところどころ明るく浮いている外灯。
> その光の輪の中を、音もなく粉雪が降っている。
> その粉雪の中を流れてくるかすかな歌声。
> 〽生命短し　恋せよ乙女
> 　赤き唇　あせぬまに
> かすかに揺れているブランコの一つが外灯に照らされている。
> 渡辺がその大して揺れもしないブランコにすっかり身を任せきって、楽しげに、何の邪念もない、安らかな微笑を浮べつつ歌っている。
> 〽熱き血潮の　冷えぬまに　（＊注）
> 　明日という日の　無いものを
> 静かに、音もなく降りしきる雪……[13]

（画面の補足説明）

主人公がブランコをこぐ様は，初めはジャングルジムの四角い格子の重なり合いを通して描かれ，「〽熱き血潮の」と歌い出すところからカメラは彼を正面から捉える。「冷えぬまに」を歌い終え

た『ゴンドラの唄』を歌うところが，かなり拡充された。2）渡辺の歌声は当初「咄々たる歌声」とされていたが，「切々たる歌声」に変わった。3）男（案内役の作家）の所作が細かく指示されるようになった。

⑿　TDV2690D（東宝）と KABS-09001（角川）

⒀　『全集黒澤明』第 3 巻，198-199 頁。歌の途中に付した（＊注）の箇所には後に以下のような指示が追加された：「この行で(O・L)して、渡辺の写真になり、写真に、〈〽明日と〉がかぶる。〈〽言う日の　無いものを……〉は次の場面 **140 渡辺の部屋**へ流れる。」（『全集黒澤明』第 3 巻，366 頁）

たところで，画面に渡辺の遺影が映し出され，続いて通夜の席へ流れる（注 13 参照）。

公園の渡辺は帽子にコート，マフラーでブランコを揺らしているが，遺影の渡辺は無帽である。

雪の公園が映っているのは約 68 秒，その後カメラが通夜の席に戻っても 24 秒程度渡辺の歌声がバックに流れる。この間渡辺の歌う『ゴンドラの唄』が約 90 秒間にわたって聞かれる。渡辺の歌声の背後にはヴァイオリン，ハープ，フルート，トライアングルなどが伴奏するように静かに響いている。

3.3　嘆きの歌から人間讃歌へ

以上のように，映画の中で主人公は『ゴンドラの唄』を二度歌うが，両者は歌い方も場面の性格もかなり性格を異にする。

自分が余命いくばくもないという意識から逃れられずにいた渡辺は，カフェーでは冒頭の一節に導かれてこの歌を思い出したのであろう。彼が「異様に真剣な顔で」「切々たる歌声で」歌う，その歌詞は実に直接的に響き，「生命短し」や「明日という日の　ないものを」，「今日はふたたび　来ぬものを」には深い実感がこもっている（一方，「恋せよ乙女」は反語にしか聞こえない）。主人公は自分と世界に対して否定的に向き合い，その毒は享楽的な場にいる女給たち・客たちへの冷や水となっている。

それに対して，「ブランコにすっかり身を任せきって、楽しげに、何の邪念もない、安らかな微笑を浮かべつつ歌っている」夜更けの公園の渡辺には，葛藤を超越して自由になった感じがある[14]。「恋せよ乙女」も文字通りの意味ではなく，精神的な価値の探求の謂いであるように聞こえる。歌の詩句が physical なものから metaphysical なものへと昇華していると言えば，図式的に過ぎるだろうか。

カフェーで歌うときは専ら自分の「死」ばかり意識していた主人公だが，公園で歌うとき彼は生死を超越しており，たとえ肉体的な死が差し迫っていたとしても，精神的に「再生」している。ここで主人公は人生と世界に対して肯定的で，ブランコを揺すり微笑みながら歌う『ゴンドラの唄』は人間讃歌にさえ聞こえる。

4．帽子とブランコ，そして『ゴンドラの唄』－三種の神器と開かれた物語－

4.1　渡辺の帽子へのこだわり

カフェーで『ゴンドラの唄』を歌う前のシークエンスで，渡辺は帽子を女給（ダンサー？）に弄ばれている。渡辺は彼の帽子を持ったままふざけて乱暴に踊る女を千鳥足で追いかけ，ようやく取り返した帽子を脇に置いておくと，女は今度は帽子の上にさっと腰を下ろしたかと思うと，驚く渡辺の頭に無理矢理帽子をかぶせ，彼の膝の上に倒れ込む。曲を募るピアノ弾きに彼が『ゴンドラの唄』の冒頭の一節を伝えてリクエストするのはこの直後である。

カフェーに来る前に立ち寄ったスタンド・バーでも渡辺がカウンターに置いた帽子をマダムが片付けようとすると，あわてて手許に引き寄せており（シーン 65），渡辺の帽子に対する異常なまでのこだわりが見て取れる。

この少々派手な帽子は，メフィストフェレスを任ずる作家に導かれて夜の歓楽街に足を踏み入れて間もなく，客引き中の「特殊喫茶ガール」にそれまでの地味な帽子を奪われた時に，あの女から帽子を取り返すのは至難の業だし，「第一，貴方の古い頭を切換えるためにも，新しい帽子を買った方がいいです[15]」という作家の助言に従って新

(14)　現実世界の重さや束縛からの解放感に満ちたブランコの上の渡辺の姿は，タルコフスキーの映画『惑星ソラリス』の中に置かれた，無重力になった宇宙ステーション内の図書室で宙に漂うクリスとハリーを思い出させる。なお，この無重力のシーンの直前に，少年時代の主人公が乗っていたと思われるブランコが雪に覆われた丘の上でかすかに揺れているショットがあることを付言しておく。タルコフスキーのクロサワへのオマージュだったのかも知れないと想像するのも楽しい。

(15)　『全集黒澤明』第 3 巻，167 頁。

しく求めたものであるが，「この帽子を被ってからの渡辺は，しだいに物語の核心に向かって歩み出す[16]」という貴田の指摘は正鵠を得ている。

この後，とよの言葉から自分にできる何かを見出し，役所に戻った渡辺が現場の視察に出かけると言い出して部下たちを驚かす時，あるいは公園建設の進捗状態を検分する時，行動する渡辺の頭の上にはつねに新しい帽子がある。役人らしい地味な帽子から派手な帽子に変わったのは，外面的のみならず内面的な渡辺の変貌を予示するものである。新しい帽子は主人公の変貌の象徴だ。

主人公が夜更けの公園で『ゴンドラの唄』を歌う場面は，彼の帽子を公園で拾って焼香にやって来た巡査の回想から始まるが，その前に巡査の弔問を告げる家政婦が汚れてくしゃくしゃになった帽子を手にして現れ，一同がそれを固唾を呑んで見つめる印象深いショットがある。「帽子がいつのまにか，渡辺を象徴する重要な小道具になっていたのだ[17]」という貴田の指摘に，公園のシーンを挟むように現れる渡辺の遺影は無帽であり，それによって回想の中の主人公の帽子の存在がなおさら強調されることを付言しておきたい。

帽子は渡辺のささやかな人生の象徴である。だからこそ，歓楽街で取られたり雑に扱われるのを嫌った。また，だからこそ，通夜の席で遺品として強調されていた。無帽の遺影は，帽子が渡辺の命の象徴，彼が生きていた証であることを改めて思い知らせてくれる。

4.2　終幕における渡辺の幻影

はじめに『生きる』のラストシーン（シーン144）のシナリオを紹介する（網をかけたのは後に追加された部分である）。

144　公園

木村、橋の上に佇み公園を見下ろしている。

夕焼空から流れ落ちた光が、ブランコ、滑り台、鉄棒、石ケリ、鬼ごっこ、キャッチボールに夢中になっている子供の群を照らしている。

子供たちのハネッ返るような歓声。

「健坊！」

一人のおかみさんが、ブランコをしている子供たちのほうへ叫んでいる。

「健坊！」

いつか、役所の窓口を半年がかりで巡歴したあげくに、市民課の窓口で呶鳴り出した、あのおかみさんである。

おかみさん「（舌打ちをして）健坊ッ!!……御飯だよッ!!」

子供の一人、大きく揺れているブランコから飛び下りて走り出す。

ブランコ ―― 静かに揺れている。

何処からともなく笛の音が聞えて来る。

それは、渡辺が雪の日に、このブランコに乗って唄っていた、あの唄である。

それが、もっと……もっと澄み切った高い調子で聞えて来る。

何処から？……多分……あの夕焼けの空の上から。

橋の上の木村、静かに立去る姿が、遠くシルエットで見える。（F・O）

タイトル

「終」[18]

当初この映画の終幕では，子どもたちが楽しそうに遊び回る公園を今は亡き渡辺と関係づけることが専ら意図されていたように思われるが[19]，そ

(16)　貴田庄，前掲書（注3に同じ），99頁（明らかな誤植を修正して引用した）。
(17)　同上。
(18)　シナリオの当初テクスト（『全集黒澤明』第3巻，200-201頁）に後の改訂（同書，366頁）（網掛けの箇所）を反映させて示した。
(19)　それを端的に物語るのが，ブランコへの執拗な言及（シナリオのこの場面で5回）であり，「いつか，役所の窓口を半年がかりで巡歴したあげくに，市民課の窓口で呶鳴り出した，あのおかみさん」だとか「渡辺が雪の日に，このブランコに乗って唄っていた，あの唄」といっ

の後，帽子をかぶった木村のショットがこのシークエンスの前後を挟むように追加されたことはきわめて重大である。

佐藤忠男は新しいラストシーンを「お通夜の席で最初から勘治を崇高な人間だったと賞めつづけた木村という一見気の弱そうな下級の吏員が，自分ははたして勘治のようにりっぱに生きられるだろうか，という気持ちをこめて小公園を眺めるショットになっている[20]」と木村の心情についてかなり踏み込んだ言及を残し，都築政昭も「大きな夕焼け空の中にポツリと淋しそうな木村の孤影，正義派はつねに少数派である現実を，黒澤はそこにシンボライズした[21]」と倫理的葛藤に収斂させた指摘を見せている。だが，こうしたラストシーンの解釈は，いささかリアリズムに傾き過ぎ，ないし映画のストーリーに寄り過ぎているように思われる。

というのは，いかにもラストシーンの冒頭大写しで現れるのは頼りなげな木村かも知れないが，筆者には橋の上に小さく映る人影がいつの間にか亡き渡辺のようにも見えて来るからだ。これは筆者の目の錯覚であろうか。仮にそうだとしても，そう見えてもおかしくないような映像と音の展開がそこにある，ないし，そのように見られることを容認する設定が巧みに用意されているように思われる。具体的に言えば，この奇妙な印象はこの場面に帽子とブランコ，そして『ゴンドラの唄』が順序よく現れることによって渡辺への連想が喚起されるからだ，というのが筆者の仮説である。検証してみたい。

まず最初に登場するのは帽子である。

この公園の場面の冒頭で木村は初めて帽子をかぶり，コートを羽織った姿で登場する。直前に市民課で正義を貫けず挫折した彼の頭が書類の山に埋もれるショットからワイプで現れるので，人物の連続性が保たれるようには見えるとはいえ，木村はすぐに顔を背けるので，もともと斜め横から一瞬捉えられたに過ぎない彼の顔はまったく見えなくなり，画面ではこの人物の帽子だけが異様に強調された形になる[22]。

次に現れるのはブランコである。

木村の帽子にフォーカスしたカメラはすぐに下の公園にパンする。公園では子どもたちが様々な遊具で遊んでいるが，ことさらに高く大きく揺らされたブランコが目立つ。夕飯に呼ばれた子どもたちが飛び降りた後も大きく揺れる様子をカメラが映し続けることで，ブランコは否応なくその存在を誇示している。

そしてここ（子供たちが飛び降りたブランコが大きく揺れているところ）で『ゴンドラの唄』の音楽が始まる。

まず，ブランコの揺れに合わせるかのようなフルートの前奏の後，カメラはそのまま左斜め上の橋にパンする。カメラがその中心に橋の上の小さな男の影を捉えた辺りで，フルートが『ゴンドラの唄』の主題を奏でる。男が歩き出すと，カメラは橋の上を去ってゆく男の小さな姿が画面の右端から消えるまで見送る。その間ずっと『ゴンドラの唄』をアレンジしたメロディーが流れているのだ。男と『ゴンドラの唄』を重ね合わせるかのように。おまけに，男を追うカメラは途中から画面の一角に，ブランコの上部を横から仰いで得られた三角形の影を映し込むことも忘れてはいない。

これまで見てきたように，この映画のラストシー

た，主人公の過去と絡めた言い回しである。

⑳　佐藤忠男『黒沢明の世界』三一書房，1969 年，172-173 頁。木村の心情についてのかなり踏み込んだ言及は，映画の後半では「勘治という人物のことよりも，むしろ，崇高な生きかたをする人間が実際に存在するものかどうかということを，はじめは疑いつつ，しだいに信じてゆくあたりまえの人間たちの存在こそ重要」（同書，173 頁）と考える佐藤の立場からすれば半ば必然的と言える。

㉑　都築政昭，前掲書（注 1 に同じ），276 頁。

㉒　もっとも，木村がかぶっている帽子は渡辺の遺品だろうかという疑問に対する答えは否定的である。二人の帽子は似ているが，注意してみれば違うようだ。渡辺のは明るい色で，上は半分に折れた形だったが（中折れ帽というのだろうか），木村のは濃い色で，上が同心円状に凹んでいる。ただ，渡辺が歓楽街の入口で奪われた帽子は濃い色で，木村の帽子と似て見えないこともない（上部の折れ方が異なるが）。なお，この映画は白黒撮影である。

ンに至るまでに帽子はすでに主人公を象徴するものとなっていた。さらに言えば，カフェーで帽子をつけたまま『ゴンドラの唄』を歌う主人公の姿（上半身のクローズアップ）の長回しや，雪の舞う夜更けの公園のブランコで『ゴンドラの唄』を歌う主人公の強烈な印象から，帽子とブランコと『ゴンドラの唄』は，渡辺と深く強く結びつけられている。これらは，謂わばこの物語の主人公渡辺勘治の三種の神器のようなものである。そして，この三つは夜更けの雪の公園の場面で初めて勢揃いしたが，次にそれがラストの公園の場面で再現されることで，主人公の幻影が生み出されているように思われる。

映画のラストシーンで私たちはまず帽子を，次いでブランコを見せられると同時に『ゴンドラの唄』のメロディーを聞かされることで，渡辺への連想に誘導されている。おまけに遠く仰ぐ橋の上の木村の姿は十分小さく，顔を判別できないほどであり，また，うつむきながら遠ざかる木村の背中が初老の男のように曲がっているので，そこに渡辺の幻影を見たとしても不思議ではなかろう。木村は文字通り渡辺の幻影を引きずっている。その意味では，渡辺は死んではいない。彼は後継者の中で生き続けようとしている。映画の終幕で鳴り響く『ゴンドラの唄』は，渡辺の復活ないし渡辺からの継承を —— 曖昧な点を残したまま —— 歌い上げようとしているように聞こえる。

4.3　開かれた物語へ

木村が自分の生き方についてためらっているとすれば，映画自体も物語を閉じることをためらっているかのように見えることを指摘しておかなければならない。この映画の終幕部は，終わりそうで終わらないということを何度も繰り返している。渡辺の通夜で雪の夜の公園の回想シーンの後，同僚たちが気勢を上げるところで終わればめでたしめでたしだったろうし，通夜の翌日に元の事なかれ主義の支配する市民課で木村がささやかな抵抗をしようとして果たせないところで終われば，現実から目を逸らさないリアリストの視点が示せたろうが，そうはならなかった。その後で当初のシナリオのように，公園で思い切り遊ぶ子どもたちの姿を映してから，『ゴンドラの唄』のメロディーをバックに揺れるブランコで終われば，渡辺へのオマージュとすることができたろうが，最終的にはこのシークエンスの前後に木村のショットが挟まれて，さらに曖昧さを帯びるようになった。この映画はまるでわざとのように閉じそこねている。

佐藤忠男は映画の後半に描かれているのは「一人の人間ばなれのした聖者ではなくて，人間は卑小な存在から偉大な存在へと変化し得るものだということを，疑いつつ信じ，信じつつ疑うあたりまえの人びと[23]」だと述べているが，聖人に祭り上げられかけている渡辺自身もかつて「卑小な存在」から変身したひとりであることを忘れてはならないだろう。変身の可能性は誰にでもある。木村の姿に亡くなった渡辺の幻影が重ね映しされて見えるのは，無限に続く変身の連鎖の暗示ではなかろうか。

ラストシーンにおける木村のためらいの中で物語は閉じることなく，開かれている。渡辺から木村への継承の可能性とその危うさを示唆することによって，この映画は渡辺勘治という特別なひとりについての物語ではなく，万人にとっての物語へと開かれるようになったのではないかと筆者は考える。

5．映画と音楽の出会い
－黒澤組と『ゴンドラの唄』－

これほど映画の内容に合致し，重要な役割を託されている歌でありながら，『ゴンドラの唄』を使うことがこの映画の構想の中に最初からあった訳ではないのは不思議である。

この映画の準備中「映画ファン」誌４月号にいち早く掲載されたあらすじを見ると，『ゴンドラの唄』はまったく出て来ないし，この歌が想定さ

(23)　佐藤忠男，前掲書，173 頁。

れていると思われる場面も見当たらない[24]。

『生きる』のシナリオは黒澤明，橋本忍，小國英雄の三人が冬の箱根でいわば合宿しながら練り上げたものである。彼らはシナリオの山場で主人公に歌わせる歌はないかと探しているうちに『ゴンドラの唄』に辿り着いたようだが，最初に誰がこの歌を思いついたのかについては主張がまちまちである。

5.1　小國英雄と黒澤明の証言

黒澤明が共同脚本の航海長と呼んだ小國英雄は，作曲家の佐藤勝とのやりとりの中で，『ゴンドラの唄』が登場した経緯について次のように語っている。

> **佐藤**　（前略）流行歌っていうのはどういう訳ですかね、恨んでるみたいなくらい極端に嫌いですよ、ええ。これはどんな機嫌のいい時でも流行歌が聞こえてきたらパッと顔色変えちゃうんですよ。それでいて「ジャングル・ブギ」なんていう詩を作ってるんですけどね（笑）。それから有名な『生きる』のあの「ゴンドラの唄」、あれは大正時代の流行歌なんですけどね。まあ、質が違いますけどね。
> **小國**　あれは俺だよ。
> **佐藤**　あっ、そうですか。
> **小國**　「空にさえずる」（「美しき天然」）って言ったんだよ。「空にさえずる」なんてよりゝ命短かし……　っていうのがあんじゃねーかって言ったら、「あっ、もう『生きる』出来た」（笑）。「『生きる』出来た」って、三分の一も残ってるのに。ラストがね、もう出来たから「出来た、今日は飲もう」って（笑）。そんなこと言うと俺、歳がバレるからやだよ（笑）。[25]

小國の言い分は，主人公に歌わせる歌として初め黒澤が『美しき天然』[26]を口にしたが，自分が『ゴンドラの唄』を薦めたところ，それに決まったというものである。

小國らしい豪放磊落さが伝わってくる証言ではあるが，細かい点はよく解らない。特にラストが出来たという時，どういう場面を想定していたのか（おそらく渡辺が昇天した夜更けの公園の場面のことではないかという想像が自然だろうが）これだけでは不明である。

これに対して，別のところで黒澤自身が語った次のような証言が残っているが，そこには小國の名前はなく，手柄はすべて旅館の女中に帰されているように見える。

> あれ脚本を箱根で書いてたんですけどね。「何か歌わせたい」って、色々考えていたら年とった女中さんが居たんですよ。で、「昔ので何かいい歌が無いか？」って言ったら、「こういう歌ある」って……。「それはいいな」って言ったけど、僕らは全部歌詞をおぼえてないんですよ。その人が歌詞を全部おぼえてたんでね、教えてもらって、それを使ったんですけど。[27]

5.2　橋本忍の回想

近年刊行された回想録の中で，もうひとりの当事者である脚本家の橋本忍は，『ゴンドラの唄』

---

(24)「映画ファン」（映画世界社）昭和27年（1952）4月号，106-110頁。他誌に先駆け第一稿によったという触れ込みのこのあらすじは，市役所の「民生課」での主人公の様子に続いて，窓口におかみさんたちが訴えに来るところから始まり（まだ，胃のレントゲン写真の構想はない），主に市役所や議会を舞台にした政争にページが割かれている。夜の歓楽街の彷徨については数行程度で，主人公は雪の夜に完成した公園の「ベンチ」に坐ったまま亡くなった模様。葬式に出たとよが雪どけの庭で泣き続けるところで終わっている。

(25)　黒澤明研究会（編）『黒澤明を語る人々』朝日ソノラマ，2004年，47-48頁。

(26)　明治35年（1902）に生まれた『美しき天然』は，大正・昭和時代には客の呼び込みをする際にサーカスや所謂チンドン屋などが演奏する曲として広まったと言われる。

(27)「黒澤明フェスティバル」での講演より（西村雄一郎，前掲書（注10に同じ），147頁）。

が取り入れられるようになった時のことについて，上の二人とも微妙に異なる事情を語っているが，その回想は彼らよりも詳細にわたり，きわめてヴィヴィッドなものである。

主人公の通夜も終わりに近づいた頃，ひとりの若い警官が現れて，死の直前の主人公を目撃した時のことを告げる場面を執筆中の様子を，橋本は臨場感溢れる筆致で次のように伝えている。

私と黒澤さんは、警官の台詞からカットバックで、夜の小公園に繋ぎ、ブランコに揺れながら歌う、渡辺勘治を書いていた。

命短し、恋せよ乙女……

だが私は、黒澤さんの一人言に似た呟きを、そのまま書いたのだから後の歌詞は全く見当もつかない。

「橋本よ、この歌の続きはなんだっけな？」

「知りませんよ、そんな。僕の生まれる前のラブソングでしょう」

黒澤さんは英語の本を読んでいる小國さんに訊いた。

「小國よ。命短し、恋せよ乙女の後はなんだったっけ？」

「ええっと、なんだっけな，ええっと……ええっと、出そうで出ないよ」

私は直ぐに帳場に電話をし、この旅館の女中さんで一番年とった人に来てほしい、一番年とっている人だと念を押した。

暫くすると「御免ください」と声をかけ襖が開き、女中さんが一人入ってきた。小柄で年配の人だがそれほど老けた感じではない。

「私が一番年上ですけど、どんなご用件でございましょうか？」

私は短兵急に訊いた。

「あんた、命短しって唄、知ってる？」

「あ、ゴンドラの唄ですね」

「ゴンドラってのか？　その唄の文句だけど、あんた、覚えている」

「さぁ、どうでしょう。一番だけなら歌ってみれば……」

「じゃ、ちょっと歌ってよ」

女中さんは座敷の入口の畳に正座した。握り固めた拳を膝へ置き、少し息を整える。黒澤さんと小國さんが体を乗り出した。私も固唾を飲んで息をつめる。女中さんは低く控えめに歌い出した。声が細く透き通り、何かしみじみとした情感だった。

命短し、恋せよ乙女
赤き唇　あせぬまに
熱き血潮の　冷えぬまに
明日の月日は　ないものを……

その日は仕事を三時に打ち切り、早じまいにした。

一月の上旬に籠って以来、日曜、祭日なしに机に向かい、今日はもう節分の二月三日……作品にも目鼻がつき、なんとか山を越え、少しほッとした感じなので仕事を早めに切り上げたのだ。[28]

西村雄一郎は黒澤と小國の言葉を引用した上で，これではどちらが正しいか分からないが，「おそらく小國が言い出して，そこにいた仲居さんに歌詞を教えてもらったというのが本当かもしれない[29]」と推測しているが，橋本の回想の通りだとすると，『ゴンドラの唄』を言い出したのは黒澤自身という可能性も排除できない（少なくとも，小國ひとりの手柄という訳ではなさそう）。黒澤と小國という旧知の間柄による掛け合い（阿吽の呼吸）で出来たような物ではなかろうか。

またもうひとつ，橋本の証言からは，この時は夜の公園で『ゴンドラの唄』を歌う場面だけが考え出されたことが窺え，したがって，完成した映

(28)　橋本忍，前掲書（注 6 に同じ），97-98 頁。『生きる』のタイトルも黒澤がこの時考え出した模様で，それまで橋本は『渡辺勘治の生涯』としていた。脚本の完成はその二日後の 1952 年 2 月 5 日。

(29)　西村雄一郎，前掲書，147 頁。

画の中での順序とは逆に，カフェーで歌う場面の方は後から付け加えられたものと推測されるが，このことはきわめて重要である。

いずれにせよ，『ゴンドラの唄』を見出したことで，パズルの最後のピースがピタッと合うようにシナリオが落ち着いたことを三人が感じて満足した，ということは確かなようである。

最後に『ゴンドラの唄』の着想に関しての推察をまとめておく。

1）黒澤，小國，橋本が箱根の旅館でシナリオを共同執筆中のやり取りの中で，主人公が歌う歌の候補として「いのち短し　恋せよ乙女」の一節が浮かんだ。

2）最初に『ゴンドラの唄』を思いついたのが誰か，はっきりしたことは分からない（小國の可能性が高いが，黒澤か仲居の可能性も一概に否定できない）。

3）共同執筆者3人のうちの誰も歌詞をちゃんと覚えていなかったので，旅館の仲居に教えてもらった。

4）この時は夜の公園で『ゴンドラの唄』を歌う場面だけが考え出されられ，カフェーで歌う場面の方は後から付け加えられた。

5.3 「この世のものとも思えない歌い方」：黒澤明のこだわりと早坂文雄の音作り

主人公渡辺勘治に扮した志村喬は，『ゴンドラの唄』を録音する際に，黒澤から「この世のものとも思えない歌い方」をするよう求められたことを明らかにしている。

> あの歌は僕ら若い時分に流行ってまして，知ってはいたんですが，あれを歌うということになって，亡くなりましたけれど，早坂（文雄）という音楽家にピアノを弾いてもらって正確に覚えた……。どういう風に歌うかということなんですが，黒澤さんの注文は“この世のものとも思えない歌い方”をしてくれと（笑）。そんなことを言われても分かりませんよ，そりゃ実際にはね。難しいことを言いよるなと思って，テープに三種類自分でとって，で聞かしたんです。そうしたら，まあそれということになって，ああいう歌になったんですがね。[30]

一方，この映画で音楽を担当した早坂文雄は，志村の歌をいったん高速度で録音した後，コマ数を落としてダビングすることによって音程を低くするなど，凝り性の人らしく様々な工夫を重ねたようだ。

> 志村さんのキャバレーでの唄は、歌はマイクに口を近づけて、ささやくように唄ってもらい、それを増幅したのです。ピアノと唄っているうちに食い違って、互いにずれてしまいましたが、それがかえって自然で、面白みが出たようでした。
>
> ブランコでの最後の唄は、やはり高速度で、ここの回転数は29齣です。A（イ音）で唄い、29齣にしたときはF#（嬰ヘ音）の音に下がりました。それにD.B（秋山注・ダビング）のときオーケストラをバックに加えたのです。唄は一齣違うと感じが違って来ます。
>
> 28コマ、29コマ、30コマ、31コマ、31コマ（原文のまま。秋山注・32コマではないか）といろいろやってみて、結局29コマにおちつきました。画の一コマはそう感じないものですが、音の方は頗る敏感なもので、一コマ違うと約半音弱も違ってくるのです。[31]

6．ロシア文学との因縁

6.1　トルストイの『イワン・イリイチの死』（1886）

黒澤明は，死を宣告された人間がどう生きるかを描く新しい映画の脚本に小國を引き入れるに際

(30)　前掲『黒澤明を語る人々』15-16頁。
(31)　早坂文雄の斎藤一郎（作曲家）宛の手紙から。cf．秋山邦晴「黒澤映画の音楽と作曲者の証言」（『キネマ旬報』1974年増刊5・7号所収）200-201頁。

し，トルストイの『イワン・イリイチの死』（1886）を叩き台として考えていることを告げている[32]。

実際，役所勤め（裁判所判事）で出世もおさめたイワン・イリイチが，突然の致命的な病気をきっかけに，それまでの自分の人生や生き方に疑問を持つという筋書きの根幹は，ほぼそのまま『生きる』に踏襲されている。イワン・イリイチの人生が「機械的な自動性に陥っている」「閉ざされた，死に似た生」[33]であったように，渡辺は映画の冒頭で「彼には生きた時間がない。つまり彼は生きているとは言えないからである[34]」と断罪されている。

その他，自己中心的で思いやりのない身内（妻／息子夫婦）や，自分の出世と保身にばかり関心があって同情的でない役所の同僚たちの存在がある。後者の性格は『生きる』では多少弱められているとはいえ，渡辺の通夜で酔った同僚達が次期課長について取り沙汰する場面は，イワン・イリイチの訃報に接して裁判所で同僚たちが後任の噂をするところを引き継いでいるように見える。また，イワン・イリイチの葬儀と渡辺の通夜のいずれにも身近な者たちの涙が欠けている。

最後に，主人公の死亡通知と告別式から始め，その後生まれてから死ぬまでを語ったり（『イワン・イリイチの死』），主人公が人が変わったように活動を始めた途端に通夜の場面に飛ぶ（『生きる』）といった，時間をまたいだ語り口を両者が採っている点も指摘しておくべきだろう。

6.2　ゴーゴリの小役人もの

ロシア文学をかじったことのある人なら，『生きる』に描かれた渡辺をはじめとする役人たちのカリカチュア化された姿を見て，『鼻』（1836），『検察官』（1836），『外套』（1841）などに現れる，ゴーゴリの小役人たちを思い出すに違いない。そこでは，つましい生活を送る下級役人の悲喜劇が時に幻想的（非現実的）でグロテスクなまでのタッチで描かれている。

たとえば，渡辺が夜の歓楽街で帽子を奪われたり，カフェーで新しい帽子を千鳥足で追いかけたりするところは，倹約して貯めた金でやっと新調した外套を強奪され，幽霊になって出没するアカーキー・アカーキエヴィチのパロディとも取れる（そもそも渡辺のだぶだぶのコート＝外套そのものがゴーゴリの世界の体現か）。

岩本憲児はゴーゴリの小役人の連想から一挙に黒澤の「視覚的エキセントリシズム」にまで語り及ぶ，大変ユニークで示唆に富んだ見方を披露している。

> だが，前半のあわただしい人生探求，後半の生き残りしものたちの議論，いずれにしろ黒澤作品は小津安二郎作品の淡白さからも、木下恵介作品の叙情性からもほど遠く，哀れな庶民を“不意に宣告された死”という実験室へ放りこみ，ギュウギュウ言わせながらその極限の姿を見つめていく。その姿勢は、黒澤監督好みのロシア文学の主人公に近く，なかんづく私たちはすぐさまゴーゴリ作品の中の小役人たちを思い出させられる。実際，この映画は写実的“リアリズム”よりも，圧縮された生の“エキセントリック”（異常かつ風変わり）なまでの表現によって，哀れみと滑稽さと感動とを与える作品なのだ。完成した小公園のブランコに乗って，「ゴンドラの唄」を歌う主人公。公園、夜，雪，ひとりぼっちの老役人，ブランコ，ジャングルジム（の矩形を通しての構図）……奇妙な取り合わせの中で鮮烈なイメージを作り上げたこの有名なシーンに，視覚的エキセントリシズムの作家・黒澤明をかいま見ることができよう[35]。

(32)　前掲『黒澤明を語る人々』36 頁。
(33)　望月哲男「解説」：トルストイ（望月哲男訳）『イワン・イリイチの死／クロイツェル・ソナタ』光文社，2006 年，340 頁。
(34)　『全集黒澤明』第 3 巻，150 頁。
(35)　岩本憲児「批評史ノート」（『全集黒澤明』第 3 巻所収）329 頁。

6.3　ツルゲーネフの小説『その前夜』と芸術座による舞台化

映画『生きる』の主題歌のような存在になっている『ゴンドラの唄』は，もともと島村抱月の主宰する芸術座がロシアの文豪ツルゲーネフの長篇小説『その前夜』（1860）をもとに楠山正雄が脚色した，同名の芝居の劇中歌として生まれた。

大正4年（1915）4月26日から30日にかけて，芸術座は帝国劇場で第5回公演を行ったが，『その前夜』劇はこの公演で同時に上演された三つの演目の中のひとつであった。当時のある劇評によれば，この芝居は「十九世紀中葉頃の露西亞を背景にして稍眼覺かかつた智識階級の生活状態を戯曲的に面白く描いたもので、女主人公はエレエナ。男主人公はインサロフと云て前者は理想的空想的な露西亞の懶惰に倦きて力強い現實を求めてゐる女性、後者はブルガリアの革命家で實際的の手腕家であるが夫が偶々相逢て遂に強い戀に落ち自由結婚をする事になつた處折からブルガリアの風雲急を告げて革命の機運が來たので二人は露西亞を後に出發しヴエニスの客窓で便船を待つてる内、インサロフは不治の肺患が重つて志を抱いた儘死し、エレエナは一人寂寥の中に悲しい生を續けて行くといふ筋で、雪に埋もれたモスクワ郊外の別離、伊太利港の客舎邊は泣かせる。俳優も皆達者にやつてゐる[36]」。

もっとも，ロシア文学好きでドストエフスキーの『白痴』の映画化までした黒澤の口からツルゲーネフの名前がまったく聞かれないところを見ると，『ゴンドラの唄』と『その前夜』の関係に監督自身は気づいていなかったのではないかと推察される[37]。日本の舞台から生まれた『ゴンドラの唄』を通して，間接的な形でもロシア文学と関係するところがあるのは，奇妙な因縁としか言いようがない。

7．うたのわかれ
－中山晋平と『生きる』－

7.1　劇中歌としての『ゴンドラの唄』

島村抱月が主宰する芸術座は，大当たりをとったトルストイ原作による『復活』劇（1914）の中で松井須磨子の歌う『カチューシャの唄』（島村抱月・相馬御風詞，中山晋平曲）が大人気を博したのに味をしめて，翌年上演された『その前夜』劇でも劇中歌『ゴンドラの唄』を挿入することにしたものと思われる（芸術座は大衆迎合的との批判を受けながら，これ以後も芝居に劇中歌を挿入するやり方を続けて行く）。

『その前夜』の大半はロシア（モスクワ）が舞台だが，『ゴンドラの唄』は芝居の終幕（第五幕）で主人公のエレーナとインサーロフがイタリアのヴェネツィア（ゼネツィア）を訪れたところで二度挿入され，一度目は若いゴンドラの船頭が，二度目はエレーナが歌う設定になっている[38]。

『ゴンドラの唄』の作詞は楠山と親しかった吉井勇が，作曲は『カチューシャの唄』の時と同じく中山晋平が行ったが，この歌の元々の歌詞は現在流布しているものと多くの点で異なるところがある。『その前夜』劇の脚本と当時出版された『ゴンドラの唄』の楽譜から，吉井勇による原詩を復元してみると，以下のようになる。

---

(36)　大島寶水「藝術座劇評」（『讀賣新聞』大正4年（1915）4月28日，5面）。芸術座は「ロシア物」を好んで上演したが，小山内薫や内田魯庵といったロシア通からは，この芝居の舞台装置や俳優の衣装などにロシア的なものが感じられないとの苦言が呈された。拙稿「失われた明日のドラマ― 島村抱月の芸術座による『その前夜』劇上演（1915）の研究 ―」（「山形大学人文学部研究年報」第4号，2007年，33-51頁）参照。

(37)　ちなみに，黒澤がシナリオを書いた『あすなろう物語』（堀川弘通監督の映画のタイトルは『あすなろ物語』，ともに1955年）の中の玲子にまつわるエピソードや設定には，ツルゲーネフの『はつ恋』のジナイーダを髣髴とさせるところがいくつかある（少年がコケット令嬢の言葉に挑発され，高い塀から飛び降りて地面に倒れると，彼女にキスされる甘美な体験など）。この脚本は全体的に井上靖の『あすなろ物語』を下敷きにしているが，玲子という名の女性も似たようなエピソードも井上靖の原作には見つからない。

(38)　『その前夜』劇における『ゴンドラの唄』については，前掲拙稿「『ゴンドラの唄』考」（注8に同じ）参照。

いのち短し、戀せよ、少女、
朱き唇、褪せぬ間に、
熱き血液の冷えぬ間に、
明日の月日のないものを。

いのち短し、戀せよ、少女、
いざ手を取りて彼の舟に、
いざ燃ゆる頬を君が頬に、
ここには誰も來ぬものを。

いのち短し、戀せよ、少女、
波にたゞよひ波の様に、
君が柔手を我が肩に、
ここには人目ないものを。

いのち短し、戀せよ、少女、
黒髪の色褪せぬ間に、
心のほのほ消えぬ間に、
今日ははふたゝび來ぬものを。[39]

7.2　歌詞の揺れ

映画『生きる』の中ではこのうち第一連と第四連（歌の一番と四番）が歌われているが，シナリオの中に現れる『ゴンドラの唄』の詩句を上と比較してみると，細かい食い違いが数多く見つかる。

すぐ目につくのは「いのち／生命」，「少女／乙女」，「朱／紅・赤」，「血液／血潮」など，主として漢字表記の違いである（同じ箇所の詩句の表記が場面によって微妙に異なることがあるのも散見される）。

表記の問題で済まないのは，原詩の第一連で「明日の月日のないものを」となっていたところが映画では「明日という日の　ないものを」に変わっていることで，現在出回っている録音の中にもそのように歌っているものがある。

これらは，おそらく『ゴンドラの唄』が流行歌として巷に流布していく過程でそれと意識されないまま変わって行ったものと想像されるが，大正生まれのこの歌が映画『生きる』によって息を吹き返したことを考え合わせると，歌詞の改変を映画が後押ししたような側面があることも否めないであろう。

7.3　最初で最後のバルカローラ：中山晋平の工夫と挫折

中山晋平は昭和６年（1931）の年末に行われた「演劇及び映畫に於ける所謂主題歌に就いて」という講演の中で，自分の作曲した曲のうち「主題歌」と呼ばれるものを三種類に分類している[40]。

1）演劇又は映画のある場面に色彩を添えるに過ぎないもの（例：「カチューシャの唄」）
2）映画と同じ題名の歌曲を新たに作るもの（例：「東京行進曲」，「この太陽」）
3）流行歌として存在していたものを興業政策上そのまま利用して，それに色々な筋立をして演劇・映画を作るもの（例：「船頭小唄」，「籠の鳥」，「波浮の港」）

この講演の中で，彼は劇中歌『ゴンドラの唄』の作曲について次のように述べている。

> 是れは女主人公のエレーナが病氣の戀人を勞つて、ベネチアの町に着いた晩に、ホテルのベランダでマンドリンの音と共に靜かに聞く歌なので、餘り日本的な行き方をしてもどうかといふので、リズムの工合など可なり西洋風にしました。そのせいか、是れは吉井勇氏の作歌だつたのですが、甚だぱッとしない曲に成りました。殊にもう二三日で芝居を開けなければならぬといふ時に作曲にかゝり、鄉里の母が危篤だといふ報を得て憂鬱な氣持で

(39)　cf．ツルゲエニェフ原作，楠山正雄脚色『その前夜』新潮社，1915年，169-170頁。セノオ楽譜『新小唄　第三編　ゴンドラの唄』セノオ音樂出版社，1918年（五版）。

(40)　中山晋平「演劇及び映畫に於ける所謂主題歌に就いて」（『藝術殿』２巻２号，1932年）21頁。

汽車の中で纏めたものです。長旋法を用ひて六拍子にしましたが、全く失敗の作で、極く一部の人によつて愛好されたに過ぎませんでした。

かういつたメロディーは、其時分の人に受入れられる力が弱かつたのだらうと思ひます。殊に此六拍子といふ拍子は我國の在来の歌には殆ど有りません[41]。

中山晋平が『ゴンドラの唄』を早すぎた（時代の先を行っていた）失敗作と見なしていたことがよく判る。そしてその理由をこの曲が長旋法（ここでは所謂「ヨナ抜き」長音階のハ長調）の八分の六拍子で作曲されている点に帰しているのは明らかだ。晋平は日本人の耳には長旋法よりも短旋法の方が馴染みやすく，したがってより大衆性を持っているという持論を，この講演の中でも開陳している。

一方，八分の六拍子という拍子は，もともとヴェネツィアのゴンドラ船頭の舟歌に由来する，バルカローラないしバルカロール[42]と称される曲に特徴的な拍子で，『ゴンドラの唄』は劇中での設定や歌詞の内容からしてもバルカローラの名にふさわしいものを持っている。上の引用の中で晋平が「リズムの工合など可なり西洋風にしました」と言っていることからも，彼がその伝統を念頭において作曲したことは間違いない。

この曲で初めて採用した八分の六拍子を日本人には受け入れられにくいと感じていたにしては，晋平はその後も懲りずに時折この拍子の曲を作曲している。ただ，中山卯郎の作曲目録[43]にあたって調べると，晋平は八分の六拍子の曲を生涯に15曲作曲している[44]が，この中でバルカローラと呼べるのは『ゴンドラの唄』一曲しかないように見える。晋平の最初で最後のバルカローラと言えそうだ。

藍川由美によれば，「日本の音楽には，伝統的に四拍子（二拍子系）の曲が多い[45]」。明治以降の日本の学校教育では低学年で四分の二拍子や四拍子の歌を，高学年で四分の三拍子の歌を加えた結果，《故郷》や《朧月夜》といった四分の三拍子の歌が定着したが，「ただし，八分の六拍子には二拍子系と三拍子系の取り方があり，ことに明治以降の日本の歌においては，《ゴンドラの唄》のように明らかに異国情緒を醸す目的で作られた三拍子系の曲は別として，日本人は《ローレライ》のような八分の六拍子を，三拍子ではなく，遅い二拍子で取ることが多い[46]」という。『ゴンドラの唄』の拍子が作曲当時の日本においていかに特異なものであったかが想像される。

7.4 『生きる』と中山晋平の死

映画『生きる』が封切られたのは昭和27年（1952）10月9日のことであるが，『ゴンドラの唄』の作曲者である中山晋平は奇しくもこの年の年末に亡くなった。しかも驚くべきことに，彼は死の直前にこの映画を見ていた。

この年の11月末，7年前に亡くなった詩人野口雨情を顕彰するため井の頭公園の一隅に作られた記念碑の除幕式に臨んだ晋平は，雨情会の会長として式辞を述べた。その姿には何か痛々しいものが感じられたという。

その5日後，彼はエビス駅前の小さな映画館で映画『生きる』を見た。息子の中山卯郎はこのときの様子を次のように伝えている。

---

(41)　同書，26頁。

(42)　イタリア語で“barcarola”，フランス語で“barcarolle”，英語で“barcarole”。

(43)　中山卯郎（編著）『中山晋平作曲目録・年譜』豆ノ樹社，1980年。

(44)　中山卯郎の作曲目録に掲載されている全曲数は1620曲程度（そのうち楽譜が分かるものは1462曲）なので，八分の六拍子の曲は1％ほどになる。また，卯郎の分類に従えば，うち12曲が「歌謡」，3曲が「童謡」である。「地方新民謡」や「社歌・校歌・その他」には八分の六拍子の曲は見当たらなかった。

(45)　藍川由美『「演歌」のススメ』文藝春秋，2002年，122頁。朝鮮には圧倒的に三拍子系（八分の六拍子や四分の三拍子）の曲が多く，フランス民謡には八分の六拍子が多いという。

(46)　同所。

12 月 2 日，晋平は島田豊に連れられて国電エビス駅前の小さな映画館で「生きる」を見た．この映画は黒沢明監督の名を挙げた秀作であり，中でも志村喬の扮する主人公が癌の宣告をうけたあと夜の公園で独りブランコを揺すりながらつぶやくように「ゴンドラの唄」を歌うシーンが圧巻であった．もともと映画見物というものには興味をもっていない晋平ではあったが，島田のすゝめもあり一度見てみようという気になったのであろう．所謂サード・ランと言われる場末の小屋はしかし冷え冷えとしていた．それでも島田豊の話によると「先生はひどく感動されたようで黙って最後までご覧になっていた」とのことであった．その夜は東京に泊り，翌日ビクターに行って向島力栄の歌の稽古に立合っていたが，急に腹痛が激しくなったのでそのまゝ熱海に戻って寝込んでしまった．[47]

『ゴンドラの唄』はこの映画の主題歌のような役割を担っているが，晋平が戦前に主題歌をめぐる講演でして見せた分類のいずれにも当てはまらないタイプである。

かつて自ら失敗作と見なした歌が映画の中で重要な役割を与えられ，生き生きと使われているのを見て，彼はひそかに満足したのではなかろうか。忘れられかけていた『ゴンドラの唄』は，黒澤の『生きる』によって復活したのだ。

むすびにかえて
－リメイクとドラマ－

ハリウッドによるリメイク計画

数年前から時折，米ハリウッドが『生きる』をリメイクするという，まことしやかな噂が囁かれている。製作会社としてドリーム・ワークス，主人公にトム・ハンクス，監督にジム・シェリダンなど具体的な名が取り沙汰されており，リチャード・プライスの脚本の舞台はニューヨークになりそうだという。

ここで何よりも気がかりなのは，クロサワの主人公が歌った『ゴンドラの唄』がどうなるのか，ということだ。アメリカ人によく知られている（これが「グローバル化」のための必要条件だろう）という訳でもないこの曲を，まさか詩だけ英語に直して使うというのも考えにくい。

それでは，何か他の曲を歌うのか？　そうだとすれば，それはいったい何だろう？

いずれにしても，『ゴンドラの唄』のない『生きる』を考えにくいと感じるのは，筆者だけではないのではなかろうか。

TV ドラマ化

そんな中，昨秋民放テレビ局（テレビ朝日系）が，映画をドラマ化して放送した[48]。

市川森一の脚本は，現代のドラマとしてのリアリティーを損なわないよう細かい設定は様々変えながらも[49]，黒澤の映画をその物語においても構成（主人公が行動し始めた途端，通夜に飛ぶ）においても大筋で踏襲している[50]。台詞やナレーションにも映画のシナリオをほとんどそのまま引き継いだようなところが散見された。

一方，音楽の使われ方はだいぶ変わったと言わなければならない。実はこのドラマのテレビ放送と DVD ではバックに流れる音楽があちこちで随

(47)　中山卯郎，前掲書，353-354 頁。その後，入院を嫌った晋平を家族や近しい者たちが看病したがはかばかしくなく，15 日に急遽入院したものの 30 日に帰らぬ人となった。

(48)　このドラマは 2007 年 9 月 9 日にテレビ朝日系列局で放送された。本稿執筆に際し，DVD 化されたものも視聴した（TDV18065D）。なお，スタッフは，監督：藤田明二，脚色：市川森一，音楽：渡辺雄一。主な出演は松本幸四郎（渡辺），深田恭子（サチ），北村一輝（優樹），ユースケ・サンタマリア（木村），西村雅彦（坂井），小野武彦（大野），岸辺一徳（助役）ほか。

(49)　たとえば，主人公の病は膵臓癌になり，今ではめったにお目にかからないとよの名はサチと改められたり，出征など戦争に関するシーンが消え，代わりにいじめが登場している。

(50)　ただし，ドラマの冒頭は渡辺家の朝の様子（父と息子の出勤風景）で，レントゲン写真から始まるのではない。

分異なるのだが[51]，いずれにしても映画にあった饒舌な英語の歌はすべて外された。また，テーマ曲は『ゴンドラの唄』とは無縁のオリジナル曲のようである。それでも主人公が『ゴンドラの唄』を二度歌うところは残っていて，筆者は思わず安堵してしまったのを白状しなければならない。

主人公に一晩で「一生分の快楽」を味わわせてやると豪語する若いメフィストフェレスは，夜の街を知り尽くした外車ディーラーの優樹だ。彼にあやしげな世界を次々と案内される途中で寄った静かな店でピアノ弾きに何か弾くかと訊かれ，渡辺は『ゴンドラの唄』を口ずさみ，優樹は「なんてこった…」と絶句する。映画と異なり，ドラマの渡辺は１番の次に４番ではなく２番を歌う。翌朝，渡辺は優樹と別れるときに彼のしていた真紅のマフラーをもらう（前夜の快楽ツアーの中で非合法の賭博場での手入れから逃げる際，渡辺は自分の地味なマフラーを落としてなくしていた）。

渡辺の通夜の場面で，彼が死ぬときどんな気持ちだったのか気にかける同僚たちのやり取りの後，巡査が焼香に来て前夜の話をし，雪の降る夜更けの公園で渡辺が『ゴンドラの唄』を歌う場面になる点は同じだが，届けられた遺品は帽子ではなくマフラーだった。回想のシーンでブランコの渡辺の胸元には真紅のマフラーが見えるが，帽子もコートもつけてはいない（なお，この場面に限らず，ドラマの中の渡辺が帽子をかぶることはない[52]）。

翌朝の市役所でいつもの事なかれ主義が続いているのを見ても，木村は抵抗しない。渡辺のロッカーを整理しているときに子犬のおもちゃを見つけて首をかしげる（これは渡辺が自分のなすべきことを見出した時に，サチに頼んでもらい受けたものだが，木村がそのことを知る由もない）。この後，画面が転換し，街の郊外の遠景からカメラは次第に公園に迫り，公園の斜め上からの俯瞰図（映画のように真上から覗き込むものではない）に続いて，公園で遊ぶ子どもたちの姿が映し出されるが，画面の転換と同時に三線（さんしん）の響きが聞こえ，やがてその調子にのせて男性が明るい声で歌う『ゴンドラの唄』が流れ出す。

この沖縄音楽風にアレンジされた『ゴンドラの唄』の流れる画面からは，不思議な印象を受ける。それはまずどこか妙にのどかで牧歌的だ。「〽いのち短し　恋せよおとめ」という歌詞も，およそ死すべき定めの人間の切羽詰まった深刻さとは縁遠く聞こえる。沖縄音楽が神話・伝説とつながった悠久の時間を連想させるからなのだろうか。だが，それだけではないようだ。その歌いようには渡辺の生真面目な歌い方とは対極の，どこか茶化すようなところがある。その漠然とした印象は，歌声が「〽いのち短し　恋せよおとめ」まで聞こえた直後，まずウグイス嬢の声が，続いて選挙カーが姿を現すことではっきりとしてくる。助役の市長選への出馬は，映画の後日談風に仕立てられたパロディーである。映画では噂に過ぎなかったことを実現してみせ，しかもその街宣車のウグイス嬢としてサチが助役を売り込んでいるというおまけ付きである。音楽はそれに合わせたものだったと見るべきなのだろう。渡辺が文字通り命を賭けて造り上げた公園の前では「みなさまの尊い汗を

(51)　総じて，テレビ放送の際に使われていた歌詞つきの歌がDVD版では外され（例外は金髪女性のいるパブで店の歌手が歌っているらしい『メリー・ジェーン』の冒頭が聞こえる所のみ），別のまったく歌詞のないインストルメンタル系の曲か，歌詞があってもよく聞き取れないような曲が流れるようになっている。目立つ変更では，渡辺がサチとゲームセンターやショッピングに行くところでTVではバックに斉藤由貴の歌う『夢の中へ』が流れていたが，DVDでは哀愁を帯びたロシア民謡風（地域を外せば吟遊詩人風とでもいうべきか）のギターの爪弾きに替えられている。また，二人が行った最初のレストランではジリオラ・チンクエッティの『夢見る想い』（NON HO L'ETA）が，最後のレストランでは『カルメン』の「ハバネラ」が流れていたが，DVDでは，前者は女性歌手のややコミカルな感じの曲に，後者は『カルメン』の間奏曲「アラゴネーズ」に替えられている。

(52)　頭にかぶるものと言えば，ドラマの渡辺は建設現場でヘルメットをかぶっていた。ふと気になって映画をもう一度見てみたら，黒澤の渡辺は工事現場でもやはり帽子にコートという出で立ちだった。疲弊のためかころんだ渡辺が主婦たちに抱きかかえられ，隅の方でひしゃくの水をもらって飲む場面でも，「自分の子供か孫を見るような」まなざしで公園が出来て行くさまを眺める渡辺の頭上にはいつもの帽子がある。

無駄にしないよう，身命を賭して取り組みます。天地神明にかけてみなさまの生活を守り抜きます」という文句がなんとも空々しく響く。感動的な通夜の翌日に変わらない役所のシーンを持ってきて混ぜっ返すようなことを最初にしたのは黒澤だが，ドラマはその後にさらに映画の後日談風の話をもう一枚噛ませて，現実のアイロニーを強調しているように見える。

助役の選挙カーとすれ違った木村がバックから子犬のおもちゃを取り出すと，彼の視線の先に公園のブランコが映る。この辺りからピアノでテーマ曲になり，木村がもう一度おもちゃに目を落としたところで配役等のクレジットが出る。おもちゃをしまい，自転車で駆け抜ける木村。女の子が飛び降りて揺れる１台のブランコがしばらく映る（もう片方は少し前から止まっている）。正面から捉え直したブランコの映像の上にかぶせるように，公園建設までの渡辺のフラッシュバック[53]。最後にブランコだけになり，夕日を背景に揺れる一台を間近から仰ぐように大映ししてフェイドアウト。

小道具とテーマ曲

小道具類で一番大きな違いは，映画で象徴的に使われていた帽子がまったく現れず，代わって真紅のマフラーが登場したことだろう。このマフラーは若いメフィストフェレスの優樹から渡辺がもらい受けたもので，雪の降る夜更けの公園のブランコで『ゴンドラの唄』を歌う場面では，渡辺の胸元（首に巻いたり垂らしているのでなく，所謂Ｖゾーンを覆うように重ねて前に出してある）にあってことさらに強調されている。ブランコを正面から捉えた画面は渡辺の胸元を除いてセピア色と白のみに色調が押さえられ，真っ赤な色だけが浮かび上がるように画像処理が施されているのが見て取れる。復活した渡辺が市役所に初めて出勤した朝に首にかけられてあり，彼の通夜で巡査が遺品として届けに来ることからも，ドラマの中ではこのマフラーが映画の帽子に代わって渡辺を象徴するものとなっていることが分かる。

もうひとつ小道具に関して指摘しておくべきは，主人公が生き甲斐を見つけるきっかけとなるおもちゃがウサギから子犬に替わるとともに役割を増したことである。すなわち，黒澤の映画ではとよが工場で作っていたウサギのおもちゃは，その後主人公の通夜の場面で部屋の片隅にあるのが一瞬映るだけだが，ドラマでサチの作った子犬のおもちゃは木村が渡辺のロッカーの中で見つけて持ち帰り，その後公園で助役の選挙カーとすれ違った後リュックから取り出してじっと見つめており，渡辺が残した何物かを象徴するように使われていることが判る。

どうやら，映画の中で帽子が担っていた役割をドラマでは二つに分けて，それらをマフラーと子犬に分担させているように見える。すなわち，真紅のマフラーが渡辺の変身や新生の象徴だとすれば，子犬のおもちゃの方は渡辺の志（遺志），気概の象徴である。

木村はこのおもちゃにまつわる事情を知らないので，その意味を真に理解しているとは言えないかも知れない。それでも，彼が渡辺の残した子犬のおもちゃに何かを感じ，形見のように接しているのは重要なことだ。

渡辺が一命を賭して造った公園を自分の手柄として助役が市長選出馬に利用しているというアイロニーを前に，ユースケ・サンタマリア演じる木村は怒りもしなければうなだれもしない。彼は渡辺の残したおもちゃと彼が造った公園のブランコにしばらく目をやってから，黙って自転車を疾駆させるだけだ。上衣を風になびかせて遠ざかる若者の背中と無心に遊ぶ幼い子供たち ―― いずれにしても，彼らにはまだまだ時間（渡辺に絶対的に欠けていたもの）があるということに，どうや

---

(53)　ちなみに，誰も乗っていないブランコの揺れるのにかぶせたこの回想の最後で，雪の公園で渡辺がブランコを揺するシーンを見せた後，渡辺の姿を半透明にして目の前のブランコに重ねて，一瞬彼がそのブランコに乗って揺すっているかのような幻像を作り出している。この幻像は目の錯覚ではなく，黒澤の時代にはなかったテクノロジーによって作られたものである。

ら物語の未来は託されているようである。

このドラマの中で主人公は映画と同じように『ゴンドラの唄』を二度歌って見せるが，この曲はドラマの主題曲とまではなっていない。助役の選挙カーのいる間だけおちゃらけた『ゴンドラの唄』が流れ，子犬のおもちゃを取り出した木村が公園を見つめるショットから揺れるブランコを背景に渡辺についての回想シーンが続く間，オリジナルの静かなメイン・テーマが流れて終わりを迎えることが，そのことを何よりも物語っている。

参考：

（昭和 49 年のリバイバル・ロードショーのプログラムより）

Barcarole of Death and Rebirth：A Study of the *Gondola Song* (*Gondora no uta*) in Akira Kurosawa's film *To Live* (*Ikiru*)

AIZAWA Naoki

(Associate Professor, European & American Cultures, Cultural Systems Course)

This paper attempts to examine how the *Gondola Song* (*Gondora no uta*: lyrics by Isamu Yoshii, music by Shinpei Nakayama), one of the most popular songs of the Taisho era, operates in Akira Kurosawa's 1952 film *To Live* (*Ikiru*) through a micro-analysis of the scenes where the song is sung or its melody appears as background music.

Among the explicative songs in the film, the *Gondola Song* is the only Japanese one (the others are English): it treats the finiteness of human existence, a theme fundamental to the film. The protagonist Kanji Watanabe sings it twice: once mournfully in a bar and again, as a song in praise of life, sitting on a children's swing on a snowy night in a small park. Further, an orchestral arrangement of the melody is played as background music, without lyrics, at the beginning and at the end of the film. It may thus be safely said that the *Gondola Song* appears in the film as a motif, from not only a thematic but also a musical point of view.

At the end of the film there is a long sequence containing the *Gondola Song* melody. Here, a young timid bureaucrat called Kimura, who idolizes Watanabe, meditatively looks down over the small park the protagonist had struggled desperately to have constructed. It should be noted that thanks to the *Gondola Song* melody, his dark, rather bent figure with a hat seems to be that of Watanabe in heaven, which suggests the possibility of his being a successor to the hero, though at the same time the vagueness of the figure does not guarantee this entirely. And if he himself is doubtful about the possibility, as some critics have pointed out, his self-doubt means the plot does not receive closure. The film ceases to be the story of only special man, Watanabe, and becomes open and relevant to anyone.

Finally, I introduce the 2007 TV dramatization of *To Live*, whose comparison with the film helps us understand Kurosawa's unique use of the *Gondola Song* in his masterpiece. I conclude that in the film *To Live* the *Gondola Song* is used effectively in symbolizing the hero's death and rebirth, and its magical power is reinforced when it appears together with his hat and the swing.

山形大学大学院社会文化システム研究科紀要　第５号（2008）37－47

フェノロサのガードナー夫人宛書簡
－マリオン・クロフォードへの批判をいかに解釈すべきか－

伊　藤　　豊
（文化システム専攻欧米文化領域担当）

フェノロサとクロフォード

本論文の主人公であるアーネスト・F・フェノロサ（Ernest Francisco FENOLLOSA, 1853-1908）は，明治期における日本美術復興運動の立役者として，通常は語られる人物である。とはいえフェノロサをいわゆる歴史上の大物とみなすことは，到底できない。一般的にいえば，彼は明治期のお雇い外国人の一人として，教科書やその他の啓蒙的な読み物に，その名が記録される存在にとどまっている。フェノロサが重要な足跡を，近代日本史上や明治美術史上に残しえたと評価するにせよ，彼が1890年に東京美術学校を去り，アメリカへと帰国した後の活動に対して，真剣な関心を払う人々は，一部を除いてほとんど存在しないといってよいだろう。またフェノロサがみずからの後半生の活動の舞台とした，アメリカ合衆国においても，彼の知名度は決して高いとはいえない。歴史家や美術史家，そして文学者たちが，それぞれの専門の枠内でフェノロサを論じることはあるにせよ，現代アメリカにおける彼の知名度が極めて限定的だということは，否定できない事実である。

もう一方の登場人物であるF・マリオン・クロフォード（Francis Marion CRAWFORD, 1854-1909）も，いまやほぼ忘れ去られた作家である。なるほど，英米文学史関係の人名事典の中に，彼の名はしばしば見受けられるし，またクロフォードの死から約100年を経た現在でも，彼の作品を探すこと自体は，それほど難しくはない。彼は少なくとも生前，ヘンリー・ジェイムズと並ぶほどの著名な作家であったし，大部にわたる全集も刊行されている。ただし，これらの著作は作家として一世を風靡したクロフォードの，いわば生の痕跡にすぎない。現代において，クロフォードの作品を愛好する読者層を見出すことは，英米圏でも日本でもかなり困難であろうし，また彼を専門とする研究者も皆無ではないにせよ，その数は極めて限られたものである。(1)

端的にいえば，クロフォードとフェノロサはともに，どちらかといえば歴史の周縁でその名を記憶される存在である。ただし本論文が分析対象とする1890年代前半のボストンにおける，文人や知識人としての彼らのプレゼンスについて考えてみれば，その同時代的な意義は決して小さなものではない。当時のクロフォードはすでに，高名な作家として認められており，またフェノロサも開国後の日本に長期間滞在し，そこでいわゆるお雇い外国人として伝統美術の復興を主導したという，ユニークな経歴により売り出し中の新進知識人であった。彼らの対立の舞台となった当時のボストンも，その地位はニューヨークに対して凋落を示しつつあったとはいえ，いまだにアメリカ文化の一大中心地であった。(2) 特にアメリカの文化言論界でデビュー間もないフェノロサにとって，ボストンはまず押さえるべき戦略上の要衝であった。

フェノロサは少なくとも日本では，クロフォードよりも一般に名を知られた人物であるわけだが，一方で彼らの生きた時代のアメリカにおいては，こうした評価は明らかに逆転する。当時のクロフォー

(1)　クロフォードに関する最新の研究としては，例えば拙稿「F・マリオン・クロフォードの仏教観と世紀末アメリカ文化」（日本比較文化学会『比較文化研究』No. 82, 近刊）を参照のこと。
(2)　Lawrence W. Chisholm, *Fenollosa: The Far East and American Culture* (New Haven and London: Yale University Press, 1963): 90.

ドが知識人としての知名度という点で，フェノロサを凌駕していたことは疑いえない。ボストン美術館のキュレイター職という，それなりに強固な組織的地盤を手に入れたフェノロサであったが，日本での活躍にもかかわらず，彼はアメリカの美術言論界や思想界においては，明らかに後発の評論家であり，特に文化の都ボストンでは，先行する有力な同業者たちと戦わなければならなかった。

フェノロサ書簡と資料批判の問題

このようなフェノロサが，同時代の大物文人であるクロフォードを標的として放った批判が，本論で取り上げるイザベラ・S・ガードナー婦人（Isabella Stewart GARDNER, 1840-1924）宛の書簡である（内容については，本論文の末尾に添付した抜粋を参照のこと）。この書簡は 1894 年ごろに書かれたと，従来から漠然と推定されてきたものの，書簡自体に日付は記載されておらず，またフェノロサがいつこれを書き，ガードナー婦人に送ったかについて，過去に十分な考証がなされてきたわけでもない。ガードナー婦人は 19 世紀後期から 20 世紀前期にかけての，ボストンにおける文化の一大パトロネスであり，フェンウェイ・コート美術館（現在のイザベラ・スチュワート・ガードナー美術館）の創立者としても知られる。彼女はクロフォードが作家としてデビューした頃の庇護者であり，またかつては彼と愛人関係にあったともいわれる。一方，フェノロサのガードナー婦人との関係は，クロフォードほどに深いものでは到底なく，ボストン社交界での一般的な付き合いにとどまっていたように見える。ガードナー婦人の伝記として代表的な作品を見てみても，そこにはクロフォードの名前は頻出する一方で，フェノロサはまったく，あるいはめったに登場しない。(3)

山口静一の調査によれば，ガードナー美術館には相当数のクロフォード書簡が保管されている一方で，フェノロサ関係資料の所蔵は多くない。フェノロサの手になる書簡としては，同美術館の保管資料の中でもこれ 1 通のみであり，その意味では異彩を放つものである。(4) このような事情のゆえか，本書簡はこれまで，フェノロサ研究者のみならずアメリカ仏教史や文化史の研究者によっても，様々に言及・引用されてきており，決して稀覯とされるべき資料ではない。

ただし管見の限りでは，このフェノロサ書簡の先行研究における扱いや解釈には，重大な欠陥が存在する。本書簡の冒頭で，フェノロサはガードナー婦人に宛てて，「クロフォード氏の論文を，興味深く拝読いたしました。ここに私の読後感を喜んで述べさせていただきます」と断っている。(5) この内容から推測できるように，ガードナー婦人はクロフォードの特定の著作について，フェノロサに感想を求めているわけだが，フェノロサが書簡の中で，具体的にクロフォードのどの文章を批判しているのかについては，これまでまったく検討されてこなかった。

例えばローレンス・チゾムは著書 *Fenollosa: The Far East in American Culture*（1963 年）において，この書簡から相当に長い引用をおこないつつ内容を論じている一方で，フェノロサによる批判の対象となったのが，クロフォードが「数回にわたり表明し，また当時の彼の新作であった『カーサ・ブラッチョ（*Casa Braccio*）』にも現れた，〔彼の〕見解」であったと述べている。(6) 仏

(3)　例えば Douglass Shand-Tucci, *The Art of Scandal: The Life and Times of Isabella Stewart Gardner*（New York: Harpercollins, 1997）では，クロフォードとガードナー婦人の関係を論じるために，わざわざ 1 章が割かれている一方で，フェノロサの名前が登場するのはわずかに 2 ページ（251-252 ページ）であり，さらにそこでの扱いは，ガードナー婦人と岡倉天心との交流を紹介する際の，いわば関連情報にすぎない。また Louise Hall Tharp, *Mrs. Jack: A Biography of Isabella Stewart Gardner*（Boston and Toronto: Little, Brown and Company, 1965）においては，フェノロサに言及した箇所は見受けられない。

(4)　山口静一『フェノロサ・下――日本文化の宣揚に捧げた一生』（三省堂，1982 年），49 ページ。

(5)　フェノロサ書簡，抜粋 1 の第 1 段落。

(6)　Chisolm, 104, fn. 5 .

教史家のリック・フィールズも著書 *How the Swans Came to the Lake*（1981 年）の中で，チゾムのこの推定を踏襲しつつフェノロサ書簡を論じている。[7] 日本語でのフェノロサ伝の中で，現在のところ最も包括的な研究である，山口静一の『フェノロサ』（1982 年）では，約 5 ページを費やしてフェノロサ書簡を論じているものの，その内容はガードナー婦人ならびにクロフォードについての簡単な紹介であり，書簡の解釈も一般論なものにとどまっている。[8] 美術史家キャスリン・パインはフェノロサの批判を，「マリオン・クロフォードの仏教に関する著作」に対するものと曖昧に述べ，[9] またアメリカ仏教史を専門とするトマス・ツィードは，フェノロサ書簡の内容を，当時のボストンのエリート層の間に拡がっていたところの，秘教的な仏教解釈（つまりオカルトや神秘主義と結びついた仏教解釈）に対する一般的批判へと，読み替えている。[10]

フェノロサは書簡の中で，クロフォードの論文のタイトルには言及していない。しかしながら，彼はこの論文から数箇所の引用をおこなっており，これらの引用箇所と照らし合わせることで，フェノロサが批判したクロフォードの論文が，具体的に特定できる。それは雑誌『ブック・レヴューズ』上に，1894 年 6 月から 11 月にかけて，4 回にわたり連載された「神秘主義の現代的な見方（“A Modern View of Mysticism,” *Book Reviews* 2 [June, July, August and November 1894]）」である。フェノロサのガードナー婦人宛書簡は，クロフォードのこの論文に対する批判として書かれたものであり，その事実は例えば，フェノロサがページ数を明示して引用している，「仏教の主要な信条（51 ページ）」―― “The ‘principal articles of Buddhism,’(p.51)”――という箇所が，『ブック・レヴューズ』1894 年 6 月号に発表された，「神秘主義の現代的な見方」の内容と完全に一致するということで，確認できる。[11] なお堀岡弥寿子は，フェノロサ書簡がガードナー美術館所蔵の彼の詩集『東と西』の中に挟みこまれており，また「詩集には『1893 年 12 月 13 日ガードナー婦人謹呈　フェノロサ』と書いてあるから，手紙もこのことに送られたものらしい」と述べているが，[12]「神秘主義の現代的な見方」の出版時期に鑑みれば，これも明らかに誤った推定であり，正しくは翌年の 6 月以降とされねばならない。

さらにいえば，フェノロサはクロフォードへの批判をおこなうに際して，「神秘主義の現代的な見方」の連載分すべてを読了していたわけではない。「今回の論説にも――これから続編があるようですが――」[13] 云々というフェノロサの言葉からして，彼がクロフォードの論説の初回分しか目

(7) Rick Fields, *How the Swans Came to the Lake: A Narrative History of Buddhism in America* (Boston and London: Shambhala Publications, 1981): 158.

(8) 山口，48-53 ページ。この書簡全体に関する山口の評価については，後の注 14 における引用部分を参照のこと。

(9) Kathleen Pyne, “Portrait of a Collector as an Agnostic: Charles Lang Freer and Connoisseurship,” *The Art Bulletin*, 78 (March 1996), fn. 67 (Internet, http://findarticles.com/p/articles/mi_m0422/is_n1_v78/ai_18394858/pg_27?tag=artBody;col1). ちなみにパインはここで，書簡の成立年を特に根拠を明示せずに 1893 年頃と書いているが，本文中で後述するように，これは誤った推定である。

(10) Thomas A. Tweed, *The American Encounter with Buddhism, 1844-1912: Victorian Culture and the Limits of Dissent* (1992; reprint, Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 2000): 69.

(11) この点については，本論文の末に所収したフェノロサ書簡の抜粋 3 と，クロフォード論文からの以下の抜粋を対照のこと。“To take the principal articles of Buddhism in their order:/Space is absolute and infinite. All manifestation is within it./Pure Being is absolute and infinite. All manifestation is within it and caused by it./Pure Being has neither past nor future. As it is absolute, has never changed, and is incapable of change, this is axiomatic./Time is a measure of change and defined by change./In the macrocosm there is therefore neither Change nor Time. The macrocosm or “Al’” is infinite Space and Coinfinite Pure Being./Compared with Space and Pure Being no physical manifestation has any real existence. Because, as in our mathematics, no matter can be conceived as infinite, and the greatest possible conceivable quantity of matter, when compared with any infinity, is represented by Naught, and nothing which is true in transcendental mathematics is untrue in metaphysics.” (Crawford, “A Modern View of Mysticism,” *Book Reviews* 2 [June 1894], 51.)

(12)『岡倉天心―アジア文化宣揚の先駆者―』（吉川弘文館，昭和 49 年），118 ページ。

(13) フェノロサ書簡，抜粋 1 の最後の段落。

を通していないことは明らかであり，また本書簡における引用も，クロフォードの論説の2回目以降の連載からは，おこなわれてはいない。つまりフェノロサがこの書簡を書いた時点では，「神秘主義の現代的な見方」の第2部（『ブック・レヴューズ』7月号に掲載）はまだ出版されていなかったわけであり（ただし，すでに出版されていたにもかかわらず，フェノロサがそれに気づいていなかった可能性も完全には否定できないが，いまのところそうした可能性をあえて考えなければならない理由も，特に見当たらない），よって書簡の執筆時期を，クロフォード論文の出版直後，おそらくは1894年の6月中か7月初旬あたりと推定しても，とりあえずは問題あるまい。

問題の所在

フェノロサ書簡の内容に照らしつつ，クロフォードの著作に目を通していけば，上述のような確定作業はたいして難しいことではない。にもかかわらず先行研究において，なぜこのような資料批判の過程が省略されたのだろうか。単なる怠慢のゆえなら論じるにも足るまいが，もしこれまでの研究者が，クロフォードの小説のみを参照することで，仏教や神秘主義をめぐる彼の見解や，それに対するフェノロサの批判を十分に理解することができると考えていたのならば，それは問題のある態度といわざるをえない。

「要するにフェノロサは当時流行のオカルト論のみが仏教の本質ではないことを……言いたかったのである」[14] というように，仏教をめぐる当時のポピュラーな思潮への批判として，フェノロサ書簡を解釈すること自体は，決して誤りではなかろう。ただしこの書簡には，上述のような一般論に必ずしも還元されえない，深刻な問題が含まれている。フェノロサとクロフォードの間に，仏教の解釈をめぐって大きな対立があったことは，なるほど事実であろう。しかしながら，そうした対立を単なる教義理解の差異へと還元することは，彼ら二人が実際に生きていたところの具体的な歴史状況を，過度に捨象する行為であり，つまり単なる抽象論へと堕すのではないだろうか。本論文の最後の部分で論じるように，フェノロサはこの書簡において，クロフォードの仏教論を否定するのみならず，彼の人格についても誹謗に近いコメントをおこなっている。こうした特徴を持つフェノロサ書簡の意義を十分に理解するためには，彼のクロフォード批判をある特定の具体的な周囲状況，あるいは時代の中に置いて検討することが，必要となるのではないかと思う。

さらにいえば，クロフォード自身は，小説家としてのみずからの活動と，評論におけるそれとの間に，明確な区別を設けていた。彼は実際，「神秘主義の現代的な見方」の冒頭において，「筆者が小説の中で純粋にフィクションの目的のため用いたところの，類似の主題とは切り離して本論が判断される」よう，読者に求めている。[15] 小説家クロフォードにとって，仏教を含む様々な神秘主義的な素材は，あくまでも筋立ての一部にすぎず，よって彼の仏教観や神秘主義観の全貌を伝えるものには，必ずしもなっていない。したがって，フェノロサのクロフォード批判を正確に理解するためには，フェノロサ書簡をクロフォードの小説から抽出された一般論と対置するのではなく，むしろ同書簡において具体的な批判対象となっている「神秘主義の現代的な見方」と照らし合わせつつ，読み解いていく作業が必須となるであろう。

クロフォード「神秘主義の現代的な見方」とフェノロサの批判

フェノロサはその書簡において，クロフォードが「神秘主義の現代的な見方」で提示した見解を，真っ向から否定する。クロフォードは自身の主張が，「世界各地で神秘主義の実践に従事している人々との，長きにわたる交流の産物」[16] であると

(14)　山口，52-53ページ。

(15)　“A Modern View of Mysticism,” 50.

(16)　Ibid.

述べることで，持論の権威をさりげなく強調しているが，フェノロサから見ればそんなものは，同時代の著名人である「ハドソンやデュモーリアやノトヴィッチなどによる，様々な科学的・文学的な議論に飛びついた」[17] 結果にすぎない。またクロフォードはみずからが，「『セオソフィスト（神智学者）』」でもなければ心霊主義者でもない」[18] と明言している一方で，フェノロサはこれに対してもあからさまな疑念を呈する。クロフォードの神秘主義なるものは，結局のところ「ヘーゲルもどき（a little diluted Hegel）」の諸要素と，当時流行のセオソフィーの混交物であり，彼は「おのれの思弁を組み立てるために」，文学や科学や思想などから，上述のような雑多な素材を引いているだけのことである。「教育のある小利口な人間ならだれでも，勝手気儘に思索することにより，この程度の議論を構築することはできるでしょう」[19] と，フェノロサはクロフォードの議論を容赦なく斬って捨てている。

また本論文で先に論じた「仏教の主要な信条」についても，フェノロサのクロフォード批判は徹底している。フェノロサはクロフォードの用語法や分析枠組みが，「まったく仏教的なものではない」と全否定する。例えばクロフォードは，彼流の仏教観を描き出す際に，「空間（Space）」や「純粋存在（Pure Being）」や「宇宙（macrocosm）」などの概念を持ち出すが，フェノロサによれば，「仏教徒が……おのれの信仰実践の基盤として」，こうした概念について「語ることなど，まずありえない」。「宇宙は絶対かつ無限である」というクロフォードの言明自体が「真実ではなく，またキリスト教や仏教の第一の原理ですらない」のである。またキリスト教における，いわゆる「主の祈り（the Lord's Prayer）」をめぐっても，クロフォードは上述の諸概念を駆使しつつ「仏教的な解釈」を加えていくが，フェノロサにいわせれば，こうしたクロフォードの「用語法や分析枠組みは，仏教的でも東洋的でもなく，ドイツ流の超越論とイギリス流の『心霊研究』の混合物」にすぎない。[20] さらにクロフォードが「仏教の三幅対（Buddhist triplicity）」として，「純粋存在」，「示現（Manifestation）」，「果報（Result）」の三つの要素を挙げ，「仏教の三幅対は形而上学的」[21] と述べていることも，あまりにも的外れな議論である。フェノロサによれば，仏教とは「形而上学の一体系ではなく，人のあり方（character）を直接的に対象とするもの」[22] なのである。

クロフォードは「神秘主義の現代的な見方」において，すべての宗教の究極的な目的が，「物質的な『自己』（the material "I"）」からの魂の解放を実現することであると，喝破している。神秘主義が仏教へと着目するのは，そうした解放のための具体的なフォーミュラが，後者の教えの中に含まれているからである。仏教の信者は，高度に様式化された祈祷の反復を通じて「自己催眠」へと至り，それによって「忘我（ecstasy）」や「恍惚（trans-state）」の状態を，みずからの内部に作り出すことができる。このような状態を繰り返すことによって，魂は最終的に「物質的な『自己』」

(17) フェノロサ書簡，抜粋 2。ハドソンとはアメリカ人心霊学者の Thomson Jay Hudson のこと。催眠状態における霊との交流や心霊治療を論じた *The Law of Psychic Phenomena*（1893）が出世作であり，クロフォードの論文においても，同書の内容が簡単に紹介されている（"A Modern View of Mysticism," 49.）。デュモーリアとは，フランスに生まれイギリスで活躍した風刺漫画家で，後に作家となった George du Maurier を指す。彼の初の小説である *Peter Ibbetson*（1891）について，クロフォードは論文の中で短く言及している（"A Modern View of Mysticism," 53-54）。ノトヴィッチはロシア人ジャーナリストの Nicolas Notovitch のこと。イエス・キリストの知られざる生涯をチベットやインドへと辿った *La vie inconnue de Jésus-Christ*（1890）によって，同時代でその名を知られた。クロフォードは同書の英訳を試みたが，結局は未完成に終わっている。ジョン・モーランの研究によれば，クロフォードの翻訳が刊行された際には，「神秘主義の現代的な見方」が解説として付される予定であった（John C. Moran, *An F. Marion Crawford Companion* (Westport: Greenwood Press, 1981): 503.

(18) "A Modern View of Mysticism," 50.

(19) フェノロサ書簡，抜粋 2。

(20) フェノロサ書簡，抜粋 3。注 11 の "A Modern View of Mysticism," 51 からの抜粋も参照のこと。

(21) "A Modern View of Mysticism," 51.

(22) フェノロサ書簡，抜粋 3。

から分離される[23]――こうしたクロフォードの見解に対して，フェノロサは仏教において「神秘主義を意識的に実践すること」が，一部の例外を除き非難されるべき行為であると反論する。「『自己催眠』といった用語へとクロフォードが飛びついたこと自体，そして彼が『定められた言葉』の『繰り返し』を，単なる『機械的』で自己催眠を導入するものだとみなしていること自体，彼が信頼できる経験に基づいた仏教の実践について，何も知らないというのを証明しています」。クロフォードがカトリックへの改宗者であることを，おそらく知っていたフェノロサは，クロフォード流の自己催眠の解釈について，さらに以下のような辛辣なコメントをおこなっている。「祈りの行為について，このような皮相な説明をおこなうことは，真のカトリックならば絶対に容認しないでしょう」。[24]

先に述べたように，クロフォードの仏教観の要諦は，神秘主義的な仏教儀式の実践を通じて，「物質的な『自己』」からの解放を実現することであった。このようなクロフォードの仏教理解のまさに核心を，フェノロサは「宗教的な慣行の第一の直接的な目的が，自身の魂を解放することではなく，他者を愛し自己を犠牲とすることである」[25]と断じることで，完全に否定してしまおうとする。物質世界（つまり俗世）や己の生から逃れようとする類の神秘主義は，フェノロサの見方によれば，まがい物にすぎない。「真の神秘主義者は物質を恐れず，むしろそれらの衝突を受容するのです。逃げを打つのは低次元の神秘主義であり，高次元の神秘主義は，むしろ戦おうとするのです」。[26]さらにいえば，人が救済を手にするためには，神秘主義を経由する必然性すらない。神秘主義とは一定の「精神の法則」に拠りつつ，高級な魂と低級な魂との間の垣根を越えていこうとする意識的な営みであり，したがって特定の宗教に限定されるものではない。ただしそのような意味での神秘主義は，魂の昇華という「人間にとって当たり前の進化」を，エソテリックな信仰や宗教慣行を有する「少数者の中にのみ期待する」という点で，「現存する宗教のほんの一部を形成しているにすぎない」。一方，フェノロサが「真の人間（A true man or woman）」と呼ぶ人々――つまり「その生が光と芳香を放ち，愛に満ちたその心底において健全であり，すべての理想に対して敬虔な人物」――は，オカルト的な恍惚や形而上的な啓示や神秘主義的な兆候とは，いっさい無縁でありうる。しかしそうした人々こそが，「高みにある神秘主義者の多くよりも，キリストや仏陀や永遠の生なるものの，むしろ近くにいるかもしれない」と，フェノロサは述べる。「よって神秘主義は唯一の『道』でもなければ，必ずしも最善の『道』ですらなく，よって明らかに正常な『道』ではないのです」。[27]

クロフォードとフェノロサ――対立の意味

ここまで論じてきたように，クロフォードが「神秘主義の現代的な見方」において披露した仏教観は，真正の仏教を理解していると自負するアーネスト・F・フェノロサによって，その皮相性を厳しく批判されることとなった。ただしフェノロサのこうした批判のみに基づいて，クロフォードの仏教解釈を検討に値しないものと片付けてしまうこともできまい。実際，「物質的な『自己』」からの解放の契機を仏教に見出したクロフォードの議論は，19 世紀後期のアメリカにおいて一般的だった仏教理解（つまり仏教の説く理想状態である「涅槃（nirvana）」とは，端的にいえば自我の完全な滅却状態であるという理解）と，軌を一にした形で成立していた。[28] さらにいえば，仏教を中核とするクロフォードの神秘主義は，当時の

(23) “A Modern View of Mysticism,” 53-54.
(24) フェノロサ書簡，抜粋 4 ならびに 5 。
(25) フェノロサ書簡，抜粋 6 。
(26) フェノロサ書簡，抜粋 7 。
(27) フェノロサ書簡，抜粋 8 。
(28) この点についての詳細な議論は，注 1 にて紹介した拙稿「F・マリオン・クロフォードの仏教観と世紀末アメリカ文化」を参照のこと。

アメリカ文化における一つの顕著な潮流とも，確かに合致していた。具体的にいえば，1880 年代から 90 年代のアメリカで，みずからを「仏教徒」と称する白人教養人層は，確実に増加していた。例えば 1883 年，ボストン在住のある牧師は，「最近では……ボストンの多くの人々が，みずからをキリスト教徒ではなく，仏教徒であると考えたがる」と，仏教の拡がりに対して皮肉な感想を漏らしている。[29]

無論，こうした現象を仏教の「流行」と安易に呼んでしまうことは，短絡の謗りを免れまい。つまり仏教の白人シンパサイザーの増加自体が，当時のアメリカで白人仏教徒の人口が爆発的に増えていたということを意味するわけでは，決してないからである。アメリカ社会における仏教への関心は，1879 年以降に著しく高まり，1893 年から 1907 年にかけて，頂点に達したといわれている。[30] しかし白人教養人たちの間で，仏教がもっとも話題にされたこの時期ですら，仏教徒の総人口は極めて少なく，かりに西海岸を中心に当時増加してきた極東アジア系移民，特に日系移民の間の仏教徒を勘定に入れたとしても，比較的少数の人々から成る宗教的マイノリティにとどまっていた。[31]このような明らかな現実に鑑みれば，19 世紀末のアメリカにおける仏教への関心の高まりが，はたして「流行」と呼びうるほどに，社会全体で広範に見られる現象であったかどうかは，なるほど議論の余地があろう。[32]

しかしながら，たとえ人口の限定されたマイノリティとしてではあれ，19 世紀末のアメリカにおいて，仏教に親近感あるいはそれ以上の積極的な感情を寄せる，白人の知識人あるいは教養人層が一定の規模で存在したことも，また否定できない。クロフォードもそうした知識人・教養人の一人であり，また一方で，著名な文人としての彼は，みずからの仏教理解を言論という形で世に対して問うことのできる，特権的な地位を有していた。当時のアメリカにおける，白人仏教徒コミュニティの規模の小ささに鑑みれば，仏教をめぐる彼の言論の影響力は，聴衆の人数が少ない分だけ大きかったであろうことは，容易に想像できるのではないか。

フェノロサ書簡が書かれたと推定される 1894 年には，彼が日本から帰国しボストン美術館に着任してから，足掛け 4 年が経過していた。ボストンにおいて，「唯一の純然たる仏教徒」[33] として知られていたフェノロサは，「物質的な『自己』」からの解放をもくろむクロフォードの仏教理解とは明確に異なった仏教観を宣揚しつつ，アメリカ文明の「東洋化」を推進しようとしている最中であった。[34] フェノロサの理解によれば，自我からの解放を追求するという問題設定自体が，「思考の病んだ形」や「病的な自意識」の産物であり，仏教においても美術と同様に，「我々が思考の対象とする自我（the self of which we think）」ではなく，「我々がそれによって行動する自我（the self by which we do）」こそが，主題とされなければならない。フェノロサのいう「個性（individuality）」とは，こうした形の活動的な自我のことであり，だからこそ，そのような自我の典型的な顕れとして，フェノロサは東洋美術を宣揚したのであった。[35]

仏教を含む東洋文化のユニークなポピュラライザーとして，ようやくボストンでみずからの基盤

(29) Cited in Carl T. Jackson, *The Oriental Religions and American Thought: Nineteenth-Century Explorations* (Westport: Greenwood Press, 1981): 141.
(30) Tweed, xxxii.
(31) 当時の在米日系人の間の仏教信仰の状況については，Tweed, 34-39 に簡明な記述がある。ツィードがここで紹介している 1906 年の国勢調査では，3,165 人の日系仏教徒の存在が確認されている（35 ページ）。
(32) この点については，Tweed, 28, 176-177 を参照のこと。
(33) [Herman Vetterling], "The Growth of Enlightenment," *Buddhist Ray* 6 (May-June 1893), cited in Tweed, 41.
(34) 世紀末アメリカ社会の「東洋化」をめぐるフェノロサの言論活動については，拙論「預言者・改革者としてのＥ・Ｆ・フェノロサ――ボストン美術館在任時の活動を中心に――」（『山形大学人文学部研究年報』No.2, 2005 年）を参照のこと。
(35) Fenollosa, "Chinese and Japanese Traits," *The Atlantic Monthly* 69 (June 1892): 770-71.

を固めようとしていたフェノロサの目に，みずからとは違った仏教観を高らかに謳う，高名な文人のクロフォードはどのように映っていたのか――最後に再び，フェノロサ書簡に戻ってみよう。

> 2年ほど前にボストンのある新聞紙上で，日本仏教をめぐる彼の長文の投書が掲載されて以降，私はクロフォードによるオカルト関連の著作を，「金目当ての作品」ではないかと疑ってきました。彼はこの手紙の中で，日本で何人かの仏教僧に学んだと称し，またSと私しか知らない事を述べているばかりか，誤謬もしくは西洋哲学からの小賢しい推論までも口にしています。[36]

ここでSと表記されているのは，ガードナー婦人とフェノロサの両者にとって近い友人であり，また当時のボストンにおいてフェノロサと並ぶ代表的な仏教徒として知られた，ウィリアム・S・ビゲロー（William Sturgis BIGELOW, 1850-1926）のことであろう。「調べてみると，これより少し前に，クロフォードがSと昼食をともにしていたことが判明し……」[37] 云々と述べることで，フェノロサはクロフォードの議論が，ビゲローからの盗作にすぎないことを示唆している。

クロフォードがビゲローと仏教について語り合ったのならば，前者がそこから多くの示唆を得たことは確かであろう。実際，クロフォードは「神秘主義の現代的な見方」の中で，「現代のある著名な仏教徒による，未発表の言葉」[38] なるものを引用しており，これがビゲローとの対話を基にした叙述である可能性は十分にある。ただしフェノロサが上の引用部分で言及している，日本仏教に関するクロフォードの投書なるものを，筆者は発見していない。さらにいえば，筆者が管見しえた範囲での伝記的な資料のうち，クロフォードの来日経験に触れたものは皆無であった。[39] 文人として世間で高名なクロフォードが，おそらくは行ったこともない日本で仏教を学んだと新聞紙上で主張すること自体，どうも本当のこととは思われない。フェノロサの嘘なのか，それとも単なる勘違いなのかを，資料的に確定するのは難しいが，こうした不確かな情報を事実確認もおこなわずに，クロフォードの庇護者として知られたガードナー婦人に対して，私信を通じて伝えようとしたフェノロサの意図が，仏教論における真理の探求のみに還元できるとは，筆者には到底思えない。

フェノロサが「神秘主義の現代的な見方」から読み取り，そしてある意味で過剰に反応したのは，いまや仏教の有力なポピュラライザーとして立ち現れつつある，クロフォードの強大な姿ではなかったのか。ボストンの知識人界にデビューを果たした，日本から帰国してわずか数年のフェノロサにとって，高名なクロフォードの展開する神秘主義的な仏教論が，みずからの宣揚しようとする仏教解釈をただでさえ狭い業界から駆逐してしまいかねない，潜在的な脅威に見えた可能性は十分にある。フェノロサは書簡で，クロフォードには「オカルト・ブームを引き起こす意図がある」[40] と疑っている。彼らの活動した19世紀末アメリカの文化言論界や，さらには仏教を含む東洋文化の解釈と言説化において，クロフォードが発揮していたであろう存在感，さらにはそうしたクロフォードに対するフェノロサの強い警戒感――これら二つの要素の絡み合う有様こそ，フェノロサ書簡から読み取られるべき史実ではないのか。

さらにいえば，フェノロサは相対的な弱者としての自身の立場を，十分に自覚していたようにも

(36) フェノロサ書簡，抜粋1の第2段落。
(37) 同上。
(38) “A Modern View of Mysticism,” 52.
(39) クロフォードの生涯を包括的かつ詳細に扱った代表的な論考としては，John Pilkington, Jr., *F.Marion Crawford* (New York: Twayne Publishers, 1964)，ならびに John C.Moran, “F.Marion Crawford: The Man and is Works”（前出の Moran, *An F.Marion Crawford Companion* に所収）の2つがあるが，これらいずれの伝記の中にも，クロフォードの来日についての記述は見出せない。
(40) フェノロサ書簡，抜粋1の最後の段落。

見える。ガードナー婦人に対してクロフォードの悪口をこれだけ吹き込みつつも，「ここでの批判を私のものとして持ち出すことは，ご遠慮いただきたいのですが」[41] と，フェノロサは厚顔なのか臆病なのか，ともかくも付言している。クロフォードを公然と批判し論争を惹起することは，フェノロサの望むところではなかったし，そうした論争を徹底して展開した際に，相手ではなく自分が潰れるかもしれないことも，フェノロサは見越していたであろう。

ガードナー夫人宛書簡は，いわばクロフォードの背中を狙ってフェノロサが放った矢であり，したがって同書簡の内容を，あるべき仏教解釈をめぐっての両者の対立といった，教義論争の次元でのみ解釈しようとしても，その歴史的な意義を完全に明らかにすることはできない。要するに，この書簡は通説でいわれるよりも，はるかに生臭い資料なのである。

（資料）

ガードナー婦人宛フェノロサ書簡の抜粋

（イザベラ・スチュワート・ガードナー美術館所蔵）

1．　I have read Mr. Crawford's article with interest. I gladly tell you what I think of it, though I should not care to have this criticism quoted as mine.

I had suspected Crawford's writing on occult subjects to be "pot-boilers," since the appearance of a long letter on Japanese Buddhism in one of the Boston papers some two years ago. In that he claimed to have studied with Buddhist priests in Japan, said some things which were known here only to S. and myself, and added others which were either false, or clever deductions from Western Philosophy. On inquiring I learned that shortly before he had been lunching with S. who, confiding in C's apparently deep personal interest, and assuming the sanctity of such a conversation, allowed himself to be drawn out. The matters "revealed" by C. were perhaps of no great importance; but the haste to proclaim himself an accredited authority in what he never knew was vulgar, to say the least, though aggressively American.

In the present article, and his hint of more to come, I fear I see a trace of a similar spirit. I suppose he intends to work the occult "boom" for all it may be worth.

2．　...to line his speculative nest, he has snatched at such scientific and literary straws as Hudson, Dumaurier, and Notovitch. To take the last seriously is rather a tell-tale weakness. The rest is Theosophy mixed with a little diluted Hegel. I think it is what any well educated, clever man could have produced by his unauthorized speculations.

3．　His Buddhist interpretation of the Lord's Prayer too, hardly reads like inspiration....Its very phraseology and categories are neither Buddhist nor Eastern, but a mixture of German Transcendentalism and English "Psychical Research." No Buddhist talks about Universals, Absolutes, Macrocosm, Essence, Pure Being; at least as the foundation for his practice. The "principal articles of Buddhism," (p.51) are not Buddhism at all. That "Space is absolute and infinite" is neither true, not is it any more a first principle of Buddhism, than it is of the Sermon

(41)　同上，第１段落。

on the Mount. A misconception of the former is here revealed, which is not a system of Metaphysics, but a direct dealing with character. The "triplicity" he gives is pure German Metaphysics....

4. As in the Catholic Church, conscious mystic practices, regarded as ends in themselves, are condemned. They are allowed only in the normal course of developement of specially consecrated souls, and then under strict guardianship."

5. The fact that he jumps at the term "auto-hypnotism" to designate ecstasy, and that he considers the "repetition" of "the formula of words" to be merely "mechanical," and as such inductive of hypnotism, proves that he knows nothing of Buddhist practice from trustworthy experience. No true Catholic even would allow him to give such a superficial explanation of the act of prayer.

6. "The first direct object of all religious practice" is not "to liberate one's own soul," but to sacrifice one's self for the love of others.

7. The true mystic is not afraid of matter, but welcomes its conflicts. It is a lower mysticism which withdraws; the higher attacks.

8. If mysticism be a name for the conscious rending of the veil between the lower and the higher planes of spirit, no doubt it is the same for all religions, because based on spiritual law. But it is only a small part of present religion, because it anticipates normal human evolution in the few alone. A true man or woman, whose life radiates sunshine and sweetness, who is sound at the core through love, and devout through reverence for all ideals, may never have had an occult ecstasy, a metaphysical illumination, or a mystic sign, and yet may be nearer Christ, Buddha, Life Eternal, than many an advanced mystic.... So, mysticism is not the only "way"; not necessarily even the best "way"; certainly not the normal "way."

Fenollosa's Undated Letter to Gardner: Exploring Its Implications

ITO Yutaka

(Associate Professor, European & American Cultures, Cultural Systems Course)

The subject of this article is an undated letter which Ernest Francisco FENOLLOSA (1853-1908) addressed to Isabella Stewart GARDNER (1840-1924). In this letter Fenollosa attacked Francis Marion CRAWFORD (1854-1909), unsparingly condemning the latter's mystic interpretation of Buddhism as superficial and wrong. Gardner was the most influential patroness of art and culture in fin-de-siècle Boston. She was also well-known for her close (perhaps too close) friendship with Crawford. Fenollosa's letter even included some caustic remarks on Crawford's intellectual dishonesty. Most likely, Gardner did not appreciate such remarks very much.

I have adequate reason to believe that Fenollosa wrote this particular undated letter sometime in either June or early July of 1894. (A number of pieces of evidence are presented in my article in order to corroborate the above.) In 1894 Fenollosa still remained a relative newcomer in the world of Boston's intellectual journalism, struggling to market himself as a unique critic of Far Eastern civilization. Meanwhile, Crawford was at the zenith of his literary career. Until then he had already published a considerable number of novels, some of which became best sellers of the time. Enjoying enormous popularity, Crawford extended his writing activities to thematic essays. He wrote on a wide range of topics, among which Oriental mysticism was one of the subjects that his contemporary readers received most favorably.

In June 1894 Crawford published "A Modern View of Mysticism"－an essay where he exhibited his mystic interpretation of Buddhism. It was this essay that Fenollosa harshly criticized in his letter. Whether the argument per se was right or wrong, Crawford's essay was powerful enough to attract many readers; it showed his high potential as a popular Orientalist critic. Supported by his already well-established literary fame, Crawford could have even succeeded in popularizing his version of Buddhism over Fenollosa's.

This article will examine my above-mentioned hypothesis which, if correct, would explain the hidden source of Fenollosa's outright hostility to Crawford.

フランスにおける郷土圏（Le pays）

北　川　忠　明
（社会システム専攻国際関係領域担当）

はじめに

本稿は現代フランスにおける郷土圏政策（la politique de pays）を概観し，その現況を紹介するものである[1]。

A.トゥレーヌたちの『国家に抗する郷土 *Le pays contre l'État, Luttes Occitanes.*[2]』（宮島喬訳『現代国家と地域闘争』，新泉社，1984年）でよく知られているように，「郷土に生き，働きたい vivre et travailler au pays」というスローガンは，1970年代にブルターニュ地方の地域主義運動や南仏オクシタニー地域におけるブドウ栽培農民たちの運動（オクシタン運動）が掲げたものである[3]。このスローガンは，フランス共和主義国家からの分離・独立志向すらもつものであったが，この郷土圏運動は左翼と結びつき，郷土圏の問題は，社会党における政権獲得と地方分権化戦略に取り入れられることになった。「地域圏（レジョン）の組織化には，根元的な現実と連帯を考慮するうえからも，差をつけることができる。したがってある一定の地域圏においては，「郷土（ペイ）」が問題の中心になる。それに関する議論はさらに続けられる[4]」と，フランス社会党の『社会主義プロジェクト』は述べていた。

ところで，ミッテラン大統領時代の1982年以後の地方分権改革[5]の進行のなかで，郷土圏運動はそれほど表に出なくなったように見えるが，郷土圏の制度化が1990年代になって再度頻繁に語られるようになる。地方分権と地域圏の発展に伴う，地域圏の下位に位置する地域開発・地域整備の単位として位置づけられ，フランス全土にわたって広範に形成されているのである。

周知のように，1982年の地方分権改革からほぼ20年後の2003年3月，シラク大統領の下，ラファラン内閣が推進した憲法改正により，第五共和国憲法第１条は「フランスは単一不可分の共和国であり，非宗教的 laïque，民主的，かつ社会的な共和国である。フランスは，出生，人種または宗教による差別なしに，すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。フランスは，いかなる信条をも尊重する。共和国の組織は地方分権的である。」と改正され，第72条において，地域圏は憲法上の地方公共団体になった[6]。郷土圏は，行政区画でも地方公共団体でもないために，わが国ではあまり注目されることはないようであるが[7]，「近隣の民主主義 La démocratie de

(1)　Le pays は，「くに」，「特別地域」，「小地域」とも訳出されているが，本稿では，郷土または郷土圏という訳語を用いる。Région も，州や地域圏と訳されるが，本稿では地域圏とする。また，Commune は，通常市町村と訳されるが，本稿では，フランス語の語感を損なわないようにコミュンとする。

(2)　A.Touraine, F.Dubet, Z.Hegedus, M.Wieviorka, *Le pays contre l'État, Luttes Occitanes*, Éditions du Seuil, 1981.（宮島喬訳『現代国家と地域闘争』，新泉社，1984年）。

(3)　1970年代の地域運動については，宮島喬，梶田孝道，伊藤るり著『先進社会のジレンマ』（有斐閣，1985年），宮島喬，梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家』（有信堂，1988年），梶田孝道『エスニシティと社会変動』（有信堂，1988年），原輝史，宮島喬編『フランスの社会』（早稲田大学出版部，1993年）等を参照。

(4)　*Projet socialiste*, Club socialist, 1981, p.257. 大津真作訳『社会主義プロジェクト』，合同出版，1982年，220頁。

(5)　ミッテラン大統領時代の地方分権改革については，川崎信文「現代フランスの地方自治」中木康夫編『現代フランスの国家と政治』，有斐閣，1987年。久邇良子『フランスの地方制度改革』（早稲田大学出版部，2004年）。特に地域圏については，川崎信文「フランスにおけるリージョナリズム－その歴史と現状－」，新藤宗幸編『広域行政の研究』，総務庁長官官房企画課，一九九二年，を参照。

(6)　フランス憲法改正と地方制度改革については，山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権』（日本評論社，2006年）参照。

(7)　是永東彦は，「フランスの政治行政機構は，国-県-コミュンの三段階制を基本とするが，農村振興を含む地域

proximité[8]」とともに，地域圏の発展を支えることによって，「近隣の共和国 La République de proximité[9]」あるいは一にして多様な分権的共和国成否の一つの鍵を握るかもしれない。

本稿は，1990 年代以降の郷土圏政策の展開と郷土圏の現状を概観するものであるが，分権的共和国の今後の展開を考えるための一つの準備作業である。

なお，郷土圏は，わが国の広域市町村圏に近いものと一般的に理解されているが，1990 年代のふるさと市町村圏，最近検討されている定住自立圏構想と重なるところが多いと思われる。日本における分権型社会の発展を考える上でも，郷土圏はなにがしか参考になると思われる。

1．1990 年代における郷土圏政策の展開

1.1　郷土圏発展の概観

もともと pays は，ローマ帝国時代のキヴィタス civitas よりも小さい，ガリア地方の領土単位を示す pagus を語源とし，中世には伯爵領を指す語であったようであるが，絶対王政の時代からフランス革命前には，プロヴァンス以上に，人々の自然の生活圏として形成され定着していた。フランス革命時には，プロヴァンスが廃止され，県と郡がおかれることになったが，郷土は，19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて起こった地域主義運動のなかで光が当てられる。フランス革命期に生まれた県と郡を廃止して，地域圏と郷土に再編しようとする動きが現れる。地理学者ヴィダル・ド・ラ・ブラッシュは，郷土を「その統一が，内から見ても外から見ても，住民の意識においてもちょっと注意深い旅行者にとっても明らかで，物理的，歴史的，経済的，社会的，文化的な多くの要素の特殊な結合から生まれた，同質的な一つの空間単位，限定的な広がりをもつ空間[10]」と定義しているが，同じく地理学者 P.Foncin が『フランスの郷土。行政的連邦主義の計画[11]』を書くのはこの時期である。ただし，この時期の地域主義運動を全体としてみると，共和主義国家の確立に対抗する右派の運動の色彩が強いものである[12]。

これに対して，今日の郷土圏に直接つながる郷土圏運動は，第五共和政の確立を見た 1960 年代に遡るもので，ゴーリスムが推進する工業化から取り残され，衰退する農村地域から生まれ，左翼と結びついた運動である。この郷土圏運動と郷土圏の制度化過程を丹念に分析するだけの準備はないので，ここでは，郷土圏推進運動組織「地方開発行動・構造国民連合 UNADEL（Union nationale des acteurs et des structures du développement local）」の理論家である M.-E.シャサーニュとフランス地方政治研究者である J.パラールに拠りながら，郷土圏の制度化にいたる流

政策は，EU－レジオン（地域）－ペイ（地方）の三つのレベルでの取組みがますます重要となっている。国内的には，レジオンとペイが，農村振興において重要な役割を果たしている。」（『フランス山間地農業の新展開』，農山漁村文化協会，1998 年，260 頁。）と述べており，郷土圏に注目した稀な例である。

(8)「近隣の民主主義」については，中田晋自『フランス地域民主主義の政治論』（御茶の水書房，2005 年）。

(9)「近隣の共和国」は，2002 年の大統領選挙において J.シラクが選挙公約で用いた語であるが，前首相 P.ラファランは『新しいガバナンスのために *Pour une nouvelle gouvernance*, L'Arcipel, 2002.』の中の，「第三部　ユマニスト的ガバナンス」の第二章「社会を解放すること：友愛，近隣」の第三節で「近隣の共和国」と題して，次のように述べている。

「地域整備の領域では，ユマニスト的ガバナンスは，首都一極集中に反対する。都市と農村の均衡，中小都市の発展，近隣の行政サーヴィスを支えることが，「全部集積 tout agglo」の現在の傾向と全面的に対立する戦略を引き立たせる。「将来の空間的集積」のこのヴィジョンは，集積の発展を放置する一種の地域的決定論であり，それが幻想であり，解決でないことは知られている。ユマニスト的ガバナンスは本質的にジロンド的である。」（*Ibid.*, p.138.）

政治の垢がついた語であるが，分権的共和国の一つのあり方を示すものと考えられるし，また，引用文では郷土圏政策が明示的に語られているわけではないが，基本的方向は同じだと考えられるので，「近隣の共和国」という語と郷土圏政策を結びつけて考えたい。

(10) Cité dans　J.Palard, “Le《pays》dans le processus français de décentralisation” dans C.Fay, Y.-F.Koné, C.Quiminal, *Décentralisation et ponvoirs en Afrique*, IRD Éditions, 2002, p.430, note.1.

(11) P.Foncin, *Les pays de France: projet de fédéralisme administrative*, A.Colin, 1898

(12) 以上については，グザヴィエ・ド・プラノール『フランス文化の歴史地理学』（原著 1994 年刊），手塚章，三木一彦訳，二宮書店，2005 年。

れのポイントだけ見ておきたい。

第一に，ブドウ栽培農民の運動を中核にしたオクシタン運動を分析した上掲の A.トゥレーヌたちの著作に描かれているように，郷土圏運動は，農民の運動に還元されないとしても，農業的あるいは農村的性格が強いものであったが，1980 年代以降は，この農業的性格の限界も自覚され，修正が加えられる。

M.-E.シャサーニュによれば[13]，郷土圏運動は，中央集権国家とパリ一極集中に対抗して，工業的・都市的発展軸から遠い，恵まれない地方の内発的発展を志向する運動として登場する。このような運動の高揚を受け，1972 年の農村整備計画 Plans d'Aménagement Rural が形成され，1975 年に最初の「郷土圏契約」が出発する。これは，農村整備計画の推進者や専門家，若者を結集する契機になり，1982 年 6 月，ブルゴーニュ県マコン市において郷土圏全国会議が開催される動きにつながっていく。

そして，郷土圏全国会議以後，1980 年代には，「地方の発展」についての論争が活発化し，過度に農業を偏重した「農村の発展」ではなく，「農村的環境における発展」や「都市的環境における地方の発展」がテーマとされる。条件不利益地域から出発した「地方の発展」のテーマは，全地域に広がっていく。そして，「雇用」創出がテーマになり，大企業はリストラや移動が頻繁であるため，雇用拡大よりも雇用縮小につながるケースが多く，雇用創出のためには中小企業への支援措置が不可欠だということが認識される。こうして中小企業と経済活性化を優先させる新潮流が登場し，これと郷土圏運動との交叉が生まれる。

さらに，地方分権化改革により，「開発・整備コミュン間憲章 La Charte Intercommunale de Developpement et d'Amenagement」もつくられ，郷土圏運動の専門家的なメンバーの結集が促進される。かれらは，1970 年代の活動家のような闘士 militant ではなく，より多面的な価値を追求する，地域開発の専門的職業人である。こうして，地方開発・郷土圏国民会議 ANDLP（Association Nationale pour le Développement Local et les Pays）のような郷土圏運動の専門家組織もつくられ，1992 年，「地方開発行動・構造国民連合 UNADEL」に改編される。

また，1988 年に，EC において，農村地域への新たな援助方針が示され，LEADER 1（Liaison entre actions de développement de l'économie rurale）イニシャチブがスタートするが，そこでは，農業にのみ依存するのではない地域の開発が重視される。地域によって援助政策の効果の差異が生まれるのは，地域の人的資源による。革新的で，マネジメント能力のある人材の育成が必要なのであり，農村地域への援助も，貧困だからというのではなく，将来の発展計画 Projet を持つかどうかが重視されてくる。LEADER プログラムは，フランスでは，開発のイニシャチブと計画を持つことを条件にした地域開発への刺激を生み出す。

こうして，1990 年代には，郷土圏の法的整備の時代が始まるわけであるが，以上の簡単な記述からも窺われるように，郷土圏運動は，1970 年代から 1980 年代にかけて，当初の農業偏重的性格が是正され，担い手も闘士的性格を弱めた地域開発の専門家に変容し，先進工業地帯に対する防衛的なもの，または保護を求める運動から，「発展」を志向するものへ変容していったと言えるだろう[14]。

(13) M.-É.Chassagne, "du mouvement des pays au projet de territoire:la bataille des idées", *Documents de travail,* No.1, 2002.

(14) 郷土圏運動の内在的発展が郷土圏の制度化を推進してきた点に強調点を置くシャサーニュは，この制度化は未だ郷土圏運動の勝利とは言えないと評価する。特に，長期にわたって持続してきた郷土圏は近隣の都市と結合するよう圧力を加えられ，住民の意向や参加を軽視した郷土圏の構成が，地方長官（Préfet）や地域圏議会議長によって推進されたりする傾向があって，後述する郷土圏憲章や郷土圏契約も，国家や地域圏の行政的必要に沿った開発計画の実施の道具になりはしていないかと，危惧を表明している。

第二に，郷土圏運動の発展と郷土圏の制度化の過程は，郷土圏運動の内発的発展を基礎にしつつ，国家の側での地域整備の単位の模索と条件整備の実践の産物でもある。この過程では，郷土圏運動は，「国家に抗する」というよりも，EU，国家，地域圏，県等のアクターとパートナーシップを結びながら，発展を遂げ，制度化が行われていく。

J.パラールによれば[15]，郷土圏をめぐる法整備は，ボトムアップ型の運動とトップダウン型の運動との弁証法によって生まれてきた。ボトムアップ型の運動は，地域 territoire を「集合的生産 une production collective」と考え，その行為者が地方開発の領域において徐々に権限と正当性を身につける過程である。トップダウン型の運動は，ナショナルな意味を持つ法的枠組みの形成と地域の発展への政策的刺激によって支えられた様々な地方的実験の整序から生まれるものである。この二つの運動の弁証法により立法規則が生まれ，二つの運動の交換の反復を通じて，実現可能な改革が推進される。郷土圏政策は，この産物として，地方の開発と地域整備の独自の様相において構築されており，1990 年代の郷土圏の法整備はこの帰結である。

彼は，この過程の基本的事例として，ブルターニュにおける地域主義運動の理論家であるＰ.ウエ（P.Houée）に拠りながら，ルデアック（Loudéac）-ムネ（Mené）郷土圏を取り上げている[16]。ルデアック郷土圏は，21 のコミュン（住民 28,348 人）によって構成されるコミュン共同体と 3 つのコミュン（住民 1,897 人）によって構成される。ムネ郷土圏は，9 コミュンからなるコミュン共同体（住民 7,578 人），8 コミュンによる多目的事務組合 SIVOM（住民 6,988 人），モンコンツール・コミュン（住民 901 人）から構成される事務組合形式の郷土圏である。

1965 年：内ブルターニュの貧困地帯であるムネ郷土圏におけるアンケート調査の企画が持ち上がり，コミュン議員たちが作業グループを形成し，ムネ拡大委員会の設立が行われた。これが，最初の開発計画の出発点であるが，県庁機構と国家の縦割り行政にぶつかる。

1965－1975 年：開発計画が仕上げられ，国土整備地域開発庁 DATAR の「農村革新」政策の恩恵を受ける時期。地方議員たちがコミュン間組合を作り，ルデアック・ゾーンとの最初の接触が行われる。

1976－1978 年：農村整備計画の承認を受け，国家行政による承認を受けた時期。

1979－1989 年：農業，手工業，観光等の開発アソシアシオンが設立される。非議員も委員会メンバーとなり，2 つのコミュン間組合が開発計画のパイロット事業を実施する混成組合に統合される。ブルターニュ地域及び国家との郷土圏契約のための交渉が行われ，これらの動きを承けて 1982 年には地方開発会議の招集が行われる。そして，1984 年には，ムネの開発・整備憲章が作成される。

1990 年代：1992 年 2 月 6 日の法律によってコミュン共同体が創設され，コミュン間広域行政が推進される。また，地域圏と EC または EU における新たな政策展開が，ルデアックのコミュン共同体との接近を促し，新しい全体構造の模索の時期が始まる。

他方，1950 年代に革新的農民運動から出発し，協働の構造を発展させてきたルデアックでも，1980 年代には，観光や文化事業におけるコミュン間協力を発展させ，1987 年には都市と農村共同体との連帯を強化するべく，開発・整備憲章がつくられる。そして，1993 年には，コミュン共同体が形成される。

この 2 つの郷土圏の発展により，またブルターニュ地域圏による地域整備政策の新展開と EU の援助政策の展開が結びつき，新たな単位形成の必要が生まれ，1994 年にルデアック-ムネ郷土圏の発展を目的とした，中部ブルターニュ開発アソシ

(15)　J.Pallard, op. cit., p.p.429-436.
(16)　この過程は，P.Houée, La genèse d'un pays, *Projet,* No.254, 1998.で記述されている。

アシオンが形成されたのである。

パラールは，P.ウエにしたがって，上方に向かう歩みと下方に向かう政策の方向付けの結節点，つまり，エネルギーを動員するボトムアップ運動と，地域を公共政策の中に位置づけるトップダウン運動の結節点において，ルデアック-ムネ郷土圏の形成が行われたととらえる。そして，これを政治，経済，観光，文化事業等の領域の地域アクターの集団的学習過程としてとらえ，ルデアック-ムネ郷土圏を「学習地域 learning region」の典型事例ととらえている。ここではアクター間の信頼が醸成され，資源管理と行政手法の知識が発展し，相互参照の空間が形成される。こうして地域 territoire は管理の対象から「開発のミッション」へと変貌を遂げたのである。

以上，極く簡単に 1990 年代の制度化にいたる郷土圏の発展過程の概略を見てきたが，郷土圏運動は，1970 年代以降農業偏重的性格が是正され，防衛的なものから地域の「発展」を追求するものに性格の変容を遂げ，他方における地域圏，国家，EU による新たな地域開発政策の模索との交点において，1990 年代に制度化の時期を迎えたと，ひとまず言えるであろう。次に，郷土圏に関わる法整備を具体的に見ておこう。

1.2　郷土圏に関わる法整備

1）1992 年 2 月 6 日の指針法から 1995 年 2 月 4 日法（パスクワ法）へ

1980 年代の地方分権改革の進展とともに，国家の側でも，地域開発・地域政策の新たな方策が模索されていた[17]。クレッソン首相時代に制定された，「共和国の地域行政に関する 1992 年 2 月 6 日の指針法（Loi d'orientation n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République.）以下 1992 年法と略記」は，分権化 décentralisation の進展とともに，「地域 territoire」を公共政策の単位に設定し，地域を単位とした開発・整備の必要から，地域開発行政の地方分散 déconcentration を推進するものであった[18]。

第 1 条は，「共和国の地域行政は，地方公共団体と国家の分散された行政（les services déconcentrés）によって保証される。それは，地方公共団体の自由な行政の原理を尊重し，地域整備を実施し，地方民主主義を保障し，公行政の近代化を促進するために相応しく組織される」と規定しているが，共和国の地域行政の組織化にあたって，まず，地方出先機関への分散化の推進が図られる。地方出先機関は，1982 年法にしたがって，中央行政と地方公共団体との連携業務を行うのであるが，その地域的区分は，地域圏，県，郡（arrondissement）とされ，その任務は，地方公共団体の経済的・社会的・文化的発展計画への「技術的支持」による協力である。

地方分散推進とともに，この法律では，地方民主主義の拡大促進のための，情報公開，住民参加，地方議会の権限等に関する規定のほか，地方公共団体間の協力 coopération locale 促進に関して，地域圏間協力，県間協力，コミュン間協力，コミュン共同体 communautés de communes，都市共同体 communautés de villes の規定が置かれる[19]。コミュン共同体は，この法律において初めて登場したものであるが，郷土圏とのかかわりでは，コミュン間協力の促進が図られている点が重要である。

---

(17)　フランスの地域開発政策については，『フランスにおける地域開発（1），（2）－その制度の変遷と事例－』，（財）自治体国際化協会，1998 年，参照。

(18)　郷土圏政策の概要については，M.Kotas, *Politique de Pays*, La documentation française, 1997. C.Combette-Murin, *Les pays*, La documentation française, 2005.を参照。

(19)　フランスの広域行政については，山崎榮一「フランスにおける市町村間広域行政組織」，『地方財務』，2001 年 8 月号。『フランスの広域行政　－第 4 の地方団体－』（財）自治体国際化協会，2005 年，参照。また，岡村茂「フランスにおける市町村共同組織の展開とその問題性－「地域の民主主義」とガバナンス」，愛媛大学地域創成研究センター編『地域創成研究年報』，第 2 号，2007 年。同「フランスにおける地域自治体のガバナンス－市町村間共同組織 intercommunalité の民主主義を中心に」，愛媛大学地域創成研究センター編『地域創成研究年報』，第 3 号，2008 年。

ここでは，「コミュン間協力の進歩は，連帯地域の内における発展共同計画を形成するコミュンの自由な意志に基づく」とされている。各県には，「コミュン間協力県委員会 une commission départementale de la coopération intercommunale」が設置され，県地方長官が委員会議長となり，委員会の構成については，委員の60％は，コミュン首長 maire，助役，コミュン議会議員から選ばれ，20％は公施設法人の代表者，15％は県議会議員から，５％は地域圏議会議員から選ばれる。その任務は，県におけるコミュン間協力の状態を正確に把握し，必要に応じて地方公共団体の長の意見を聴取すること，コミュン間協力を強化するための提言を行うことであり，このために，「開発・整備コミュン間憲章」の作成のためのコミュン間協力公施設法人やコミュン連合の設立計画の情報を提供されるとしている。

このように，1992年法では，地方分散とともに，広域協力の推進が図られているが，郷土圏が法的地位を与えられるのは，1995年２月４日法（Loi n° 95-115 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire. 以下1995年法と略記）による。首相はバラデュール，内相パスクワ時代に制定され，パスクワ法と呼ばれている。

1995年法第１条では，「地域の整備・発展政策は，国民的統一と連帯に資するものである」とされ，それは，「共和国の地域の価値の向上と均衡ある発展を目的とする」ものであり，「地理的条件と，人口・経済・雇用における地理的条件の諸結果による市民の生活条件の不平等を是正」し，地域的ハンディキャップの埋め合わせを行うものであるとされる。そして，地域整備・発展政策は，国民的レベルでは国家によって決定されるが，地方公共団体の自由な行政と分権化の原理を尊重して，地方公共団体と協力して行われるとされる。

そして，法律の第二章が「郷土圏」と題され，第22条第１項では「地域が地理的・文化的・経済的・社会的まとまりを示すときは，コミュン間協力県委員会は，それが郷土圏を構成することができることを認める。地域が県境を超える場合には，関連するコミュン間協力県委員会が，それが郷土圏を構成することができることを認める。行政当局は郷土圏のリストと範囲を公表する。」としている。

第23条では「郷土圏は，場合により，都市と農村的空間との相互的連帯と同様に経済的・社会的利益の共同体を表現する。地方公共団体とその集合は，郷土圏の枠内で，関連する行為者と協調して，発展共同計画を定める」と，郷土圏が「都市と農村的空間との相互的連帯」を促進するものであることが規定されている。

そして，第24条第１項では「国家は，郷土圏の枠内で，地方的発展と都市的発展を促進するために，地方公共団体及び権限のあるコミュン間広域行政組織の活動と国家の活動を調整する」とされ，第２項では「国家は，国家行政の組織化のために，郷土圏の存在と郡の範囲の画定を考慮しなければならない」としている。

以上のように，郷土圏は「地理的・文化的・経済的・社会的まとまり」をもった地域として設定され，「都市と農村的空間との相互的連帯と同様に経済的・社会的利益の共同体」と規定されている。

M.コタによると，コミュンは生活共同体，コミュン共同体は管理（gestion）共同体であり，郷土圏はプロジェ共同体である[20]。コミュン共同体の方が，わが国の広域市町村圏に近いと言える。郷土圏は，管理共同体というよりは，経済的・文化的発展のための計画とその実施に力点があると言えよう。

なお，郷土圏は基本的には「コミュン間協力県委員会」の承認によって成立するものであるが，この時点では，国家が郡と郷土圏の範囲とを整合的なものとするよう配慮義務を置いていることに注意しておきたい。

⒇　M.Kotas, *op. cit.*, p.27.

周知のように，郡は県の下位単位で，フランス全土で342の郡が存在し（2007年1月1日現在），県は3ないし4の郡に区分されていることになる。カントンは郡の下位単位で，フランス全土で4039存在し（2007年1月1日現在），県は約40のカントンを含み，郡は11ないし12のカントンを含むことになる。

郷土圏をカントン単位で構成するか，郡単位で構成するかについては，1970年代から議論があり，1970年代に形成された郷土圏は，小規模のもので，カントンをベースに形成されたものもある。

1990年代の郷土圏の制度化においては，パラールによると，左右の対立はほとんど影を落としていないようであるが，郷土圏を，国家－県－郡の系列に組み込むか，EU－地域圏の系列で考えるかによる対立はある。1995年法では，郷土圏の承認においては県の利害関係者の意見が優先されており，郷土圏の規模は郡単位で考えられ，DATARの意向が反映しているようである。

2）1999年6月25日法

この1995年法の成立以後，42の実験的郷土圏が承認され，地域圏が郷土圏との契約化を進めるが，このような動きを承けて，1999年6月25日法（Loi n° 99-533 du 25 juin 1999 d'orientation pour l'aménagement et le développement durable du territoire et portant modification de la loi no 95-115 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire. 以下1999年法と略記）が制定される。これは，シラク大統領，ジョスパン首相時代に制定されたものであるが，エコロジストで当時の地域整備・環境相ドミニク・ヴォワネが推進したものである。この法律は，1995年法の第2章を「地域の組織と発展：郷土圏と都市圏」と改めている。都市圏（agglomération）は，シュベーヌマン内相時代に制定されたla loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de l'intercommunalitéにおいて初めて登場したものであるが，人口1万5千人を越える1または複数の中心コミュンを持つ，人口5万人を越える広域行政組織である。1999年法では，これを承けて，郷土圏と都市圏の二つを同等に扱っている。

そして，郷土圏については，第25条で，1995年法と比べてはるかに詳細な規定が置かれ，1995年法と異なる位置づけがなされている。この点に注意して，整理しておこう。

第一に，「地域が地理的・文化的・経済的または社会的凝集性を示すときは，それは郷土圏を形成する資格があるものとしてコミュンまたはコミュン広域行政組織のイニシャティヴによって承認されうる」として，1995年法と異なり，「コミュン間県協力委員会」の承認は不要とされている。

そして，「郷土圏の領域は，コミュンが同一地域圏に属するときは地域圏地方長官によって決定され，そうでない場合は，関係する地域圏地方長官たちによって協力して決定される。これらの決定は，関係する1または複数の県，また関係する1または複数の県及び地域圏における1または複数の地方長官の意見と同様，関連する地域の整備・発展に関する1または複数の地域圏会議Conférences régionales de l'aménagement et du développement du territoireの合致した意見の後で，また，権限のある1または複数のコミュン間協力県委員会の意見の後で行われる。これらの意見は，3ヶ月以内に行われなければ，賛成と見なされる。」として，郷土圏の範囲については，地域圏会議の意見を承けて，地域圏地方長官が決定するものとされ，1995年法と異なり，地域圏の利害関係が優先されている。なお，郷土圏の範囲は，地域圏自然公園の範囲と合致してはならないこと，「独自の財源をもつコミュン間協力公施設法人の領域」を尊重しなければならないことも，義務づけられている。

第二に，郷土圏には憲章La Charteを作成する義務が課される。

「１または複数の地域圏における１または複数の地方長官が郷土圏の領域を決定すると，コミュンは，空間整備と経済発展について権限を持つコミュン広域行政組織と同様に，関係する１または複数の県及び１または複数の地域圏と協力して，すでに組織され，特に観光における発展計画を担う地方の発展を尊重して，郷土圏憲章を作成する」。

さらに，この憲章は，1992 年 6 月 1 日と 15 日のリオデジャネイロ・サミットにおいて形成された「アクション 21」プログラムの地方アジェンダ 21 の中に記された勧告にしたがった「地域の持続的発展の共同計画」を表現しなければならないとされている。また，憲章は都市と農村的空間との相互的連帯を強化することをめざすものとされている。

第三に，郷土圏は，運営機構とは独立の「開発委員会 Le Conseil de Développement」をもたなければならない。

「経済・社会・文化的・アソシアシオンの団体代表者によって構成される「開発委員会」は，コミュンと，空間整備・経済発展について権限を持つコミュン広域行政組織によってつくられる。「開発委員会」は自由に組織される。それは郷土圏憲章の作成に協力する。それは郷土圏の整備と発展に関する全ての問題について諮問を受けることができる。「開発委員会」は，郷土圏の発展計画の実施のために事業指導者が行った活動の進捗について，少なくとも１年に１回情報を与えられ，これらの活動の影響力の評価に協力する」。

次いで，国家による郷土圏尊重義務が置かれている。

「国家は，郷土圏の枠内で，地域的発展を促進するその活動を，地方公共団体とその広域行政組織の活動とを調整する。国家は，公役務の組織のために郷土圏の存在を尊重しなければならない」。

第四に，郷土圏は，国または地域圏と特別契約を結ぶことができるとされ，このため，「地方開発公益法人 Le groupement d'intérêt public de développement local」か「混成事務組合 Le syndicat mixte」の組織機構に編制されなければならないと，郷土圏の組織形態が限定されている。

「郷土圏の持続的発展に協力する主要な政策を対象とする特別契約を結ぶために，郷土圏を構成するコミュンとコミュン広域行政組織は，郷土圏がその領域内にあるコミュンの全体を統合する独自財源をもつ１または複数のコミュン間協力公施設法人の形式で予め組織されている場合を除いて，地方開発公益法人を設立するか，混成事務組合として構成されなければならない」。

以上を簡潔にまとめると，ヴォワネ法では，郷土圏設置の自由化が促進され，郷土圏はコミュンのみまたはコミュン広域行政組織のイニシャチヴによって，関係する地域整備・開発地域圏会議 CRADT の一致した意見，権限のあるコミュン間協力県委員会の意見，関係する地方長官の意見，また，地域圏自然公園と交わされた協約にしたがって形成され，郷土圏の範囲は関係する地方長官によって決定されるとされる。

そして，コミュンまたはコミュン広域行政組織は，県及び地域圏と協力して，郷土圏憲章を作成する。この憲章は「地方の発展」（特に観光の発展）の責任を負い，郷土圏の「持続可能な発展の共同計画」とその手段を表明しなければならないと，郷土圏憲章の策定に関する規定が置かれ，都市と農村的空間との相互的連帯の強化がめざされる。

さらに，郷土圏への住民参加の促進が図られ，コミュンまたはコミュン広域行政組織は，「開発委員会」を構成することとされる。それは経済的・社会的・文化的・結社的な多様な環境の代表者をメンバーとし，郷土圏運営組織から諮問を受け，発展計画の実施の情報を与えられ，その評価に関与する。

国家は，地域発展の促進活動を，コミュンまたはコミュン間組織の行動と調整しなければならないが，公行政の組織化において，郷土圏の存在を考慮に入れなければならないし，土地利用計画に

おいても，郷土圏憲章の「空間組織の基本方向」と両立しなければならないとされ，郷土圏は，国家との計画契約や地域圏，県と特別の契約を結ぶことができるとされる。

このヴォワネ法以後，承認郷土圏の数は増加し，2000-2006 年の国家と地域圏の計画契約に組み込まれる形で締結される郷土圏契約が，多数生まれることになった。

3）2003 年の法改正

2003 年 3 月の憲法改正後の，2003 年 7 月 2 日の都市計画と居住形態に関する法律（Loi n° 2003-590 du 2 juillet 2003 urbanisme et habitat 以下 2003 年法と略記）では，第 95 条で，郷土圏の規定が置かれているが，郷土圏形成の自由化と組織の柔軟化がいっそう進められている。

郷土圏は，「生活または雇用の圏域レベルで地理的・文化的・経済的または社会的凝集性」を持つ場合に，コミュンまたは独自の財源をもつコミュン間協力公施設法人のイニシャチブで形成される（第 1 項）とされ，郷土圏の範囲確定には，地域圏議会と県議会の意見だけでよく，地域整備・開発地域圏会議 CRADT の意見は不要とされている。

また，「都市と農村的空間との相互の連帯を強化するための持続的発展の共同計画の形成の枠組みを構成する」（第 2 項）ことをはじめ，憲章の形成，「開発委員会」，範囲の限定等は 1999 年法とほぼ同じであるが，郷土圏の組織の様式もまた，第 7 項において自由化されている。

同項では，「コミュンまたは関係する独自の財源をもつコミュン間協力公施設法人は，郷土圏の組織の様式を自由に決定する。」とされ，国家との契約のためには，「地方開発公益団体 Le groupement d'intérêt public de développement local」という形式は廃止され，代わりに，アソシアシオン形式が導入されている。

また，郷土圏が結ぶ契約については，第 8 項において具体的規定が置かれている。

「コミュンまたは独自の財源をもつコミュン間協力公施設法人，また場合によっては，それらが地方的発展を促進する活動を行うために設立した公的または私的法人は，それらが承認した郷土圏の発展憲章を実施するために，国家，関係する地域圏，県と契約を結ぶことができる。この契約によって，国家と関係する地方公共団体は，郷土圏の発展憲章の実現のために，それらの活動を調整し，それらの手段を集中することを約束する。コミュンまたは独自の財源をもつコミュン間協力公施設法人または契約署名者は，公法人に契約の一部の執行を委ねることができる。

国家と地方公共団体は公役務の組織のために郷土圏の計画を尊重する」。

なお，国家との契約の期限が，2005 年 6 月 30 日に限定されていたこともあり，これ以後，郷土圏契約が増大したようである。

以上，郷土圏の法的地位を見てきたが，2003 年の法改正によって，郷土圏の形成の簡素化が行われ，概ね，次のような手続きで郷土圏形成が行われている[21]。

第一段階：郷土圏の構成手続きの開始。
イニシャチブは，その領域のメール（市町村長），郷土圏居住議員や，社会職業団体メンバー。

第二段階：「開発委員会」の協力のもと，メール，郷土圏居住議員たちによる郷土圏の持続的発展委員計画を公式化した憲章の形成。

第三段階：郷土圏を構成するコミュン間広域行政組織とそこに属さないコミュンによる憲章の承認と，地域圏地方長官への伝達。

第四段階：地域圏議会及び県議会の意見。

第五段階：地域圏地方長官による郷土圏承認のアレテ。

(21) Cf., C.Combette-Murin, op. cit., p.22.

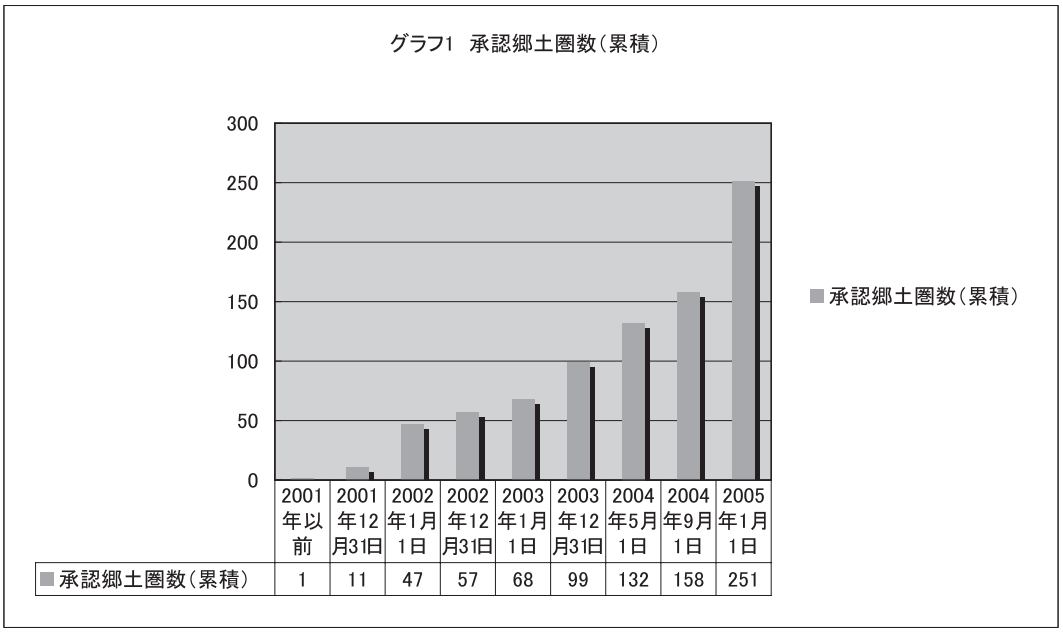

そして，先にも見たように，郷土圏の範囲も組織も柔軟な構成をとるようになっている。パスクワ法時点で考えられていた，郡と合致する郷土圏という DATAR の構想は修正され，郷土圏形成の自発性が尊重されるようになったと言えるであろう。

次章では，郷土圏の現況を可能な限り見ておきたい。

2．郷土圏の現況

2.1　郷土圏の多様性と類型

1995 年法によってフランスの地域整備政策に本格的に登場した郷土圏は，当初 42 の郷土圏が DATAR によって承認された。その後，1999 年法による法整備，2003 年法による郷土圏形成手続きの簡素化と組織の柔軟化を経て，グラフ 1 のように郷土圏の数は増大し続け，「企業・地域・開発協会 Association Entreprises, Territoires et Développement（ETD）」の調査では，2006 年 1 月 1 日時点では，承認された郷土圏が 321，計画中の郷土圏が 37 で，合計 358 に及んでいる[22]（2007 年 1 月 1 日時点では，郷土圏の数は 334，フランス人口の 41%，本国国土面積の 73%に及ぶとされている）。この 321 の郷土圏は，平均して 73,000 人の住民と 78 のコミュンを含み，平均面積 1,187 ㎢とされている。最小の郷土圏（Vesbui）で人口約 5,000 人，最大（Renne）では約 420,000 人，面積では 85㎢のものから 4,469 ㎢と差が大きい。また，3 分の 1 が 50 以下のコミュンを含み，次の 3 分の 1 が 50～80 のコミュン，最後の 3 分の 1 が 80～200 以上のコミュンを含むとされている。

また，郷土圏の 4 分の 1 は，住民 35,000 人以下，89,000 人以上の郷土圏は 4 分の 1 程度である。そして，中央値はだいたい 58,000 人あたりである。

さらに，表 1 及び図 1 に見るように，地域圏ごとに郷土圏の数にはバラツキがある。

ブルターニュ，バス-ノルマンディ，リムーザンの 3 地域圏では，郷土圏が地域圏の全体またはほぼ全体にわたっている。

シャンパーニュ・アルデンヌ，ピカルディ，サントル，アルザス，フランシュ-コンテ，オーヴェルニュ，アキテーヌの 7 地域圏では，郷土圏居住人口が 70%を超えている。

反対に，イル・ド・フランスは郷土圏の数は 0，

(22)　Cf.,http://www.paysagglomerations.com/

表１　地域圏・郷土圏・都市圏

地　域　圏	人口（千人）	県数	コミュン数	郷土圏数	郷土圏人口比率(%)	越県郷土圏数	地域圏越郷土圏数	都市圏数	都市圏人口比率(%)
Alsace	1,806	2	904	11	71	2	1	4	41
Aquitaine	3,080	5	2,296	27	75	4	2	8	40
Auvergne	1,331	4	1,310	14	87	5	3	6	44
Basse-Normandie	1,446	3	1,812	13	99	1	1	4	26
Bourgogne	1,623	4	2,046	15	53	4	1	6	39
Bretagne	3,062	4	1,269	21	100	3	1	11	45
Centre	2,497	6	1,842	33	76	3	2	8	40
Champagne-Ardenne	1,338	4	1,948	25	82	1	1	4	35
Corse	277	2	360	1	7	1	1	2	43
Franche-Comté	1,142	4	1,785	17	83	4	0	4	39
Haute-Normandie	1,806	2	1,420	15	58	5	3	7	54
Ile-de-France	11,399	8	1,281	1	0	0	0	29	30
Languedoc-Roussillon	2,497	5	1,545	15	47	4	2	10	54
Limousin	724	3	747	17	99	3	2	2	36
Lorraine	2,334	4	2,339	15	47	4	1	6	33
Midi-Pyrénées	2,735	8	3,020	33	64	5	3	8	41
Nord-Pas-de-Calais	4,032	2	1,546	13	37	2	1	14	72
PaysdelaLoire	3,401	5	1,502	23	60	3	2	9	44
Picardie	1,881	3	2,291	16	89	2	2	5	29
Poitou-Charentes	1,705	4	1,462	26（計画中１）	62	0	0	7	39
Provence-Alpes-Côted'Azur	4,751	6	963	15	14	4	2	15	71
Rhoe-Alpes	5,958	8	2,879	15	21	4	3	15	51
海外地域圏									
Guadeloupe	442	1	34	2	11			0	0
Guyane	201	1	22	0	0			0	0
Martinique	396	1	34	1	28			2	72
Réunion	773	1	24	0	0			4	85

コルシカは１である。

意外に見えるのは，ローヌ・アルプ，ラングドック-ルション，プロヴァンス-アルプ-コートダジュールといった南部の地域圏で郷土圏数が少ないことであるが，これらの地域圏では，都市圏の数が多くなっている。

なお，2007 年のデータでは，381 の郷土圏のうち，県越郷土圏は 47，そのうち地域圏越郷土圏は 17 である。県が人為的な行政区画であることは言うまでもないが，地域圏は，1960 年に創設された地域圏活動区画を前身とし，1964 年に制度化されたもので，やはり人為的性格を持つ。地域圏を越える郷土圏が形成されるのも，これと関係するであろう。

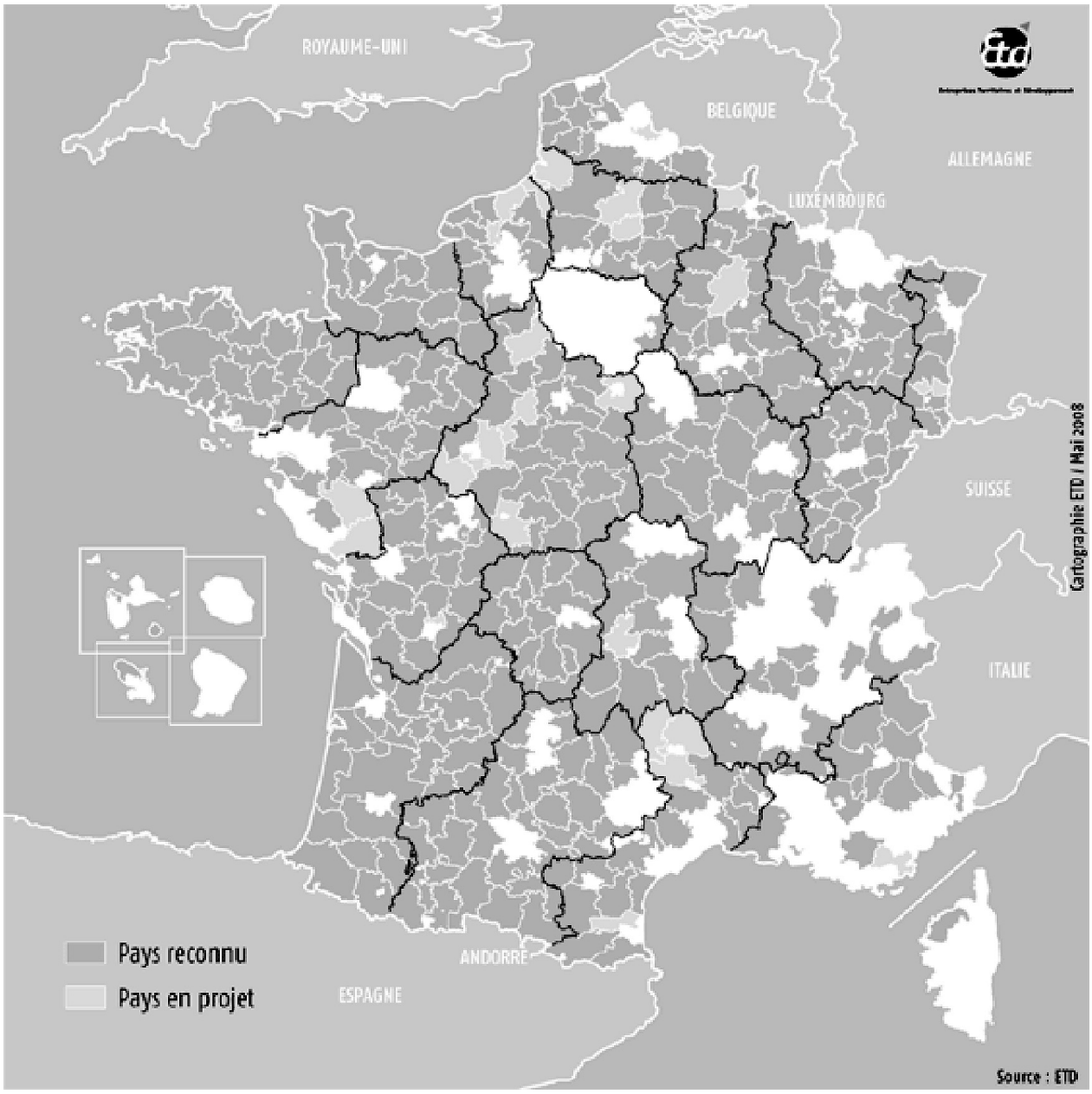

図１　フランス全土における郷土圏の状況（2008 年１月１日）
（ETD: http://www.paysagglomerations.com/）

郷土圏の数が地域圏ごとにバラツキがある点について，J.パラールは R.D.パットナムが言う「社会的資本」の蓄積の相違を挙げている。協働の諸水準を「生産」し制度化する志向性の違いは，地方に支配的な文化的特徴に依存するのであり，コミュン間協力，地方公共団体と市民社会との関係，アソシアシオンの発展，職業的（特に農業的）協働のネットワーク等が，プロジェの共同構築に影響を及ぼすというのである[23]。

さて，以上のように，郷土圏は，構成コミュン数，住民数，面積において多様である。この多様性は，都市化の度合いによっている。人口の多い郷土圏は，大都市または中都市や都市圏の周囲に，中心都市や都市圏を含みつつ形成され，人口の少ない郷土圏は中山間地域に形成されている。だから，郷土圏という語のイメージとは逆に，都市地

(23)　J.Pallard, op. cit., p.436.

域居住人口が多い郷土圏もある。

言うまでもなく，フランスにおいても，伝統的農村の姿は変容し，中心都市周辺の郊外化か近郊農村化が進行している。中心都市，郊外地区，近郊農村，伝統的農村の4区域において，伝統的農村からは人口が流出し，郊外地区と近郊農村において，人口が増加している[24]。したがって，郷土圏も農村コミュンだけでなく，中心都市や都市圏を含むものが増大しているのである。

ETDは，郷土圏を以下の3つのタイプに分類している[25]。

農村優位型郷土圏：人口の50%以上が農村優位の空間に居住している。2005年時点では166に昇り，全体の48%を占める。これには，3つのサブタイプがある。先ず，少数ではあるが，主要な雇用の極がなく，主要都市から遠距離にある郷土圏。次に，20%程度であるが，雇用の極によって構造化されていないが，郷土圏外の都市的極の強い影響下にある郷土圏。70%を占めるが，1ないし複数の中小都市の周りに構造化されているもので，平均60のコミュンと50,000人の人口を有する郷土圏。

都市優位型郷土圏：郷土圏全体の35%程度であり，人口の70%以上が都市優位の空間に居住している郷土圏。これには4つのサブタイプがある。第一に，大都市の周りに構造化されている都市的郷土圏。第二に，郊外型郷土圏で，郷土圏の外の主要な都市の影響下にある。第三に中規模都市の周囲の郊外空間に大多数の人口が居住している郷土圏。第四に，一つの都市極の周囲に構造化されているが，同時に郷土圏外の1ないし複数の都市の影響下にある郷土圏。

混合型：郷土圏全体の15%くらいで，農村人口と都市人口が均衡しており，一つの中規模都市または小都市のネットワークの周囲に構造化されているものである。

このように，郷土圏は多様であり，その類型によって，発展にも相違が現れているようであるが，この点は後述する。

2.2　郷土圏の組織形態と「開発委員会」

郷土圏は，先に見たように，かなりフレキシブルに構成され，その組織も自由度が高いものである。2005年4月における郷土圏283を対象としたR.クリュニアたちによる『郷土圏の契約方法評価 Evaluation des démarches contractuelles de pays』（2006年）によれば，郷土圏の組織については，アソシアシオン形式が最も多く，郷土圏283のうち104で37%，混成組合形式が97で34%，コミュン間協力公施設法人 Établissement Public de Coopération Intercommunale（EPCI）またはその連合形式が51で18%，公益法人GIP（Groupement d'intérêt public）が19で7%，その他が12で4%となっている[26]。

---

(24)　是永東彦，前掲書，29-44頁。

(25)　Association Entreprises, Territoires et Développement (ETD), Etat des lieux des pays au 1er janvier 2007.

なお，F.GirautとR.Lajargeの4類型論もある。Cf., F.Giraut, R.Lajarge, Fabriquons du pays, il en restera toujours quelque chose, *Projet,* no.254, 1998.

1．伝統的郷土圏：カントンを基礎にし，人口密度が低く，古典的な開発プロジェをもつ，コミュン間協力組織で，1990年以前に形成されたもの。
2．多中心的郷土圏：最も小規模で，二つの主要な都市圏を結びつけ，プロジェの現実の発展を推進する意図を持つ地方リーダーによって牽引されているもの。
3．構築途上の郷土圏：小規模都市の周囲に形成され，県議会議員をリーダーとする担い手が，カントンをベースにした結集軸になる。
4．郷土圏－郡のタイプ：規模が最も大きく，人口10万人程度で，郡庁所在地を中心に形成され，ナショナルな影響力をもつリーダーがいる。DATARが推進するものである。

ちなみに，フランスでは国民議会（下院）議員は県を単位とした577の選挙区から多数代表・2回投票制によって選出される。上院議員は，県単位で，県選出の下院議員，州議会議員，県議会議員，コミュン議会議員（コミュンの人口規模により選出人数は異なる）によって構成される選挙人団により選出される。州議会議員は，州単位で，多数派プレミアムをつけた比例代表2回投票制により選出される。県議会議員は，カントン単位の多数代表・2回投票制により選出され，コミュン議会議員は，人口3,500以上のコミュンでは拘束名簿式比例代表制により，3,500人未満のコミュンでは，非拘束名簿式・連記式多数代表・2回投票制により選出される。

もちろん兼職は制限付きで認められているが，郷土圏の規模やタイプによって，リーダーとなる議員には差異が見られるということであろう。

なお，構築途上の郷土圏は，今日ではほぼ全て承認されているから，問題にならないだろう。

アソシアシオン形式は，1901年の結社法に則ったものであるが，構成メンバーは，コミュン，コミュン共同体，郷土圏居住議員（国民議会議員，上院議員，地域圏議会議員，県議会議員，コミュン議員），社会職業団体，各種アソシアシオン等，特に限定されておらず，柔軟さが高い。

混成組合は，異なるレベルの地方団体（コミュン，県，州）および他の公施設法人（コミュン事務組合等の広域行政組織，商工会議所，農業会議所等）の間で，性格の異なるメンバーによって構成される公施設法人である。

コミュン間協力公施設法人EPCIは，特定の公役務を遂行するために設置が承認される，財政的自主権を持つ公法人である。

公益法人GIPは，1982年7月15日の法律（82-610）第21条によって法制化されたもので，公共団体と私的団体が公益を目的として形成し，特定の地域に限定され，特定の期限をもつものであるが，「地方開発公益法人GIPDL」形式は，2003年法で廃止されているので，その数は少なくなっている。

どのような組織形式をとるにしても，管理運営組織メンバーの選出，予算・決算等重要事項は，郷土圏構成メンバーの選挙で選出された代議員からなる総会で決定され，郷土圏の管理運営組織の成員は，メール，郷土圏居住議員や，社会職業団体メンバー等によって構成されているようである。

もちろん，総会メンバーであれ，管理運営組織メンバーであれ，領域内住民の選挙によって選ばれていないという問題は残る。そこで，住民参加機関としての「開発委員会」の設置が義務づけられているのであるが，「開発委員会」は，議員，社会経済団体代表と各種アソシアシオン代表によって，自由に構成されている。その役割は，上記のように，これらアクターの参加と対話コミュニケーション空間を拡大し，郷土圏憲章の作成に協力するとともに，評価を行うことである。

しかし，「開発委員会」は，参加民主主義の鍵とも言われつつ，まだ脆弱さがつきまとうことも否定できない。

G.レイ-ジローによると，「開発委員会」が対話空間を拡大したことは評価できるが，その役割はまだ流動的である。憲章の形成に協力すると法的に定められているから，憲章作成への参加は行なわれているが（他方，都市圏においては「開発委員会」は憲章作成に参加していないケースが多いとされている），行動計画と契約の作成には参加していない場合が多く，関与しても諮問的な役割しか果たしていない。これは，法文の曖昧さにもよるが，「開発委員会」が果たす役割が，憲章作成への協力以外に，不明確だからである。

また，郷土圏における「開発委員会」が有する手段も，非常に限定されており，多くの「開発委員会」は独自の予算をもっていない。フルタイムの職員も有せず，パートタイム職員を持つくらいである。

したがって，「開発委員会」が地域ガバナンスを革新するとか，参加民主主義の拡大に役立ったと，明確に評価することはできない[27]。

また，F.プールは，「開発委員会」の活動はメンバーの無報酬のボランティア活動に支えられており，議員はまだしも，議員以外のメンバーにおける活力の低下を招いていると言う。そして，「開発委員会」の活力強化のためには，報酬を受ける専門家が不可欠だと言う[28]。

「開発委員会」がガバナンスの一翼を担うためには，役割の明確化と組織強化という課題がありそうである。

2.3　郷土圏憲章と郷土圏契約

郷土圏は，「開発委員会」の協力のもと，メー

(26) R.Cluniat, J.-P.Roubaud, A.Roux, Evaluation des demarches contractuelles de pays, Conseil général du génie rural, des eaux et des forêts, 2006.

(27) G.Rey-Giraud, Conseils de développement: six ans après, *Territoires,* juin 2005.

(28) F.Poulle, Pays, Conseils de développement et ressources humaines, *Territoires,* juin 2005.

ル，郷土圏居住議員たちが作成する郷土圏の持続的発展計画を公式化した憲章を形成し，郷土圏を構成するコミュン間広域行政組織とそこに属さないコミュンによる憲章の承認を経て，地域県知事へ伝達される。

郷土圏憲章は，わが国の市町村基本構想・基本計画に似ているが，現状診断・現状分析と行動指針がほぼ半分ずつの構成となっている。

例えば，ブルターニュ地域圏，イル・エ・ヴィレンヌ県におけるフジェール Fougères 郷土圏（人口 21,779 人，コミュン数 57，面積 1,026㎢）の場合，序論，方法論，第一部：地域の診断，第二部：われわれの持続的発展戦略，結論，という構成をとっており，「第一部：地域の診断」では，地理的条件，住民とサーヴィス，経済と雇用，高等職業教育，文化と観光，環境，地域の活動，といった項目ごとに現状が分析され，「第二部：われわれの持続的発展戦略」では，「発展のための賭け」として，1．若年人口の受け入れと定住，2．地方の持続的発展の土台の強化，という政策が挙げられ，さらに，施策が記されている。

オート・ノルマンディ地域圏，セーヌ・マリチム県に属し，ル・アーブルを中心都市とするアーヴル・ポアント・ド・コー・エスチュエール Havre Pointe de Caux Estuaire 郷土圏（人口 190,905 人，コミュン数 33，面積 361㎢）の憲章では，「郷土圏の診断」と「郷土圏の指針」という二部に分けられ，「郷土圏の診断」では，全体的状況，観光とレジャー，農業，経済的発展，活動空間，輸送軸，主要な危険，水管理，住民の各項目で分析が行われ，これに対応して「郷土圏の指針」では，一般的方向，観光とレジャー，農業，経済的発展，活動空間，輸送軸，主要な危険，水管理，住民の各項目で，政策・施策が記されている。

もちろん，郷土圏ごとに診断の内容も政策・施策の内容も異なるが，憲章の形式はほぼ同じである。

郷土圏は，この憲章に基づいて，国や地域圏，県と特別契約を結ぶ。これが，わが国の市町村基本構想・基本計画と異なるところであるが，フランスにおいて，国-地方公共団体間に契約手法がさかんに導入されるようになったのは，1970 年代以降である[29]。特に 1980 年代の地方分権改革とともに，さかんに用いられるようになったものであるが，郷土圏は，地方公共団体ではないけれども，国，地域圏，県と特別契約を結ぶことができるとされているのである。

ブルターニュ地域圏，モルビアン県に属するロリアン Lorient 郷土圏（人口 59,189 人，コミュン数 30，面積 855㎢）の郷土圏契約は，国と地域圏の 2 者を相手とするものであるが，「第 1 条　郷土圏契約の定義と目的」において，「郷土圏契約は，ロリアン郷土圏の発展憲章において表明された地域の組織化と発展の賭けに対応することを目的とする道具である。郷土圏契約は，ロリアン郷土圏における，地域の持続的発展を促進し，地方的イニシャティブの動員を強化し，地域の自然資源の保存を強化し，公的機関の活動の一貫性を強化することを可能にする」と規定する。「第 2 条　契約の実施と継続に関する一般的原則」では，郷土圏，発展憲章，契約の枠内で提案された計画，コミュン間の協働，「開発委員会」について原則が規定される。続いて，「第 3 条　財政的原則」では，郷土圏契約執行のための財政が，国家-ブルターニュ地域圏契約の第 8 プログラム「地域の発展協調行動」に基づく補助金[30]，県議会の補助金，EU 基金からの補助等によってまかなわれること，「第 4 条-活動原則」では，国，地域圏，ロリアン郷土圏によって構成される「地方調整委員会」が，郷土圏契約の枠組における財政支援の条

(29)　国－地方間契約については，飯島淳子「フランスにおける地方自治の法理論（四）」，『国家学会雑誌』，第百十九巻，第一・二号，平成十八年。

(30)　ブルターニュ地域圏における国家-地域圏計画契約（2000 年～2006 年）は，16 プログラムからなり，第 8 プログラムが「国土プロジェクトの推進」で，国家 4 億フラン，地域圏 4 億フランの計 8 億フランのプロジェクトである。この計画契約については，米山希容子「最近のフランスの国土整備政策」，『RP レビュー』，vol.5，2001 年。

件の検討を行うことが規定され，さらに，パイロット地域圏委員会が，契約の実施の監視，契約の評価と継続を決定する任にあたるとされる。第５条では，郷土圏契約の枠組における財政により支援される施策の類型が詳細に規定され，第６条では，地域開発を目的とした，国家，ロリアン郷土圏と地域圏の活動の調整義務が，第７条では，契約期間と，紛争処理はレンヌ行政裁判所の管轄であることが規定されている。

先に言及した「郷土圏の契約方法評価」によると，契約という手法は，国・地域圏と郷土圏の関係の透明化と，市民への情報提供・参加促進という二つの軸を持っているものの，幾つか問題があるようである。

契約のフォーマットは，地域圏が作成したものが用いられる場合が多く，形式的には差がないが，契約書は，４頁程度のものから150頁に及ぶものもあり，多様である。分量の多いものは，署名の入った協定書以外に，憲章，行動プログラム等が総合されているからである。その点で，契約書には複雑で読みづらいものがあるし，インターネットでの公開も，憲章はなされているが，契約はなされていないものもあり，市民への情報提供・参加促進の点で問題を残している。

また，契約には，行動計画がないものも13%あり，ローヌ・アルプ，ラングドック・ルッション，ノール・パ・ド・カレで多いとされている。他方，優先順位を示した枠組契約となっているものが，24%で，ミディ・ピレネ，ブルターニュ，ブルゴーニュに多い。多年次の行動プログラムが付いたものは，９%で，アルザス，ロレーヌで多く，数値化された行動プログラムを含むものは54%であるとされているとはいえ，網羅的なものが多く，選択的ではないとされている。

なお，憲章作成とともに，契約の評価は，「開発委員会」が参加して行うことになっているが，憲章作成でも，郷土圏の管理運営委員会との関係では諮問的な役割にとどまることがあるとともに，評価への参加は，３分の２程度だとされている。

結局，国・地域圏と郷土圏の関係の透明化と市民への情報提供・参加促進の二軸において，課題は残されているということである。

（補論）アキテーヌ地域圏における郷土圏

ここでは，具体的事例として，アキテーヌ地域圏における郷土圏の現状を見ておきたい[31]。

アキテーヌ地域圏は，ジロンド（県庁所在地ボルドー），ランド，ピレネ・アトランティック，ロト・エ・ガロンヌ，ドルドーニュの５県によって構成されるフランス南西部の地域圏である。

2007年７月現在で，26の郷土圏が構成されており，表２と図２のように，郷土圏未形成，未加入の空白地域はほぼ消滅している。そして，ほとんどの郷土圏が地域圏との契約を締結している。

アキテーヌ地域圏議会報告によれば，アキテーヌ地域圏は，1990年代には，コミュン間広域組織の不十分さが際立っていたが，独自財源を持つコミュン間公施設法人が182形成され，95%のコミュンが組織されるようになっていた。そして，1999年法以降，郷土圏がこのコミュン間公施設法人間の協力と超コミュン協力を加速したと評価する。

そして，郷土圏，都市圏，地域圏自然公園，LEADER対象地域の結びつきは，模範的事例となっていると言う。

まず，都市空間と農村空間との境界は維持されつつも，相互依存的になり，郷土圏が調整空間，あるいは共同のテーマについて協同空間となっている。８つの都市圏のうち６つは郷土圏の中に位置していて，郷土圏と都市圏との関係は共同「開発委員会」の形成によって，また郷土圏契約と都市圏契約を共同署名する方式によって緊密になっている。

２つある地域圏自然公園との関係も，良好であ

(31) Bilan et Préconisations des politiques contractuelles de développement territorial, le 11 février 2008.この資料は，アキテーヌ地域圏議会事務局のMichel CHANUT氏に提供していただいた。

表 2 アキテーヌ地域圏における郷土圏（2008 年 1 月 1 日）

郷　土　圏　名　称	コミュン数	人　口	立　地　県
1．ADOUR CHALOSSE TURSAN	141	75,019	Landes
2．ADOUR LANDES OCEANES	75	129,587	Landes
3．AGENAIS	52	92,350	Landes
4．BASQUES	158	262,241	Pyrénées Atlantiques
5．BASSIN D'ARCACHON ET VAL DE L'EYRE	17	110,269	Gironde
6．CŒUR D'ALBERT	36	26,000	Lot e tGaronne
7．CŒUR ENTRE-DEUX-MERS	71	81,342	Gironde
8．DROPT	67	26,378	Lot et Garonne
9．GRAND BERGERACOIS	149	98,470	Dordogne
10. GRAND PAU	142	220,191	Pyrénées Atlantiques
11. GRAVES ET LANDES DE CERNES	24	67,237	Gironde
12. HAUT ENTRE DEUX MERS	63	24,395	Gironde
13. HAUT GIRONDE	60	66,623	Gironde
14. LACO ORTHEZ BEARN DES GAVES	106	66,434	Pyrénées Atlantiques
15. LANDES DE GASCOGNE	111	54,621	Landes
16. LANDES NATURE COTE D'ARGENT	23	38,614	Landes
17. LIBOURNAIS	129	133,903	Gironde
18. L'ISLE EN PERIGORD	92	126,688	Dordogne
19. MEDOC	57	80,575	Gironde
20. OLORON ET HAUT BEASRN	62	37,996	Pyrénées Atlantiques
21. PERIGORD NOIR	146	77,782	Dordogne
22. PERIGORD VERT	158	79,647	Dordogne
23. RIVES DE GARONNE	54	43,810	Gironde
24. VAL D'AOUR	202	50,365	Pyrénées Atlantiques
25. VAL DE GARONNE-GASCOGNE	58	58,574	Lot et Garonne
26. VALLEE DU LOT	103	102,272	Lot et Garonne

るとされる。

また，LEADER＋を受けている地域は 7 つあるが，そのうち 6 が郷土圏であって，EU との連携も行われている。

郷土圏の組織を構成する「開発委員会」は，新しい参加の単位となりつつあると評価されるが，他方では，アキテーヌ地域圏における郷土圏の「開発委員会」は，平均 140 人のメンバーを有し，男性が 77%，世代では 30 歳未満が少なく，動員が停滞気味であるともされている。

さらに，郷土圏は，行政事務組織ではなく，プロジェ地域であり，コミュン間の協調行動を促進するものであるが，古くからある郷土圏は，特別のスタッフを抱え，様々な権限を保有するようになっているものの，新しい郷土圏はスタッフも少なく，平均スタッフは，2.5 人くらいとされている。

先に見たように，郷土圏はその地域の現状の診断を含む憲章を作成し，この憲章に基づいて国及び地域圏と契約を結ぶ。報告書は，2004 年から

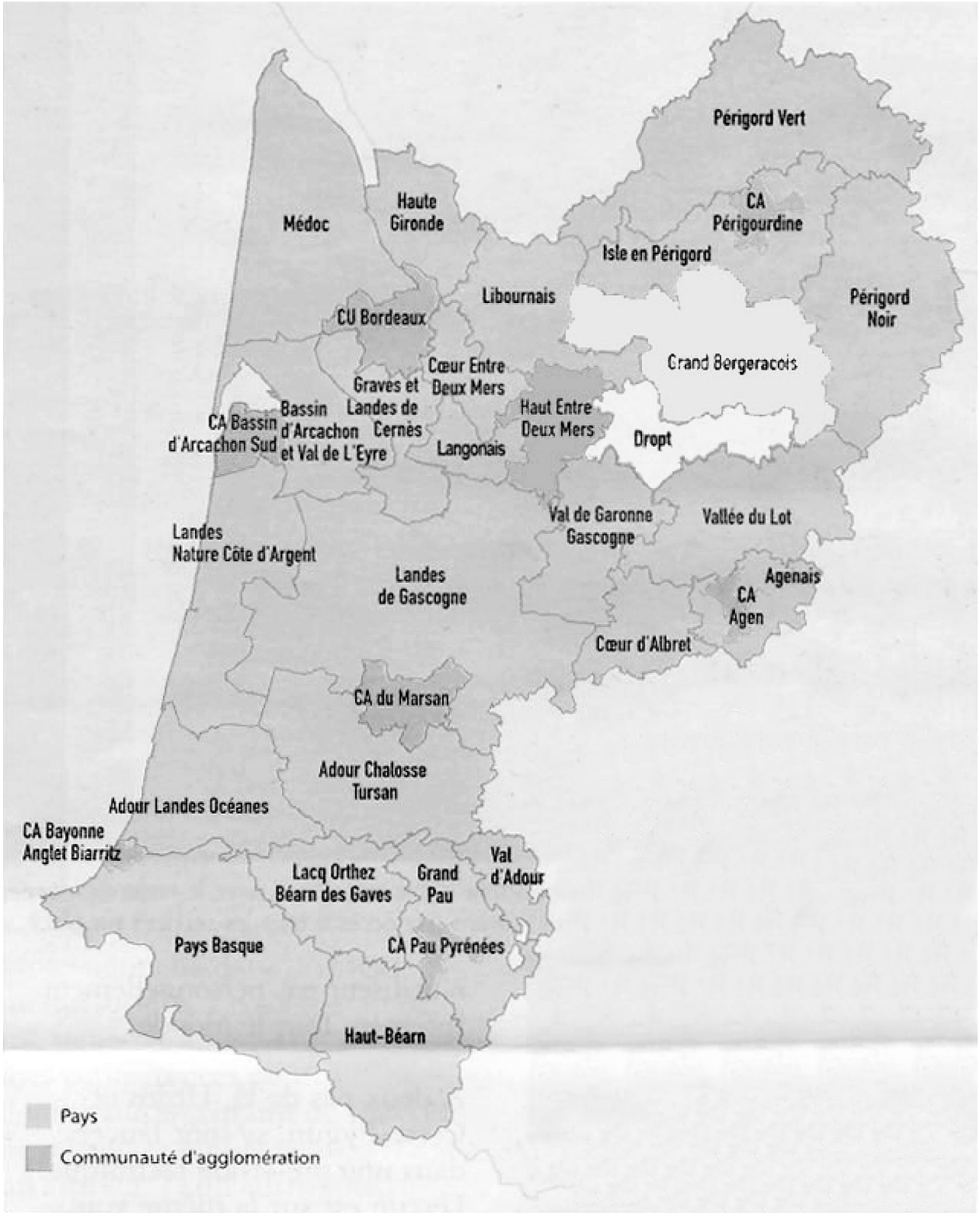

図２　アキテーヌ地域圏における郷土圏と都市圏（2004 年）
（http://www.valleedudropt.com/paysdudropt.htm）

2007年にかけて結ばれた23の契約の分析を行っている。それによれば，借入金が52%，補助金が48%であり，補助金では，EUからの補助金は予算全体の4％，国家からの補助金が20%，地域圏議会から13%，県議会から9％，その他2％となっている。事業遂行において，財政的には決して良好とは言えないように見える。

むすびにかえて：郷土圏をめぐる問題

プロジェ共同体としての郷土圏は，地域的一体性，都市と農村との連帯に基づく地域の発展を企図するものであるが，その基本的な意味は，様々なアクター間のコミュニケーションを促進し，プロジェへの参加に基づく地域ガバナンスを実現するところにあるだろう。

J.パラールは，郷土圏を単なる「雇用圏」ではなく，「地方生産システム」ととらえる。それはシステムを構成する行為者集団の協働の産物であり，国家の地方出先機関も含めた地方の行為者に参加と行動の枠組を与えるものである。そこでは，「地域整備と内生的発展との分節化を図ること」が問題なのであり，「市民社会と公権力の新しい関係の確立」が賭けられていると述べている[32]。

もちろん，郷土圏は本文でも触れたように，「開発委員会」を通じた住民の参加，国家・地域圏との特別契約に基づく事業遂行にもまだ未成熟な点があるようであるが，行政区画でもなく，地方公共団体でもない郷土圏の将来的発展を展望するとき，問題になるのは，県との関係である。

1970年代に『郷土に生きるVivre au pays（Éditions le Cercle d'Or, 1977.）』を著わしたL.ローランは，フランス革命時に生まれた県の廃止を問題にする。『県の廃止-郷土圏への訴え』において，フランスが国家－地域圏－県－コミュン共同体－コミュンと，独自税源をもつ5層の行政単位を有することから生まれる複雑さと無駄を問題にする[33]。そして，県は，社会的・経済的・文化的に地域を発展させるためには小さすぎ，都市と農村の連帯を実現するためには大きすぎると言う。さらに，地域圏は，まだ小さすぎるから，統合によって大きくし，また，コミュン共同体は，都市と農村の連帯を実現するためには小さすぎるから，郷土圏によって代替すべきであると言う。

J.パラールは，郷土圏政策は，ナショナルなレベルでの制度的連環に必ずや影響し，調整と契約化の場所を創り出すから，県と地域圏との競争を先鋭化するであろうと言う。その結果，伝統的に支配的な県-コミュンの組み合わせから，地域圏-郷土圏の組み合わせへと移行するかもしれないと予測する。

彼は，J.-L.ギグー（J .L .Guigou ）とD.パルトネ（D.Parthenay）によりながら，4つのシナリオを描いている。第一に，新自由主義的傾向の強まりによって，「破裂した群島」状態が生まれる可能性。第二に，地方的アイデンティティの強化による，新共同体主義的な「差異ある地方」が生まれる可能性。第三に，ネオ・ジャコバン的な，改革された国家主義が生まれる可能性。第四に，複数の水準（地域圏，都市ネットワーク，「プロジェクト空間」としての地方）で地域政策が相互に連携しながら展開される「連鎖的な多中心主義polycentrisme maillé」が生まれる可能性を挙げているが，パラールは，この第四の鍵となるのが「プロジェ空間」としての郷土圏であると述べている。

もちろん，これに対して，DATAR及び現在の地域整備・競争性省際委員会DIACT（la Délégation interministérielle à l'aménagement et à la compétitivité des territories）が，県の下位行政区画としての郡と郷土圏を整合させようとしていることは，触れたとおりであるが，郷土圏は，県を越えたり，地域圏を越えて形成されるケースもあり，また，郷土圏の規模は多様であるから，DIACTの思惑どおりには行かないようで

(32) J.Pallard, op. cit., p.439.
(33) L.Laurent, *La fin des departments－Recours aux pays,* Presses Universitaires de Rennes, 2002,

ある。

県か郷土圏かという問題は，単一不可分の共和国か，一にして多様な分権的共和国かという問題に絡んで，やはり今後も残ることになろう[34]。

とはいえ，郷土圏が現状のままで地域発展の担い手になりうるのかどうかという問題はやはり問われよう。郷土圏は，地域の諸アクターのコミュニケーションに基づく社会的資本の蓄積を促進し，地域的ガバナンス機能を果たすものであるが，これは地域の発展の必要条件であっても，それだけで，地域発展が可能になるわけではない。

郷土圏と経済成長のメカニズムとの関係を問うたF.オベールたちの論文では，郷土圏が，都市型郷土圏，郊外型郷土圏，低密度の農村型郷土圏，連環的農村型郷土圏，混合型郷土圏に分類されている[35]。

都市型郷土圏は，中核都市を含み，農村地域が郊外化したものであるが，雇用確保による人口流出を食い止めることのできる郷土圏で，「生活圏」，「雇用圏」としての機能を果たしうるものである。

郊外型郷土圏は，中核都市から拡散する産業と人口を受け入れることにより，比較的良好であるが，中核都市に対して防衛的な性格をもつものである。

低密度の農村型郷土圏は，アイデンティティ意識が強い，歴史的に形成されてきた郷土圏であり，主産業は農業で，産業活動の連環・相互依存性が弱く，雇用創出も低い。人口増は退職者受け入れによる場合が多い。

連環的（maillé）農村型郷土圏では，町，小都市を含むものであるが，低密度農村型郷土圏と同様，雇用拡大は期待できない。

混合型郷土圏は，中核都市，郊外，農村的空間を含むものであり，バランスがとれている。ある産業に特化してはいないが，失業率は相対的に低い。「理想的」とも言えるが，発展という観点からは，さらに自発的な政治的なプロジェが必要である。

やはり，中核都市を含む郷土圏が経済発展にとって有利であることは疑いないが，問題は，郷土圏の半数を占める農村優位型郷土圏の発展可能性であろう。この農村優位型郷土圏にあっては，都市との連帯をどのように構築していくかが課題であろう。

---

(34)　なお，郷土圏の承認は，地域圏地方長官が，地域圏議会と県議会の意見を承けて行うことになっており，契約は，国家-地域圏の計画契約に基づいて，郷土圏が地域圏と契約を結んだり，国家や県と契約を結ぶ。契約方式は，郷土圏の自律性を示すものであるが，国家-地域圏の計画契約自体に縦系列支配の可能性の問題があるという指摘もある。とすると，依然として，ソフトな縦系列支配の問題があるし，地域圏－郷土圏の組み合わせは，地域圏の発展にも依存することになろう。

(35)　F.Aubert, D.Lepicier, P.Perrier-Cornet, Structure economique des territories: une analyse des disparites micro-regionales a l'echelle des pays en France, *Revue d'Economie Regionale & Urbaine,* no.2, 2006.

La politique de《Pays》en France

KITAGAWA Tadaaki

(Professor International Relations, Social Systems Course)

Dans ce présent article, nous tenterons d'étudier le problème de la politique de《Pays》en France à la lumière de son état actuel.

Dans le chapitre premier, nous suivrons l'histoire de ce mouvement depuis les années 1970 et analyserons la législation en vigueur de cette politique dans les années 1990.

Dans le deuxième chapitre, nous examinerons l'état actuel des《Pays》, leur diversité, leur variété de type et leur structure entre autres.

Et, pour conlure, nous observerons quelques problémes, particulièrement sur le réaménagement de l'administration française et les possibilités éventuelles qu'offrent ce système pour le développement de l' économie locale.

社会文化システム研究科　彙報

2007年度開講科目一覧（特別研究Ⅰ，Ⅱは除く）

文化システム専攻

授業科目名	担当教員	開講期
英語学特論Ⅱ	富澤直人	前期
英語学特別演習	富澤直人	後期
英語語法論特論Ⅱ	鈴木亨	前期
英語語法論特別演習	鈴木亨	後期
日本語文法論特論Ⅱ	阿部八郎	前期
日本語文法論特別演習	阿部八郎	後期
日本語意味論特論Ⅱ	渡辺文生	前期
言語学特論Ⅱ	池田光則	前期
歴史言語学特論Ⅱ	IRWIN MARK	前期
言語学特別演習	池田光則	後期
実験心理学特論Ⅱ	渡邊洋一	前期
実験心理学特別演習	渡邊洋一	後期
人間情報科学特論Ⅱ	本多薫	前期
人間情報科学特別演習	本多薫	後期
日本中世宗教文化史特論Ⅱ	松尾剛次	前期
日本中世宗教文化史特別演習	松尾剛次	後期
論理学特論Ⅱ	清塚邦彦	前期
論理学特別演習	清塚邦彦	後期
日本古代史特論Ⅱ	三上喜孝	前期
日本古代史特別演習	三上喜孝	後期
日本近世史特論Ⅱ	岩田浩太郎	前期
日本近世史特別演習	岩田浩太郎	後期
日本近代現代史特論Ⅱ	板垣哲夫	前期
日本近代現代史特別演習	板垣哲夫	後期
東アジア近世史特論Ⅱ	新宮学	前期
東アジア近世史特別演習	新宮学	後期
ドイツ史特論Ⅱ	山崎彰	前期
ドイツ史特別演習	山崎彰	後期
文化人類学特論Ⅱ	坂井正人	前期
文化人類学特別演習	坂井正人	後期
北アジア史特論Ⅱ	中村篤志	前期
表象文化論（現代批評）特論Ⅱ	中村三春	前期
表象文化論（現代批評）特別演習	中村三春	後期

日本古代中世文化論特論Ⅱ	菊　地　　仁	前　期
日本古代中世文化論特別演習	菊　地　　仁	後　期
中国古代中世文化論特論Ⅱ	福　山　泰　男	前　期
中国古代中世文化論特別演習	福　山　泰　男	後　期
表象文化論（美学・芸術学）特論Ⅱ	元　木　幸　一	前　期
表象文化論（美学・芸術学）特別演習	元　木　幸　一	後　期
美学・芸術史特論Ⅱ	阿　部　成　樹	前　期
美学・芸術史特別演習	阿　部　成　樹	後　期
英米近世文化論特論Ⅱ	大河内　　昌	前　期
ドイツ現代文化論特論Ⅱ	渡　辺　将　尚	前　期
ドイツ近代文化論特論Ⅱ	奥　村　　淳	前　期
ドイツ近代文化論特別演習	奥　村　　淳	後　期
ロシア東欧文学特論Ⅱ	中　村　唯　史	前　期
ロシア東欧文学特別演習	中　村　唯　史	後　期

社会システム専攻

授　業　科　目　名	担当教員	開講期
人権論特論Ⅱ	早　瀬　勝　明	前　期
刑法特論Ⅱ	北　野　通　世	前　期
刑事法特論Ⅱ	金　澤　真　理	前　期
公共経済学特論Ⅱ	是　川　晴　彦	前　期
公共経済学特別演習	是　川　晴　彦	後　期
統治組織論特論Ⅱ	今　野　健　一	前　期
イギリス経済学史特論Ⅱ	下　平　裕　之	前　期
イギリス経済学史特別演習	下　平　裕　之	後　期
マクロ経済学論特論Ⅱ	野　田　英　雄	前　期
マクロ経済学論特別演習	野　田　英　雄	後　期
地域社会計画特論Ⅱ	横　山　　敏	前　期
地域社会計画特別演習	横　山　　敏	後　期
環境地理学特論Ⅱ	阿子島　　功	前　期
環境地理学特別演習	阿子島　　功	後　期
地域社会論特別演習	永　野　由紀子	後　期
経済地理学特別演習	山　田　浩　久	後　期
企業経営論特論Ⅱ	伊　藤　宣　生	前　期
企業経営論特別演習	伊　藤　宣　生	後　期
経営情報特論Ⅱ	殷　　勇	前　期
経営情報特別演習	殷　　勇	後　期
日本産業構造分析特論Ⅱ	立　松　　潔	前　期
日本産業構造分析特別演習	立　松　　潔	後　期

計量経済学特論Ⅱ	砂　田　洋　志	前　期
計量経済学特別演習	砂　田　洋　志	後　期
経営システム特論Ⅱ	西　平　直　史	前　期
経営システム特別演習	西　平　直　史	後　期
マーケティング論特論Ⅱ	伊　藤　嘉　浩	前　期
管理会計特別演習	緒　方　　勇	後　期
雇用関係法特論Ⅱ	高　木　紘　一	前　期
雇用関係法特別演習	高　木　紘　一	後　期
商法特論Ⅱ	コーエンズ　久美子	前　期
国際関係論特論Ⅱ	高　橋　　和	前　期
国際関係論特別演習	高　橋　　和	後　期
国際組織法特論Ⅱ	立　松　美也子	前　期
国際組織法特別演習	立　松　美也子	後　期
現代政治論特論Ⅱ	北　川　忠　明	前　期
現代政治論特別演習	北　川　忠　明	後　期
比較政治学特論Ⅱ	星　野　　修	前　期
比較政治学特別演習	星　野　　修	後　期
ＥＵ経済論特論Ⅱ	鈴　木　　均	前　期
ＥＵ経済論特別演習	鈴　木　　均	後　期

共　通　科　目

授　業　科　目　名	担当教員	開講期
情報処理実習	古　藤　　浩	前　期
現代外国語（英語）Ⅰ	Ryan Stephen Bond	前　期
現代外国語（英語）Ⅱ	冨　田　かおる	前　期
現代外国語（フランス語）	磯　野　暢　祐	前　期
現代外国語（ロシア語）	相　澤　直　樹	前　期
現代外国語（中国語）	芦　立　一　郎	前　期

2007年度　修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

（題　　目）	（分　野）	（領　域）	（氏　名）
正岡子規『病牀六尺』研究　――文体の力――	国際文化論	アジア文化	加藤　咲子
On Syntax and Semantics of Perception Constructions in English	人間科学	言語科学	黒沼　久也
人工社会モデルにおける個人差のもたらす影響　――Adaptive Cultural Model による検討――	人間科学	心理・情報	佐藤　　翔
ネットコミュニケーションにおける否定疑問文の解釈について	人間科学	言語科学	高橋　郁子
仙台藩校養賢堂の研究	思想歴史論	歴史文化	星　　達人
世代間における言葉遣いの現状　――山形市内及びその周辺の家庭をてがかりとして――	人間科学	言語科学	Maxime Berson
福沢諭吉における男女関係論　――男女共生の観点からの試論――	思想歴史論	歴史文化	劉　　楠

社会システム専攻

（題　　目）	（分　野）	（領　域）	（氏　名）
山形県における県及び各市町村の議会改革	国際システム	国際関係	後藤　久也
「人間の安全保障」の構築と限界　――HIV/AIDS 問題を事例として――	国際システム	国際関係	菅　　紀子
高齢化と地域医療	企業システム	企業経営	鈴木　順子
“中国 ST 企業”に関する財務的研究	企業システム	企業経営	王　　巍
生産方式の革新　――セル生産を中心に――	企業システム	企業経営	曹　　崧
中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの改善について	企業システム	企業経営	劉　昱　胄
北アイルランド紛争の和平プロセス　――アメリカの関与をめぐって――	国際システム	国際関係	阿部　　学

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

１．名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of the Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University）と称する。

２．投稿資格

本編に投稿できる者は，原則として，社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし，次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

⑴　本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し，退官した元専任教員
⑵　本研究科ないし人文学部の客員研究員
⑶　本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
⑷　「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
⑸　本研究科を修了した者
⑹　その他，編集委員会が適当と認めた者

３．投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし，その種類は次の通りとする。

⑴　原著論文
⑵　編集企画により編集委員会が依頼した原稿
⑶　本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
⑷　本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
⑸　そのほか，編集委員会が適当と認めたもの

４．原稿の分量および様式

⑴　原稿は，各号原則として１人１編までとするが，３に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
⑵　分量は，原則として，日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚（40字×40行のワープロ用紙では25枚分）以内とする。欧文原稿の場合はＡ４判の片面に周囲３㎝の空白を残して２段送りタイプすることにし，50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
⑶　編集委員会が適当と認めた場合，連載の方式をとることができる。
⑷　日本語による執筆の場合は外国語の，外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし，要旨は原則として刷り上がり１頁とする。投稿者は，当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで，外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし，当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には，英語による要旨に限り，編集委員会が仲介するものとする。
⑸　⑴に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り，編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし，この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
⑹　特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は，原則として執筆者が負担するものとする。

5．版組

刷り上がりの大きさはＡ４判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も２段組とする。

6．原稿の提出

⑴　原稿は原則としてワードプロセッサで作成し，電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際，プリントアウトしたもの１部を添付する。

⑵　編集委員は，提出された原稿と引き換えに，原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7．原稿の締め切り

⑴　創刊号の原稿締め切りは2005年１月31日とする。

⑵　第２号以降の原稿締め切りは，５月31日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8．論文等の審査及び掲載の可否

⑴　編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。

⑵　編集委員会は，審査の結果，必要ならば原稿の修正を求めることができる。

⑶　編集委員会は，審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9．校　正

⑴　校正は執筆者の責任において行い，原則として再校までとする。

⑵　校正は誤字，脱字，誤植等の訂正に限るものとし，本文の大幅な変更（削除，挿入等）は原則として認めない。

⑶　前項の規定にもかかわらず，大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし，その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10．掲載及び別刷りの経費

⑴　掲載に要する経費は，制限内のページ数であれば，原則として無料とする。

⑵　別刷りの経費については著者負担とする。

11．出版権利用の許諾

論文を投稿する者は，山形大学本研究科に対し，当該論文に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

12．論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

⑴　掲載された論文等は，原則として電子化し，人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

⑵　ただし，執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は，当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附　則　　この投稿規程は2005（平成17）年１月１日から施行する。

附　則　　この投稿規程は2007（平成19）年４月１日から施行する。

編　集　委　員

伊　藤　　豊　（文化システム研究科）

アーウィン　マーク（文化システム研究科）

緒　方　　勇　（社会システム研究科）

洪　　慈　乙　（社会システム研究科）

編　集　者
発　行　者　山形大学人文学部

〒990-8560　山形市小白川町一丁目 4 番 12 号

責　任　者　渡　邊　洋　一

印　刷　所　田宮印刷株式会社

発行年月日　平成 20 年 8 月 29 日

BULLETIN of the Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 5

CONTENTS

Articles

An Analysis of Heart Rate Variability Using Wavelet Transformation : Power Spectrum When a Psychological Load is Applied Through a Calculation Task ……HONDA Kaoru 1

Barcarole of Death and Rebirth : A Study of the *Gondola Song* (*Gondora no uta*) in Akira Kurosawa's film *To Live* (*Ikiru*) ……AIZAWA Naoki 15

Fenollosa's Undated Letter to Gardner : Exploring Its Implications ……ITO Yutaka 37

Notes and Documents

La politique de《Pays》en France ……KITAGAWA Tadaaki 49

2007 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses ……71

Requirements for Contributors ……75

AUGUST 2008